

京都教育大学

平成 25 年度 修士論文

高等学校における伝統文化教育と教育環境に関する研究
—茶道体験を通じて現状と展望について考える—

教科教育専攻 家政教育専修

仲島 聖子

指導教員 延原 理恵

指導教員 榊原 典子

目 次

序章.....	1
1. 研究の背景.....	2
2. 先行研究.....	4
3. 研究の目的.....	4
4. 研究の構成.....	5
 第1章 都道府県の伝統文化教育への取り組み.....	7
1.1 はじめに.....	8
1.2 学校設定科目として実施.....	9
1.3 研究指定校でのみ実施.....	12
1.4 全学校で実施.....	14
1.5 社会教育で実施.....	15
1.6 指導事例の紹介.....	16
1.7 伝統文化教育の意義.....	18
 第2章 高等学校学習指導要領における伝統文化教育の取り扱い.....	20
2.1 はじめに.....	21
2.2 方法.....	21
2.3 結果と考察.....	22
2.3.1 伝統・文化の出現回数にみる教科の特徴と変遷	
2.3.2 教科による伝統文化教育の内容の特徴	
2.3.3 高等学校学習指導要領家庭編にみる伝統・文化の取り扱い	
2.4 まとめ.....	36

第3章 京都府「高校生伝統文化事業」と茶道を通じた伝統文化教育に関する調査....	37
3.1 はじめに.....	38
3.2 京都府「高校生伝統文化事業」.....	38
3.3 伝統文化（茶道）に関する授業についてのアンケート調査.....	40
3.3.1 調査の目的	
3.3.2 調査の方法	
3.3.3 調査の結果と考察	
3.4 茶道に関する授業についてのインタビュー調査.....	52
3.4.1 調査の目的	
3.4.2 調査の方法	
3.4.3 調査の結果と考察①	
3.4.4 調査の結果と考察②	
3.4.5 調査の結果と考察③	
3.5 まとめ.....	58
第4章 茶道を取り入れた伝統文化教育の授業実践.....	60
4.1 はじめに.....	61
4.2 高校生の伝統文化に関わる生活経験の実態.....	61
4.2.1 調査目的	
4.2.2 調査方法	
4.2.3 結果と考察	
4.3 授業実践の概要.....	71
4.4 授業実践の構想.....	73
4.5 授業実践の結果と考察.....	78
4.5.1 茶道体験直後の感想文	

(1) 体験直后感想文の印象による分類整理	
(2) 体験直后感想文のテキストマイニング分析	
4.5.2 茶道に関する授業後のアンケート	
(1) 調査の方法	
(2) 調査の結果と考察	
4.6 指導者からみた授業実践の評価.....	87
4.7 まとめ.....	88
 第5章 これからの伝統文化教育.....	89
5.1 はじめに.....	90
5.2 伝統文化教育の人材ネットワークの構築.....	91
5.3 伝統文化教材貸し出し制度.....	91
5.4 伝統文化資料データベースの作成.....	93
5.5 「茶道」を中心とした指導計画.....	93
5.5.1 兵庫県立の高等学校の生徒の伝統文化に関する生活経験の実態	
5.5.2 兵庫県立の高等学校での伝統文化に関する実践教育	
5.6 教員免許取得学生への伝統文化教育.....	103
5.7 まとめ.....	107
 終章.....	108
 文献.....	112
謝辞	
付録	

序章

1. 研究の背景

平成 18 年に教育基本法が改正された。昭和 22 年教育基本法¹⁾の前文では、「(前略) われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。(後略)」となっているところが、平成 18 年改正の教育基本法²⁾の前文では、「(前略) 我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、心理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。(後略)」とある。また、第 2 条は、昭和 22 年教育基本法では、「教育の方針」として「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。」とあったところが、平成 18 年教育基本法では、「教育の目標」として第 5 項に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」と具体的な目標があげられた。さらに、平成 19 年に改正された学校教育法⁴⁾には第 21 条「義務教育の目標」第 3 号に「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と新設された。これにより、現代的な教育課題への対応や未来に求められるべき人材像の指針として教育の目標が明確化され、伝統文化教育が大きな柱として位置づけられることになった。

教育基本法、学校教育法の改訂に伴い、平成 21 年に高等学校学習指導要領が改訂された。平成 11 年の高等学校学習指導要領⁵⁾ 総則では、「個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成する」とあったが、平成 21 年の高等学校学習指導要領⁶⁾ 総則では、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造をはかるとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展、環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成する」と新たに記載され、伝統や文化に関する教育の充実が、主な改善事項のひとつとして示された。

以上を踏まえると、学校教育においてもより一層の伝統文化教育を行うことが求められ

ているといえる。既に、研究指定校や設定科目で実施しているほか、テキストを作成したり、指導事例案を作成したりするなど様々な伝統文化教育への取り組みを行っている都道府県もある。

特に、京都府教育委員会では「高校生伝統文化事業」を実施している。これは、平成 23 年度から始まったもので、京都府の全府立高等学校で茶道を取り入れた授業を行うという、都道府県で初めての取り組みである。ここでは、京都にゆかりの深い伝統文化ということで茶道を取り上げており、茶道を通じて伝統文化を学ぶことが目的である。特別講師を招くことは決められているが、どの学年で実施するのか、選択にするか必修にするのか、何時間行うのか、どのような内容で実施するのかについては、各学校に任せられている。事業に必要な経費である、道具の購入費用、講師への謝礼金、交通費、消耗品代などは、教育委員会が出している。茶道だけではなく、華道や古典（着物の着付けや伝統芸能など）を実施している学校にも予算が配当され、平成 25 年現在では、茶道が 46 校、華道が 18 校、古典が 16 校で「高校生伝統文化事業」として実施されている。

茶道は総合芸術であり、茶道の中に国語、社会、理科、英語、家庭科、芸術と多くの教科に関係する内容が含まれる。茶道は様々な教科で活用することができるので、伝統文化を学ぶ題材として適していると考ええる。そこで、本研究では伝統文化教育の中の「茶道」を取り上げて考えていくことにした。

しかし、この事業は実施されてから間もないこともあるのか、伝統文化（茶道）教育を学校で実施している報告例が少なく、どのような場所や状況で授業を行っているのか、どのような内容が取り扱われているのか、伝統文化（茶道）教育を行うことでどのような教育効果が得られるのか分からない。そもそも、学習指導要領だけでは何を目的として伝統文化（茶道）教育を行えばよいのか明確ではない。また、茶道経験がない教員もいるので、教員にとっても負担が大きいのではないのかとも考えられるため、経験がない教員でも有意義な伝統文化（茶道）教育を実施できるようにする手だてが必要であろう。

以上から、次の 3 つの問題点が浮かび上がった。まず、教育基本法や学校教育法、学習指導要領の書き方では伝統文化に関する授業の取り扱い方が見えにくいという点である。伝統文化教育は範囲が大変広いため何を目標にどんなことをすればよいのか判断が難しいと坎じる。そのため、伝統文化に関する授業の前例が少ない上に、授業の展開が確立している訳ではないので分からないという声もあった。これが 2 点目である。最後に、伝統文化に関する教育ができる環境が整っているのかがわからないという点である。国や都道

府県教育委員会から伝統文化教育(茶道)を学校教育で実施するように求められているが、実際に学校教育で伝統文化教育を実施することが可能なのかが不明であった。

2. 先行研究

安野らの「伝統・文化に関わる教育法の構築に関する基礎研究」⁷⁾によると、平成 18 年教育基本法に示されているとおり、国が伝統・文化教育を行うことを求めており、学校教育、社会教育で伝統・文化に関する事業が新しく実施されるようになった。また、伝統・文化教育が求められている理由として、伝統文化を大切にすることを次世代に伝えていく不易の視点、国際社会の中で他国の人々と共生していくことへ対応するために、自らのアイデンティティを持ちながら文化の多様性を認識することがあげられていた。

太田直之の「日本の伝統文化研究と伝統文化教育の間」⁸⁾によると、伝統文化教育は、教育課程全体の取り組みとして位置づけられるが、特に歴史教育に力を入れられており、現在実施されている伝統文化教育の内容は、伝統・文化に触れて親しむことを優先する体験型が多い現状にあるという。しかし、教員にとって伝統・文化は自明の物ではないので、現場の努力のみでは限界があるとしている。

以上を踏まえ、なぜ伝統文化教育を行うのか、またどのような内容で取り扱うべきなのか、今の学校には伝統文化教育を実施できる環境が整っているのか、伝統文化教育を実施する具体的な方法はどんなものがあるのか、伝統文化教育を学校教育に取り入れるためには何が必要なのかといった伝統文化教育の意義や実態、課題を明らかにしていく必要があるのではないかと考えた。

3. 研究の目的

本研究は、高等学校における伝統・文化の取り扱いについて整理し、伝統文化教育の意義をまとめ、伝統文化（茶道）を行う教育環境の現状を明らかにするとともに、教育環境の展望について検討することを目的とする。

「文化」とは、「人間が自然に手を加えて形成し創造したモノ、衣食住、技術、学問、芸術、道徳、宗教、政治」とし、「伝統」とは、「歴史を通じて培い伝えられてくる中で精神的な意味合いが付随したモノ」と考え、「伝統文化教育」とは、「人間が手を加えて形成し創造したモノが時代を経ることによって精神的な意味合いが加えられ、さらに新しい創造が加えられたモノに関係する教育」を指すことにする。

「教育環境」については、『『伝統文化に関する授業を行う』を核として、そのまわりを取り巻く要素、時間、モノ、人、金、内容、方法など』を言うことにする。

まず、先行研究や各都道府県の伝統文教に関する事業への取り組み、学習指導要領の伝統文化に関する内容の整理をすることで伝統文化教育の意義を明確にしていく。次に、京都府の高等学校に対して伝統文化（茶道）に関する授業についてのアンケート調査の結果や教員へのインタビューから、伝統文化（茶道）を行う教育環境の現状を明らかにする。さらに、授業実践を通じてよりよい伝統文化に関する授業の実施について考察したい。最後に、これからの伝統文化教育について何が必要なのか、また今ある課題について整理したいと考える。

4. 論文の構成

本論文は、序章、本論、終章の3つから構成している。また、本論は5章からなる。

序章では、研究の背景、研究の目的、論文の構成について述べている。

第1章と第2章は、伝統文化教育の意義について述べており、第1章では、都道府県の伝統文化教育への取り組みについて、各都道府県がどういった目的でどのような内容の伝統文化に関する事業を実施しているのかを整理し、伝統文化教育の意義をまとめている。

第2章では、学習指導要領を分析することで、伝統文化教育の取り扱いを明らかにし、第1章とあわせて伝統文化教育の意義をまとめている。

第3章では、学校教育で伝統文化教育を実施するにあたり教育環境はどの程度整っているのか、現場の先生方はどのような意見を持っているのかを明らかにするために、京都府内の高等学校における茶道に関する授業の実施状況について調査した結果および考察を述べている。

第4章では、第3章を踏まえ、どのように伝統文化に関する授業を行えばよいのか、またその教育効果は何なのか、高等学校で茶道を通して伝統文化を学ぶ授業実践を行い、考察している。

第5章では、第1章～第4章を踏まえ、これからの伝統文化教育にとって必要なことについて挙げ、考察及び提案をしている。

終章では、研究全体を振り返り、伝統文化教育の意義や伝統文化（茶道）を行う教育環境の現状、伝統文化（茶道）に関する授業の効果を踏まえ、伝統文化教育の展望について検討している（表 1-1）。

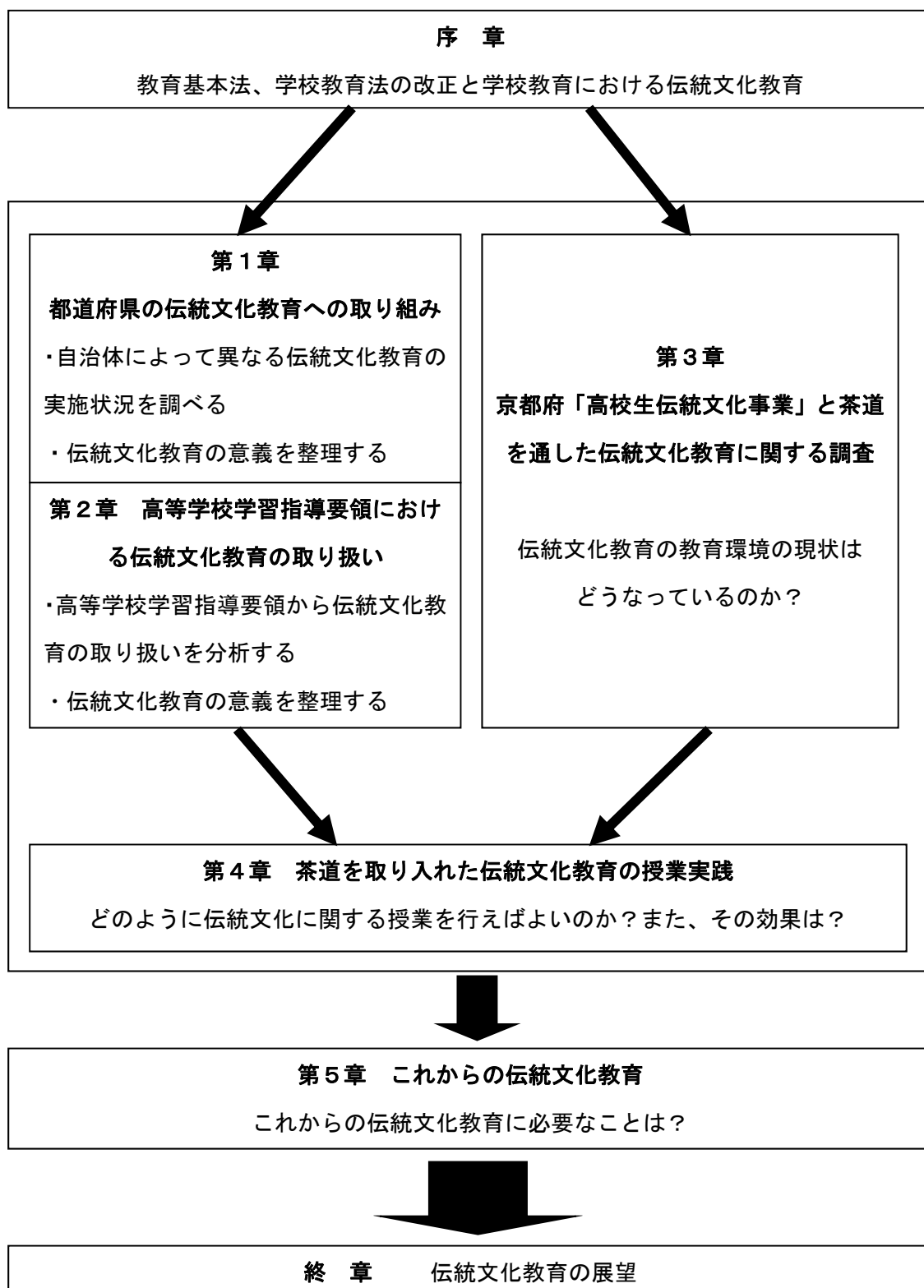


図1 論文の構成

第 1 章

都道府県の伝統文化教育への 取り組み

1.1 はじめに

学校教育でも伝統文化教育が求められるようになって、都道府県をあげて伝統文化に関する事業を実施しているところがある。伝統文化教育への取り組み方としては、①学校設定科目として実施している、②研究指定校で実施している、③全学校で実施している、④社会教育で実施している、⑤指導事例の紹介をしているという5つパターンに分けることができた（表 1-1）。まだまだ都道府県がはたらきかけて積極的に伝統文化教育を実施している例は少ないが、さまざまな内容や目的を持って伝統文化教育に取り組んでいることがわかった。

そこで、本章では、各都道府県が行っている伝統文化教育の目的や取り組み方を整理することで、伝統文化教育の意義を明確にしていきたい。

表 1-1 各都道府県における伝統文化教育への取り組み方

伝統文化教育の取り組み方	実施都道府県の例
① 学校設定科目として実施	兵庫県、東京都、埼玉県
② 研究指定校で実施	茨城県、石川県
③ 全学校で実施	京都府
④ 社会教育で実施	岡山県、群馬県
⑤ 指導事例の紹介	熊本県、山口県

1.2 学校設定科目として実施

学校設定科目として伝統文化を学ぶ新しい科目をおくことを推進し、モデルやテキストを作っている都道府県がある。学校設定科目とは、学習指導要領にはない科目を各都道府県に申請し、学校および生徒の実態に応じて、名称、目標、内容、単位数などを学校独自に設定する科目である。

兵庫県では、平成 18 年度に、「日本の文化理解推進事業」が実施され、平成 19 年度から学校設定科目「日本の文化」を設けている。この科目は、「日本及び自らが住んでいる地域の文化的価値についての理解と表現を図り、世界の多様な文化を尊重し、交流することによって、国際社会に主体的に生きる自覚と資質を養う」ことを目標にしている。内容は、①生活文化（衣食住の文化、年中行事、通過儀礼など）、②地域文化（播州歌舞伎、立杭焼、姫路城など）、③伝統文化（茶道、武道、和歌、伝統工芸など）、④J a p a n N o w（アニメ、マンガ、日本語、日本食など）の 4 領域で構成されている。「日本の文化」¹⁸⁾というテキストも作成されており、4 領域ごとのテーマに関するワークシート、指導案、英語での演習が写真付きでまとめられている。テキストに示されている年間指導計画例とテーマは表 1-2 のとおりである。巻末には、県内の博物館や美術館、文化財等の一覧があり、授業で活用しやすいようにまとめられている。

東京都では、平成 17 年度から日本の伝統・文化理解教育を実施しており、平成 18 年に学校設定科目「日本の伝統・文化」²⁰⁾という教材集が作成され、平成 19 年度からこの科目を実施している。この科目は、「国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを養うとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質を育む」ことを目標としている。内容は、①創意工夫されてきた技や受け継がれてきた心に関すること（色、結ぶ、儀式、折り鶴、パーティー企画演出など）、②衣食住に関すること（日本の住まい、和装、箸と椀など）、③芸術や芸能に関すること（祭、相撲、茶道、囲碁、日本画、ダンスと和楽器など）、④保存や修復など伝承に関すること（アニメ絵巻、工具、生活に生きる江戸文化など）の 4 つで構成されている。「日本の伝統・文化」教材集には、「基本的な単元」、「体験・創出的な単元」、「新たな文化の単元」の 3 つにわけてテーマが挙げられており、そのテーマに関する詳しい情報が載せられている（表 1-3）。使い方としては、興味ある単元を選択して学習する、鑑賞したり知識を得たりする資料集として活用する、付属のワークシートを活用して体験的に学習するという使い方が挙げられている。

表 1-2 科目「日本の文化」年間指導計画例（2単位）とテーマ

		テーマ	領域
1 学 期	4 月	1 食文化	生活文化
		2 衣文化	
		3 住文化	
	5 月	4 年中行事	
		5 通過儀礼	
		6 あそび	
	6 月	7 自然と生活	伝統文化
		8 能・狂言	
		9 茶道	
		10 華道	
	7 月	11 書道	
2 学 期	9 月	12 神社・仏閣	
		13 伝統工芸	
		14 日本画	
		15 和歌・俳諧	
	10 月	16 邦楽	地域文化
		17 武道	
		18 播州歌舞伎	
	11 月	19 人形浄瑠璃	
		20 立杭焼	
		21 伝統産業と地場産業	
		22 城郭と寺社建築	
	12 月	23 日本のマンガ・アニメ	Japan now
3 学 期	1 月	24 映画・音楽	
		25 世界の中の日本人	
	2 月	26 世界の中の日本語	
		27 日本のテクノロジー	
		28 日本の中の多様な文化	
	3 月		

表 1-3 「日本の伝統・文化」教材集 単元とテーマ例

単元	テーマ
基本的な単元	1 色、形、文様 2 折る、包む、結ぶ 3 いろいろな文字を読んでみよう 4 日本の遊び 5 箸と椀 6 日本の住まい 7 文化としての日本の音 8 江戸・東京を歩く 9 和の響きを聴く 10 祭りの魅力
体験・創出的な単元	11 アニメ絵巻をつくる 12 モダン都市東京の生活文化 13 身の回りの情報・メディア 14 出版文化の誕生を探る 15 儀式における音・音楽 16 世代をつなぐ日本のうた 17 大相撲と現代生活 18 着付け・和装 19 「道」に学ぶ―茶道・華道― 20 道具と工具 21 生活に生きる江戸の文化 22 武道に学ぶ 23 将棋に学ぶ 24 囲碁に学ぶ
新たな文化の単元	25 事件・情報とメディア 26 現代の芸術にみる日本の伝統・文化 27 織り鶴を折る 28 和からジャパンプランドの創出 29 日本的な感性を味わおう 30 ダンスと和楽器による総合的表現 31 ジャパンパーティーの企画演出

埼玉県では、平成 19 年度に「伝統・文化」に関する学校設定科目についての冊子²¹⁾が作成されている。「伝統・文化」に関する学校設定科目の目標は、「我が国の伝統、文化について理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを養うとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質をはぐくむ」としている。内容は、①生活文化（祭り、年中行事など）、②地域文化（小鹿野歌舞伎など）、③伝統文化（日本舞踊、能、茶道など）の 3 領域に分けられている。伝統・文化に関することを各教科と結びつけて学習することを推進しており、例えば地理歴史では、生活文化を学ぶ学校設定科目として「日本の庶民文化」、「日本の生活文化」、英語では、地域文化を学ぶ学校設定科目として「日本文化紹介」、芸術で伝統文化を学ぶ学校設定科目として「日本舞踊」などを挙げている（表 1-4）。

表 1-4 「伝統・文化」に関する学校設定科目についての冊子の 3 領域の内容と例

領域	指導の視点	指導内容の例	科目名の例
生活文化	衣食住の生活や遊びに関わる伝統や文化	祭り、年中行事、通過儀礼	「日本の庶民文化」 「日本の生活文化」
地域文化	地域社会の伝承文化	地域に伝わる伝統芸能・芸術、衣食住に関する生活習慣、地域社会の歴史	「日本文化紹介」 「小鹿野歌舞伎」
伝統文化	日本独自の芸術・芸能の文化	日本舞踊、狂言、邦楽（三味線、長唄）、能、歌舞伎、囲碁、将棋、茶道、華道、武道などにかかわる考え	「日本舞踊」

1.3 研究指定校での実施

研究校を指定して伝統文化教育を研究しながら実施し、研究発表会を行うことで、都道府県全体での研究としている都道府県がある。

国立教育施策研究所は、平成 17 年度に「我が国の伝統文化を尊重する教育に関する実践モデル事業」として、学校教育において、児童生徒の我が国に伝わる伝統や文化にふれる機会を充実させることにより、我が国の伝統や文化への関心や理解を深めるとともに、それらを大切にしようとする態度を育て、豊かに生きる力を育てる実践モデルについて研究を実施した。平成 17 年度は 118 校を指定している。平成 25 年度現在では、「研究指定校事業」の中の「(3) 地域等の課題に応じた教育課程研究事業④伝統文化教育実践研究」²²⁾において、我が国の伝統や文化に関する教育について、教育課程上の位置づけ、指導内容、指導方法、教材等について実践研究を行うとともに、教育課程の基準の改善に資する目標で実施している。平成 24 年・25 年度は、32 地域 42 校を指定している（表 1-5）。

表 1-5 伝統文化教育実践研究（平成 24・25 年度）実践研究校一覧

No.	都道府県・指定都市	実践研究校	No.	都道府県・指定都市	実践研究校
1	北海道	北海道倶知安高等学校	22	大阪府	大阪府立校野支援学校
2	青森県	弘前市立津軽中学校	23	兵庫県	兵庫県立神戸鈴蘭台高等学校
3	〃	今別町立今別中学校	24	奈良県	奈良県立高円高等学校
4	岩手県	大船渡市立大船渡中学校	25	和歌山県	和歌山県立向陽高等学校
5	宮城県	大河原町立大河原中学校	26	島根県	江津市立立跡市小学校
6	栃木県	栃木県立栃木工業高等学校	27	広島県	廿日市立立浅原小学校
7	群馬県	群馬県立渋川青翔高等学校	28	〃	府中市立上下南小学校
8	埼玉県	埼玉県立寄居城北高等学校	29	〃	福山市立樹徳小学校
9	千葉県	宮津市立大貫小学校	30	〃	広島県立立湯来南高等学校
10	東京都	豊島区立長崎小学校	31	山口県	防府市立野島小・中学校
11	〃	府中市立南町小学校	32	徳島県	徳島県立小松島西高等学校
12	〃	葛飾区立半田小学校	33	愛媛県	今治市立玉川中学校
13	石川県	石川県立石川工業高等学校	34	高知県	いの町立神谷小学校
14	山梨県	山梨市立牧丘第一小学校	35	福岡県	筑紫野市立原田小学校
15	〃	山梨市立笛川中学校	36	仙台市	仙台市立福岡小学校
16	長野県	長野県木曽青峰高等学校	37	千葉市	千葉市立磯辺第二小学校
17	岐阜県	八百津市立久田見小学校	38	横浜市	横浜市立大鳥小学校
18	滋賀県	長浜市伊香具小学校	39	京都市	京都市立洛中小学校
19	〃	長浜市立西中学校	40	大阪市	大阪市立高津小学校
20	京都府	向日市立第四向陽小学校	41	〃	大阪市立生魂小学校
21	大阪府	大阪府立立陽高等学校	42	広島市	広島市立安佐北中学校

石川県では、国立教育施策研究所の「研究指定校事業」をうけて、「物作りを通して、伝統工芸の優れた技や心につれ、ふるさとの財産である伝統文化への理解を深め、郷土を愛する心をはぐくむこと」を目標に定め、研究指定校への支援をおこなっている。石川県立工業高等学校は、平成 17 年度から現在まで続けて研究指定校として指定されており、一般の市民に向けて高校生が草木染め体験の講座を開講したり、組紐を織る体験をした後、

近くの小学校へ組紐の組み方を指導したりしている。

また、国立教育施策研究所の「研究指定校事業」とは別に、独自に伝統文化教育に関する研究指定校を指定し、研究している県もある。茨城県では、小中学校を対象に「ハートいっぱい推進事業」として「道徳教育」、「伝統文化教育」、「福祉教育」、「キャリア教育」を行っている。その中の「伝統文化教育」については金砂郷町の5つの小中学校が研究指定校として指定され、「伝統や文化を大切にすることを培い、よりよいものに発展させる力をはぐくんでいくとともに、故郷に誇りと愛着をもち、自分が地域の一員であるというアイデンティティーを持てるようになる」という目標をもち、さまざまな伝統文化に関する授業に取り組んでいる。どの学校も郷土の伝統的な行事や逸話、風土や心について学ぶことができる授業案を考えていた。

1.4 全学校で実施

義務的に全学校で伝統文化に関する授業を実施している都道府県がある。といっても、これは、平成 25 年度現在、京都府の「高校生伝統文化事業」のみである。

京都府は、平成 22 年度に「高校生伝統はぐくみ事業」として伝統文化（茶道）に関する授業の実施を希望する京都府立高等学校に対し、予算支援を行った。平成 23 年度からは、「高校生伝統文化業」として全京都府立高等学校において、伝統文化（茶道）に関する授業を実施するものとし、予算支援を行っている。伝統文化（茶道）に関する授業に必要な道具代、講師への謝礼金、交通費、消耗品代などに関する経費は教育委員会が負担している。

実施に関しては、特別講師を招くことが決められているが、実施する学年や選択必修の別、実施時間や実施内容については、各高等学校に任せている。京都にゆかりの深い伝統文化ということで茶道を全府立高等学校で実施することとしているが、華道や古典（着付け、能、和歌など）など茶道以外の伝統文化教育に対しても予算支援を行っている。予算支援の方法は、各学校の立てた計画書に基づき予算を分配しており、一律ではない。

これは、「京都の伝統と文化を守り受け継ぎ新たな文化を創造する心の育成、礼儀作法を通じての規範意識や社会性の育成、人を思いやり尊重する心の育成、豊かな感性や情緒の育成」を目標としてとりくまれている。平成 25 年度現在、茶道を 46 校（全不履行等学校）、華道を 18 校、古典を 15 校で実施している。

1.5 社会教育で実施

学校教育ではなく、社会教育において伝統文化に関する事業を行っている都道府県がある。社会教育とは、社会教育法の中に記載されている「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成年に対して行われる組織的な教育活動」のこととして、学校の教育課程としてではない、地域や家庭での教育のことを指している。

岡山県では、平成 19 年度から、「民俗芸能に対する理解と関心が高まること、民俗芸能の後継者の育成に資すること」を目標に、「みんなで楽しもう！民俗芸能」という事業に取り組んでいる。内容は、子どもたちが中心となって民俗芸能に取り組んでいる団体に対して「おかやま子ども民俗芸能大会」を開催し、民俗芸能の実演発表の場を設けているというものである。実演発表は、専門家による民俗芸能の解説と発表、子どもたちへのインタビューによって構成され、たくさんの来場者に子どもたちの頑張る姿を通して伝統芸能を継承していく大切さを伝えている。

群馬県では、「地域の伝統、文化、風習を復活させ、人と人との絆を深めることによって安心できる地域社会の再生を目指すこと」を目標に、「群馬のふるさと伝統文化支援事業」を行っている。内容は、県内の各地域で伝統文化を守り、伝え、育てていこうとする継承活動に対し、5つのメニューに対し財政的支援を行っている（表 1-6）。具体的には、伝統芸能をDVD化したり、はっぴの購入や神輿などの修復をしたり、子どもに対して継承活動をしたり、合同発表会を開催したりすることに対する支援である。

表 1-6 「群馬のふるさと伝統文化支援事業」補助金のメニュー

メニュー	内容	補助 上限額
伝統文化映像記録事業	地域の伝統文化を映像に記録・公開する事業	30万円
伝承者養成事業	伝統文化の伝承者（後継者）を養成する事業	20万円
伝統文化継承活動事業	地域の伝統文化を継承に資する事業	20万円
こども伝統文化継承事業	こどもたちに伝統文化を体験・習得させる事業	20万円
地域伝統文化サポーター事業	伝統文化の継承活動を支える活動を行う事業	20万円

1.6 指導事例の紹介

都道府県内の伝統文化に関することで、特に取り上げたい題材を選び、教材研究して、指導案、ワークシートを作成している都道府県がある。

熊本県では、平成 20 年 6 月に国宝に指定された「青井阿蘇神社」を取り上げ、「郷土熊本の誇り、熊本県の児童生徒が郷土の伝統や文化を学ぶこと」を目標にし、「青井阿蘇神社」を題材に、国宝とはなにか、「青井阿蘇神社」の建物や取り巻く祭りや人々について資料をまとめ、授業等で積極的に活用することを推進している。社会や美術での活用方法として、ワークシートと指導案も作成し、すぐに活用できるようにしてあった。

山口県では、平成 22 年に「地域や伝統、文化に対する理解を深め、自らに活かし、ふるさとへの誇りと愛着を持ちながら、継承し発展させようとする心や態度の育成」を目標に「これが私の故里だ～山口県伝統・文化教材集～」という指導資料²⁹⁾を作成している。小中学校を対象に全ての教科（道徳、特別活動、総合的な学習の時間も含む）での指導展開例が集められている（表 1-7）。

表 1-7 「これが私の故里だ～山口県伝統・文化教材集～」指導展開例

教科	対象	単元名
国語科	小 中	山口県の民話、金子みすゞのことば 中原中也の世界
社会科	小 中	萩焼、雪舟、吉田松陰 長州ファイブ
算数科 数学科	小 中	県や市町のシンボルマーク～図形～ パラボラアンテナを考察しよう～関数～
理科	小 中	ゲンジボタル、岡藤五郎 柏木幸助
生活科	小	昔の遊び、くりまさるづくり
音楽科	小 中	まどみちお、山口県民歌 星野哲朗
図画工作科 美術科	小 中	おにようず、香月泰男 四季山水図
家庭科 技術・家庭科	小 中	はんっこりー 打ち出し板金
体育科 保健体育科	小 中	やまぐちCMをつくろう 貞永信義
道徳	小 中	自然を大切に～ホテルの育つ町～ 地域の伝統文化を守る～萩焼～ 地域の良さを継承する～錦帯橋～
外国語活動 外国語科	小 中	山口を巡ってみよう 山口県の人物を英語で紹介しよう
総合的な学習の時間	小 中	宮本常一の「あるく、みる、きく」 萩城下町
特別活動	小 中	大内塗り、平家踊り フサフグ産卵地の清掃ボランティアに取り 組もう

1.7 伝統文化教育の意義

各都道府県の取り組みを踏まえ伝統文化教育の意義をまとめると、以下の3点にまとめることができる（表 1-8）。

1つ目は、「成長の視点」である。まず、古くからの風習や行事にはさまざまな願いや祈りが込められている。人間関係が希薄になっているといわれている現代において、風習や行事を通して自分のルーツや自分が愛されていることを知ることは大切なことであるし、それを知ることは、今度は他人を愛せることにつながってくると考える。

また、美しいモノを美しいと感じることができることは大切なことである。「本当にすごい！きれい！」と思ったことに素直に反応できるということは、共感脳が発達しているということである。共感脳が育てば、困っている人の辛さや悔しさを共感することができ、困っている友だちを放っておいたりしない、親身になれる、やさしい子どもに育つと考える。

さらに、礼儀作法などの「おもてなし」の考え方は、日本の独特の文化である。日本にしかない「おもてなし」文化を知ること、その文化を大切にしたいという誇りが生まれると考える。その文化のことを知り、すばらしさや美しさに気付けばそれは自信になり、これから愛してくれると考える。それは、自分自身の知識や心の幅を広げることにつながり、人として成長できるのではないかと考えている。

2つ目は、「グローバルな視点」である。国際化にともなって、国際社会において異なる文化を持つ人々と共生できなくてはならなくなった。それだけではなく、これからの日本人には国際社会で活躍することが求められている。自分の国の文化をよく知り、その文化の偉大さに共感するということは、自分の国を尊重することができるようになる。

さらに、自分の国に偉大な文化あるということは、自信にもつながる。こういったアピールポイントがあることで、世界と対等につきあえ活躍することができると思う。さらに、自分の国には偉大な文化があると知ること、他国にも同じように文化があるということに気付くこともできると思う。他国の文化を尊重することができれば、世界と上手くつきあっていくことができるのではないだろうか。

3つ目は、「不易の視点」である。伝統文化を学び、自国の文化のすばらしさや偉大さ、美しさを知ること、成長することができ、さらに国際社会において、世界と対等にかつ上手につきあうことができるのであれば、それを継承し、次世代に伝えていかなければならないと考える。心から「本当にすごい！きれい！」と感じたことは、そのすばらしさを

自然に伝えていきたいと考えるようになるのではないかと思います。

また、刻々と世界が変わっていく中で、変えていかなければならない部分もあると考える。文化の核となる古くから変わらず伝わっている精神的な部分をしっかりと定め、時代に合わせて新しい文化を創造していくことが必要であるとする。

表 1-8 都道府県の伝統文化教育への取り組み

成長の視点	・自分の身近な地域や自国の伝統・文化の価値を理解し、<u>誇りに思える子ども</u>を目指す（東京都） ・礼儀作法を通じての規範意識や社会性、<u>人を思いやり、尊重する心、豊かな感性、情緒</u>を育てる（京都府） ・ふるさとの財産である伝統文化への理解を深め、<u>郷土を愛する心</u>をはぐくむ（石川県）
グローバルな視点	・自国の伝統や文化を世界に発信できる<u>資質や能力</u>をもった子ども、<u>他国の伝統や文化を理解し尊重する</u>とともに<u>互いに文化交流できる子ども</u>を目指す（東京都） ・世界の多様な文化を尊重し交流することによって、<u>国際社会に主体的に生きる</u>自覚と資質を養う（兵庫県） ・我が国の伝統・文化について理解を深め、<u>国際社会に生きる日本人としての自覚と誇り</u>を養うとともに、<u>多様な文化を尊重できる</u>態度や資質をはぐくむ（埼玉県）
不易の視点	・京都の伝統と文化を<u>守り、受け継ぎ、新たな文化を創造する心</u>を育てる（京都府） ・ふるさとへの誇りと愛着をもちながら、<u>継承し発展させよう</u>とする心や態度の育成（山口県） ・伝統文化を<u>守り、伝え、育てていこう</u>とする（群馬県）

第2章

高等学校学習指導要領における 伝統文化教育の取り扱い

2.1 はじめに

第1章では、さまざまな都道府県の伝統文化教育への取り組みを調べ、その中から読み取れる伝統文化教育の意義を明らかにしようとした。その結果、「成長の視点」、「グローバルな視点」、「不易の視点」の3つが伝統文化教育を行うことの意味であると考えられた。

では、国はどのような教育を行うことをのぞんでいるのだろうか、学習指導要領に書かれている文章では、学校教育の場で伝統文化教育を行うことが推進されるようになったこと以外に、何を目的としてどのような授業を行えばいいのかを読み取ることができず、伝統文化教育の全体像が見えてこないように思えた。そこで、高等学校学習指導要領を改めて見直し、高等学校学習指導要領の中で伝統・文化がどのように取り扱われているのか、その教育内容の特徴を把握し、伝統文化教育の意義を明らかにしたいと考えた。

第2章では、伝統・文化がどのように取り扱われているのか高等学校学習指導要領を分析し、教科による特性を検討しながら、高等学校家庭科における伝統文化教育の意義を明らかにする。

2.2 方法

調査対象は、昭和35年、昭和45年、昭和53年、平成元年、平成11年、平成21年告示の高等学校学習指導要領である。

まず、各学科に共通する教科の記載のうち、教科、科目ごとに「伝統」、「文化」の語句の出現回数を数え、教科別、告示年度別に比較した。このとき、文字数からの出現率も算出した。

次に、高等学校学習指導要領解説家庭編（平成22年発行）について伝統・文化に関する記述を抜き出し、分類整理を行った。さらに、伝統・文化の出現率の高い教科（国語総合、古典A、世界史B、日本史B、地理B、現代社会、倫理、政治・経済、体育、工芸I）についても、家庭科と同じように伝統・文化に関する記述を抜き出し、分類整理を行った。

また、高等学校学習指導要領家庭編をIBM SPSSのText Analysis for Surveys 3.0.4を用いてテキストマイニング分析を行い、平成22年発行と平成12年発行の伝統・文化の取り扱いの比較を行った。

2.3 結果と考察

2.3.1 伝統・文化の出現回数にみる教科の特徴と変遷

学習指導要領における「伝統」、「文化」の出現回数（図 2-1、図 2-2）を教科別にみてみると、教科によって取り扱いの偏りが出ていることが分かる。社会科では、多い年で 140 回近い「文化」が、芸術科では 15 回の「伝統」が出現しているのに対して、そのほかの教科では「伝統」、「文化」の出現数が少ない。ましてや、理科と情報では「伝統」、「文化」どちらの語句も出現がなかった。この頃は、高等学校学習指導要領が改訂された平成 21 年以降でも変化がない。時代の先端を行く理科や情報には「伝統」や「文化」について取り扱うのは難しいのかも知れない。「伝統」、「文化」について取り扱いやすい教科とそうではない教科があることが分かる。

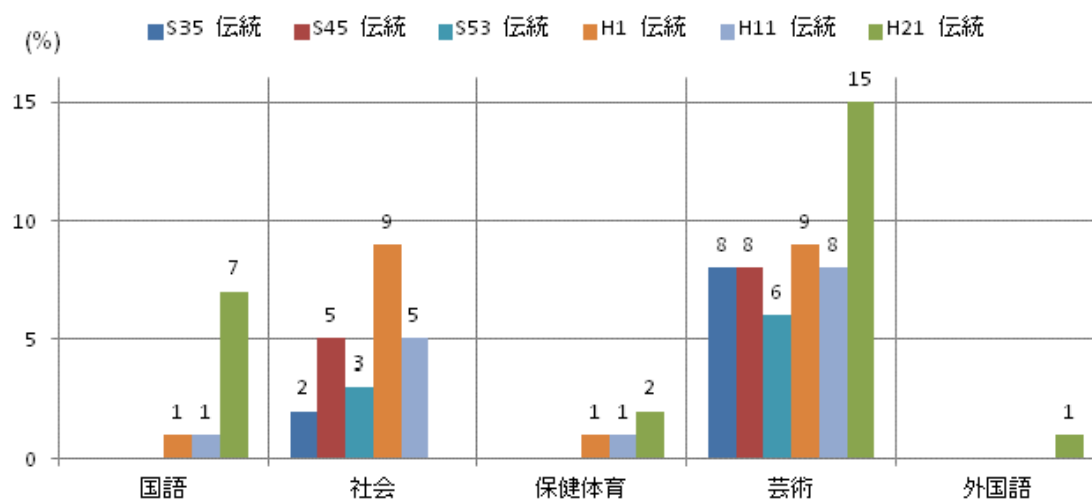


図 2-1 学習指導要領における「伝統」の出現回数（教科別）

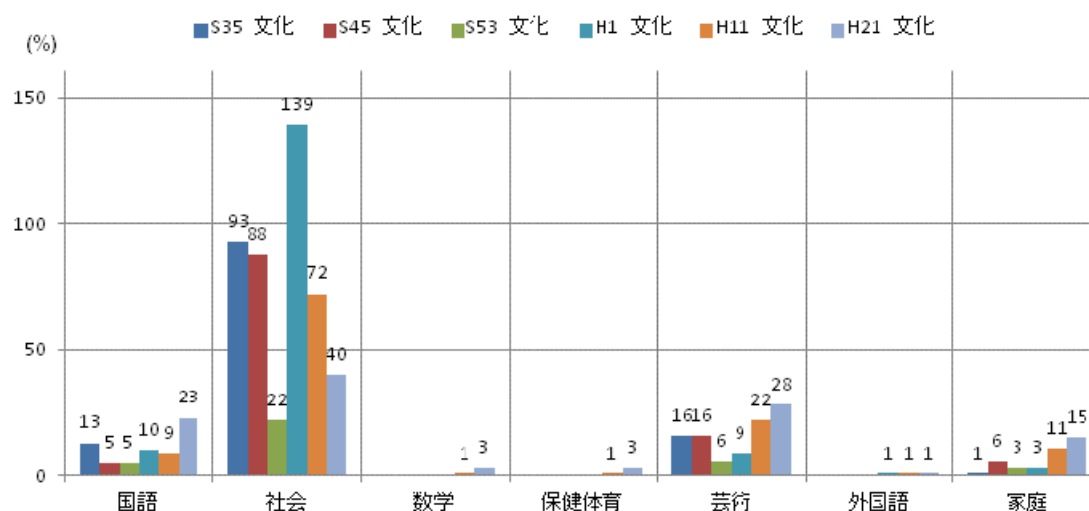


図 2-2 学習指導要領における「文化」の出現回数（教科別）

「伝統」、「文化」の出現回数を年代別に並べ替えてみると、「伝統」については、年々増加している。一方、「文化」では昭和 53 年改訂で大幅に減っている。これは、社会科での出現数の減少が大きな原因になっていると考えられるが、社会科以外の教科でも全体的にこの年の「文化」の出現回数は減少しているため、ゆとりのある教育が推進された教育課程の問題の影響かも知れない（図 2-3）。

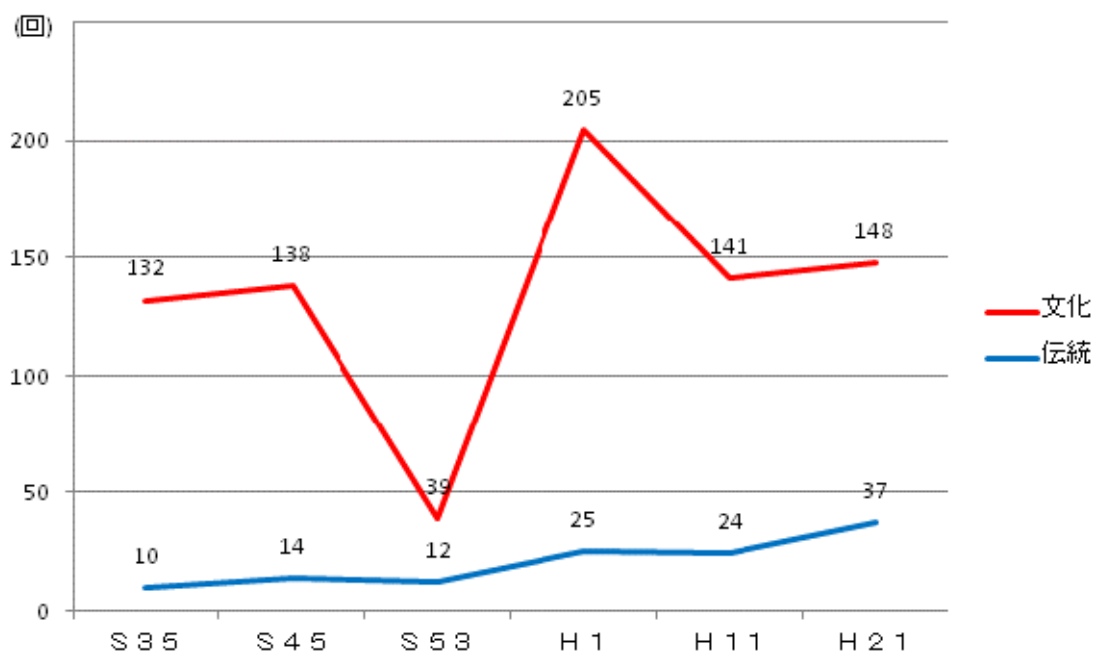


図 2-3 学習指導要領における「伝統」、「文化」の出現回数（年代別）

次は、学習指導要領の文字数当たりの「伝統」、「文化」の出現数を算出したものである。「伝統」については、昭和 35 年改正では、社会科と芸術科の 2 教科でのみ記載されていたが、平成元年改正で新たに国語科と保健体育科で「伝統」という記述が見られるようになった。さらに、平成 21 年改正で外国語にも記述されるようになり、多様な教科で「伝統」を取り扱うようになっている（図 2-4）。

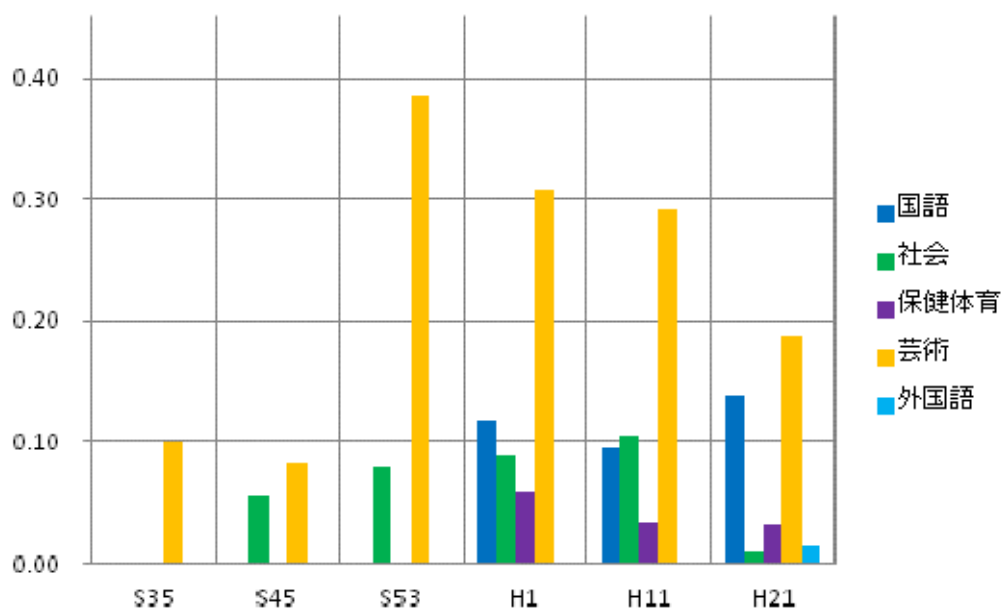


図 2-4 学習指導要領における「伝統」の出現率

「文化」については、昭和 35 年改正では、国語科、社会科、芸術科、家庭科の 4 教科のみに記載されていたが、平成元年改正では外国語が、平成 11 年改正では、数学科、保健体育科で記述されるようになった。昭和 35 年改正では社会科とそのほかの教科の記載回数に大きな差が見られたが、平成 21 年改正では、1 つの教科が突出して記載回数が多いということではなく、さまざまな教科で「文化」が出現し、さまざまな教科で「伝統」や「文化」について取り上げることが求められるようになったと考えることができる（図 2-5）。

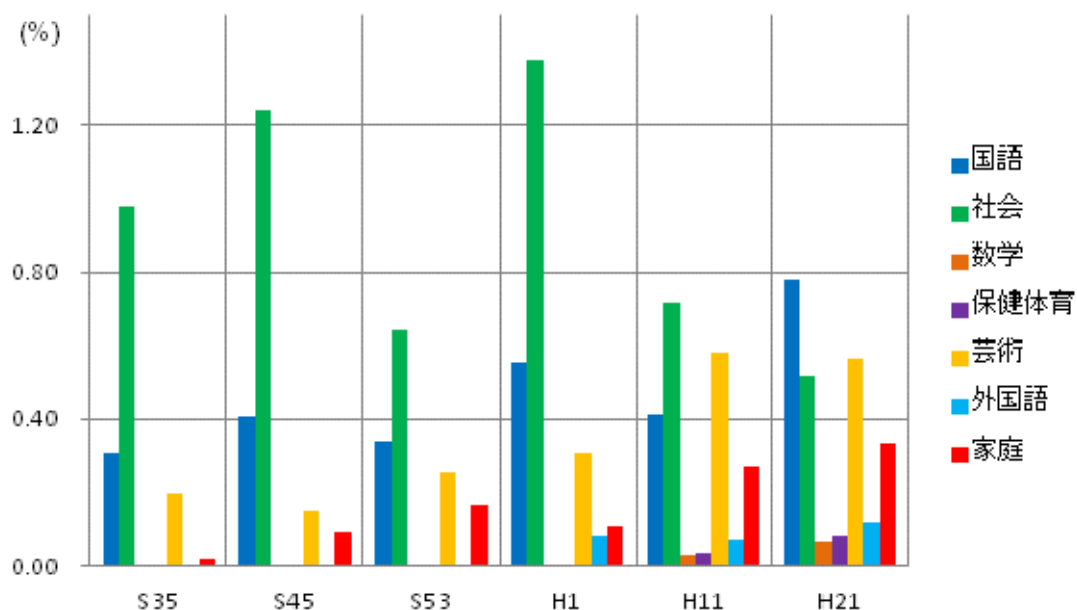


図 2-5 学習指導要領における「文化」の出現率

2.3.2 教科による伝統文化教育の内容の特徴

高等学校学習指導要領解説家庭科編について、伝統・文化に関する記述を抜き出すと、「行事食、郷土食、伝統的な加工食品」、「気候、風土が異なる地域の住居」、「生活の中の知恵が活かされている」、「もったいないという伝統的価値観」、「和服」など多くの関連する記述を抽出することができた。

これを似たような性質に分類し、整理すると、「変遷」、「継承」などの時間軸に沿った要素（Time）、「地域」、「外国」などの場所に関する要素（Place）、「行事」、「日常食」などの場合によって変化する要素（Occasion）、「環境負荷」、「持続可能」などの環境に関する要素（Eco）の 4 つに整理することができた。また、環境（Eco）は時間（Time）や場所（Place）と一緒に出てくる場合が多いことが分かり、伝統文化を考える上では環境に関することをあわせて学ぶことも求められていると分かった（図 2-6）。

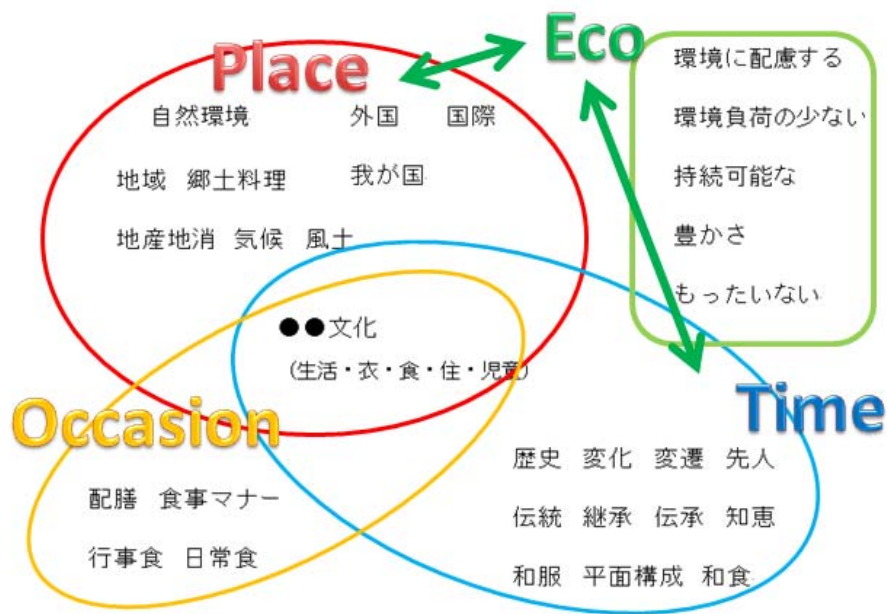


図 2-6 高等学校学習指導要領解説家庭科編の伝統・文化に関する分類図

次に、家庭科以外の教科のうち特に伝統・文化の語句の出現数が多かった科目、国語科（国語総合、古典A）、社会科（世界史B、日本史B、地理B、現代社会、倫理、政治経済）、保健体育科（体育）、芸術家（工芸I）についても同じように、伝統・文化に関する記述を抜き出し、分類、整理を行った。国語総合（図内では国）は、時間軸に関すること（Time）と場所に関すること（Place）と場合に関すること（Occasion）に関連する記述があった。そして、Time と Place は一緒に記述されていた。古典A（図内では古）、世界史B（図内では世）、日本史B（図内では日）、体育（図内では体）は、時間軸に関すること（Time）と場所に関すること（Place）に関連する記述があり、ここでも Time と Place は一緒に記述されていた。地理B（図内では地）は時間軸に関すること（Time）と場所に関すること（Place）に関連する記述があった。しかし、地理Bについては Time と Place は一緒に記述されていなかった。工芸I（図内では工）は、時間軸に関すること（Time）と場所に関すること（Place）と場合に関すること（Occasion）に関連する記述があり、Time と Place、Time と Occasion は一緒に記述されていた。現代社会（図内では現）は、時間軸に関すること（Time）と環境に関すること（Eco）に関連する記述があった（図 2-7）。

家庭科は、Time、Place、Occasion、Eco の全ての要素に関係する記述があり、それぞ

れがつながっているのに対し、他の教科は出現する要素とそのつながり方がさまざまになっているので、各科目によって、伝統・文化の取り扱い方が違うことが明らかである。

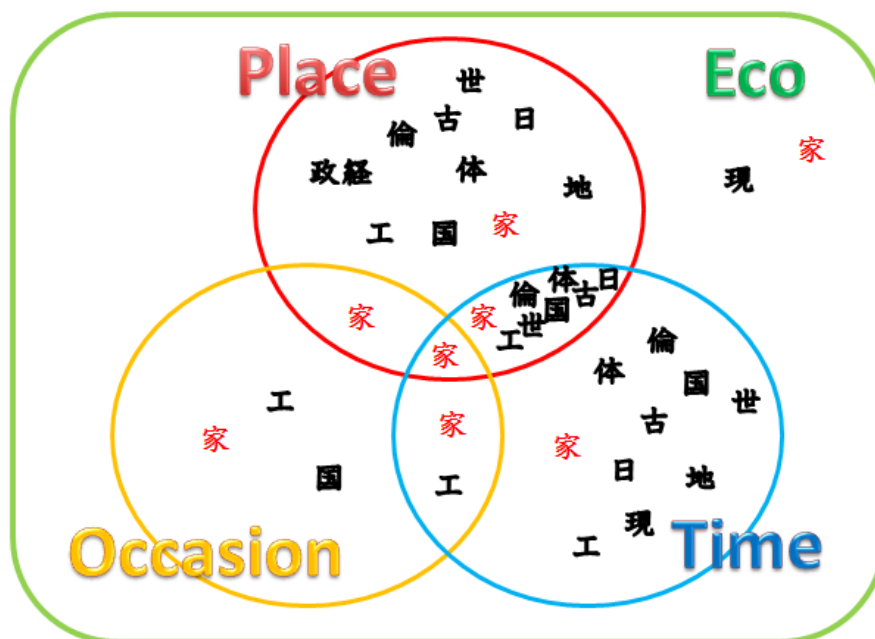


図 2-7 各教科の伝統・文化に関する分類図

また、記述内容の中には、国語科に「年中行事」、社会科の中に「生活文化」、「食文化」、「伝統的な木造建築」、「衣食住の信仰」、「各時代の移植順の特色」、「家父長支配の伝統」、体育で「礼法」、芸術に「生活の美」と家庭科でも取り扱うことができるものが多く抽出された。これにより、家庭科を中心としてさまざまな教科と結びつけた学習が出来るのではないかと考えられる（表 2-1）。

表 2-1 各教科の伝統・文化に関する記述の中の家庭科に通じる記述

教科	家庭科に通じる記述
国語総合	年中行事
古典 A	年中行事
世界史 B	生活文化、文化や生活、伝統的な手工業、 衣食住のための技術を生み出してきた事を歴史的に考察、 家父長支配の伝統
日本史 B	生活文化、食文化、生活様式、衣食住の信仰、 各時代の衣食住の特色、伝統的な木造建築や土蔵造り
地理 B	生活文化、世界の気候、気候地域
現代社会	日常生活
倫理	日本の風土で生活する中ではぐぐまれ、 日本の風土で生きていく
政治・経済	文化交流
体育	伝統的な行動の仕方、伝統的な行動の仕方を大切にする、 礼に始まり礼におわるなどの伝統的な行動の仕方、 礼法などの伝統的な行動の仕方を大切にする、
工芸 I	生活の美

2.3.3 高等学校学習指導要領解説家庭科編にみる伝統・文化の取り扱い

(1) 家庭基礎

家庭基礎について H12 の分類図と H22 の分類図を比較すると、全体的に伝統・文化に関する記述が増えている。これは、教育基本法、学校教育法の改訂に伴って伝統文化教育が重んじられるようになり、学習指導要領にも記述が増えていると考えられる。また、「歴史的、文化的、社会的変化との関連で現代の家族・家庭の特徴を理解させる」などという家族分野に関する記述が新しく入った（図 2-8、図 2-9）。

テキストマイニング共起関係図では、H12 に比べ H22 のものは、伝統・文化に関する記述が増えただけでなく、つながりも広がっていることが分かる。分類図でも環境 (Eco)

に関する記述が増えていた。さらに、中心性の高い語句は、H12 の「生活」のみから、H22 には「生活」の他に、「地域」、「環境に配慮する」も加わり変化していた。(図 2-10、図 2-11)。



図 2-8 伝統・文化に関する分類図
(家庭基礎 H12)



図 2-9 伝統・文化に関する分類図
(家庭基礎 H22)

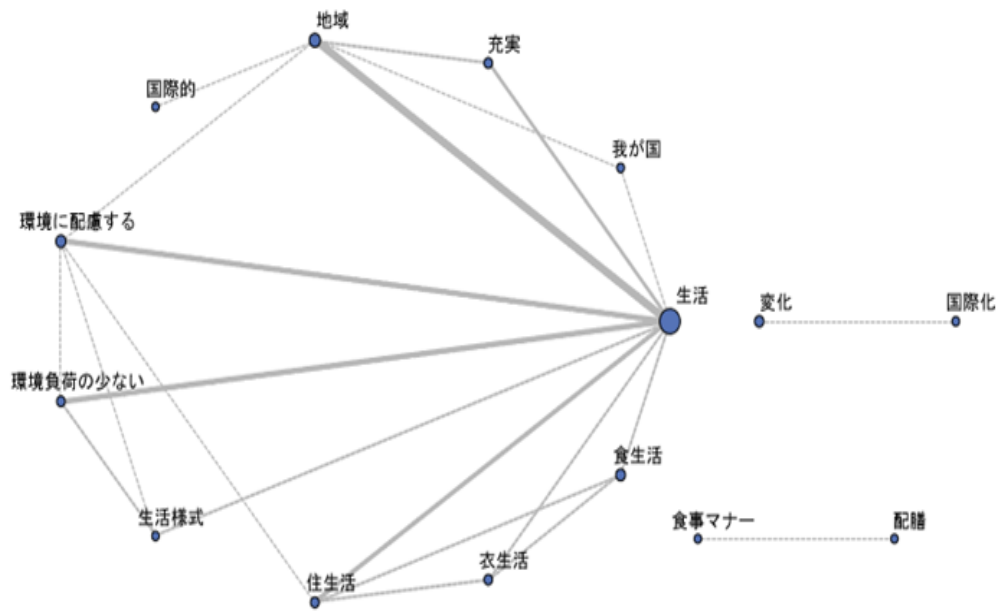


図 2-10 伝統・文化に関するテキストマイニング共起関係図 (家庭基礎 H12)

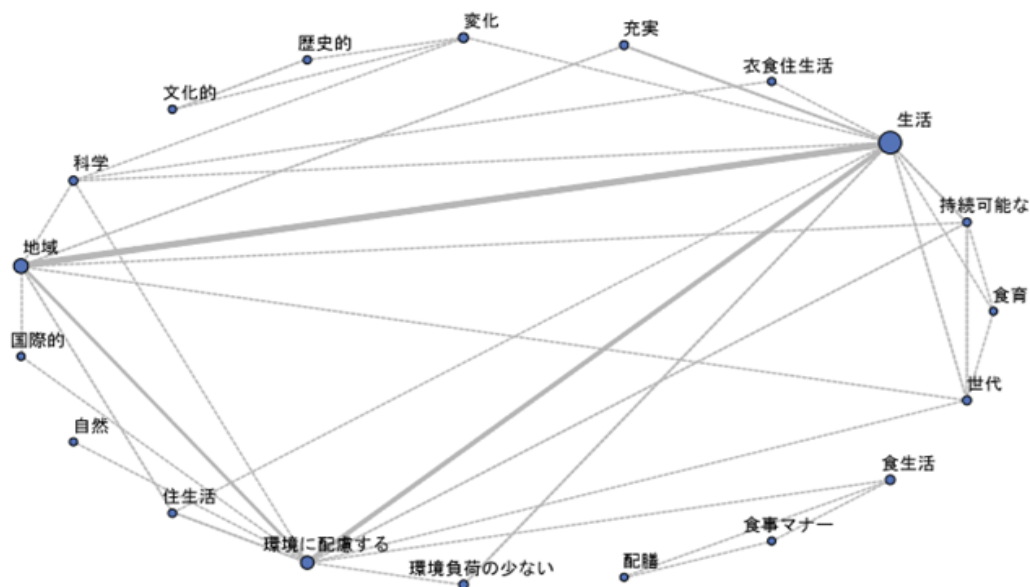


図 2-11 伝統・文化に関するテキストマイニング共起関係図（家庭基礎 H22）

（２）家庭総合

家庭総合について H12 の分類図と H22 の分類図を比較すると、生活に関係する記述が減っている。これは、高等学校学習指導要領家庭編家庭総合の項目が大きく変わったことが影響していると考えられる（表 2-2）。H12 の学習指導要領解説では、「（４）生活の文化と科学 エ 生活文化の伝承と創造」の中に、「郷土料理」、「行事食」、「通風」、「和装」、「染色」、「生け花」、「手仕事」、「冠婚葬祭」、「年中行事」と具体的な伝統・文化に関する生活の事柄を挙げて記述しているが、H22 の学習指導要領解説になると「（４）生活の科学と環境」の中の「ア 食生活の科学と文化、イ 衣生活の科学と文化、ウ 住生活の科学と文化」に分散して、項目から消えた。その代わり、「エ 持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立」が新設された。この中にも、「（４）生活の文化と科学 エ 生活文化の伝承と創造」に関する内容が盛り込まれている。また、食生活分野には、伝統・文化に関する記述が増えている。これは、食育が重要視されるようになった影響だと考えられる（図 2-12、図 2-13）。

テキストマイニング共起関係図では、H12 に比べ H22 のものは、伝統・文化に関する語句の数は 58 個から 45 個に減少している。ただし、食生活分野の語句の中に「食育」、「食文化」という言葉が新しく出現している。H12 の学習指導要領解説には、伝統・文化を取

り扱う範囲については、「(4) 生活の文化と科学 エ 生活文化の伝承と創造」で衣食住ともに細かく項目が挙げられていたが、H22 の学習指導要領解説で文化と深くつながっているのは、「環境」、「科学」、「生活」になっており、文化のとらえ方が変化していることが分かる（図 2-14、図 2-15）。

表 2-2 高等学校学習指導要領家庭編家庭総合の項目（H12 と H22 の比較）

H12	H22
(1) 人の一生と家族・家庭 ア 人の一生と発達課題 イ 家族・家庭と社会 ウ 生活設計	(1) 人の一生と家族・家庭 ア 人の一生と青年期の自立 イ 家族・家庭と社会
(2) 子どもの発達と保育・福祉 ア 子どもの発達 イ 親の役割と保育 ウ 子どもの福祉	(2) 子どもや高齢者とのかかわりと福祉 ア 子どもの発達と保育・福祉 イ 高齢者の生活と福祉 ウ 共生社会における家庭や地域
(3) 高齢者の生活と福祉 ア 高齢者の心身の特徴と生活 イ 高齢者の福祉 ウ 高齢者の介護の基礎	(3) 生活における経済の計画と消費 ア 生活における経済の計画 イ 消費行動と意志決定 ウ 消費者の権利と責任
(4) 生活の科学と文化 ア 食生活の科学と文化 イ 衣生活の科学と文化 ウ 住生活の科学と文化 エ 生活文化の伝承と創造	(4) 生活の科学と文化 ア 食生活の科学と文化 イ 衣生活の科学と文化 ウ 住生活の科学と文化 エ 持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立
(5) 消費生活と資源・環境 ア 消費行動と意志決定 イ 家庭の経済生活 ウ 消費者の権利と責任 エ 消費行動と資源・環境	(5) 生涯の生活設計 ア 消費生活とその活用 イ ライフスタイルとその活用
(6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動	(6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動



図 2-12 伝統・文化に関する分類図
(家庭総合 H12)



図 2-13 伝統・文化に関する分類図
(家庭総合 H22)

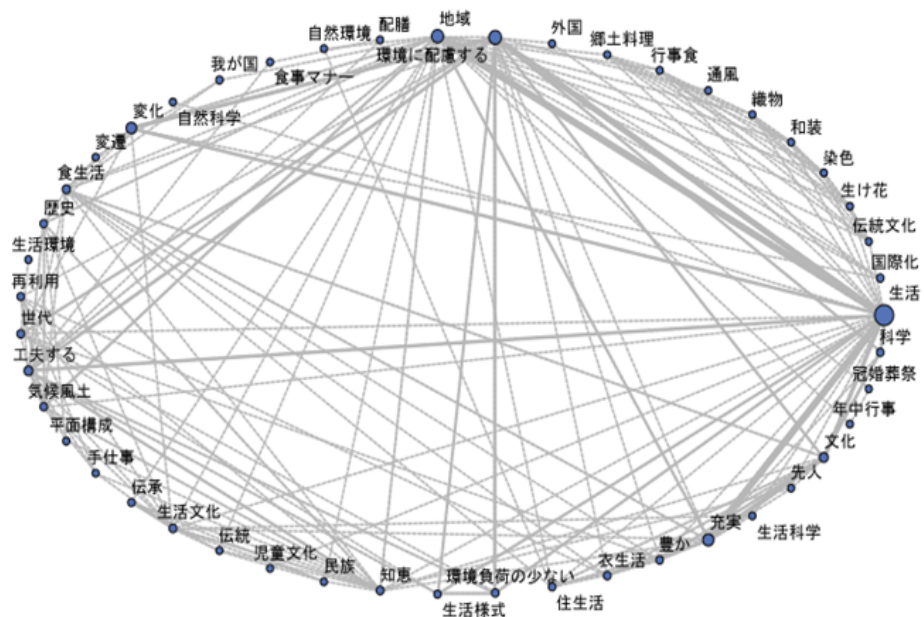


図 2-14 伝統・文化に関するテキストマイニング共起関係図 (家庭総合 H12)

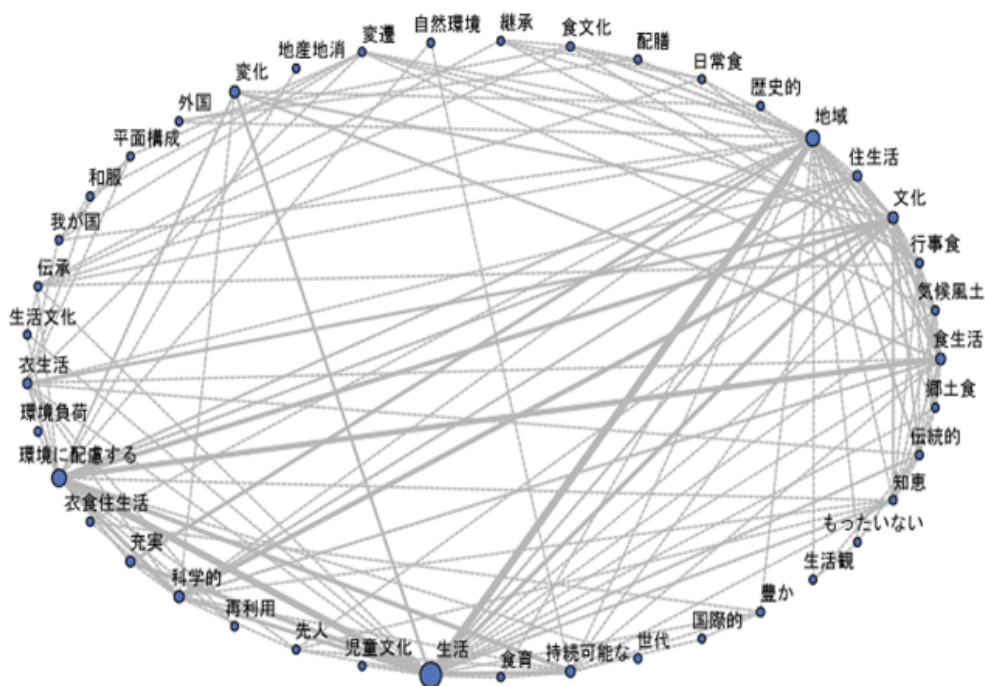


図 2-15 伝統・文化に関するテキストマイニング共起関係図（家庭総合 H22）

（３）生活技術、生活デザイン

生活技術、生活デザインについて H12 の分類図と H22 の分類図を比較すると、全体的に伝統、文化に関する記述が増えている。食生活に関する記述が H12 の学習指導要領解説では、場合（Occasion）で 2 個のみの記述であったが、H22 の学習指導要領解説では、分類図も広域に広がっていて、家庭生活や生活に関係する伝統・文化の語句が増加している（図 2-16、図 2-17）。

テキストマイニング共起関係図では、H12 に比べ H22 のものは、伝統・文化に関する語句の数は 30 個から 37 個に増え、つながりも広がっている。伝統・文化を直接使った記述が H12 の学習指導要領解説では「伝統文化」、「地域文化」の 2 個であったのに、H22 の学習指導要領解説では「文化」、「伝統的」、「伝統文化」、「衣文化」、「食文化」、「住文化」、「生活文化」の 7 個に増えている。食生活分野の記述が増え、その記述は時間（Time）、場所（Place）、場合（Occasion）、環境（Eco）の範囲全てに散らばっていることができる（図 2-18、図 2-19）。



図 2-16 伝統・文化に関する分類図
(生活技術 H12)



図 2-17 伝統・文化に関する分類図
(生活デザイン H22)

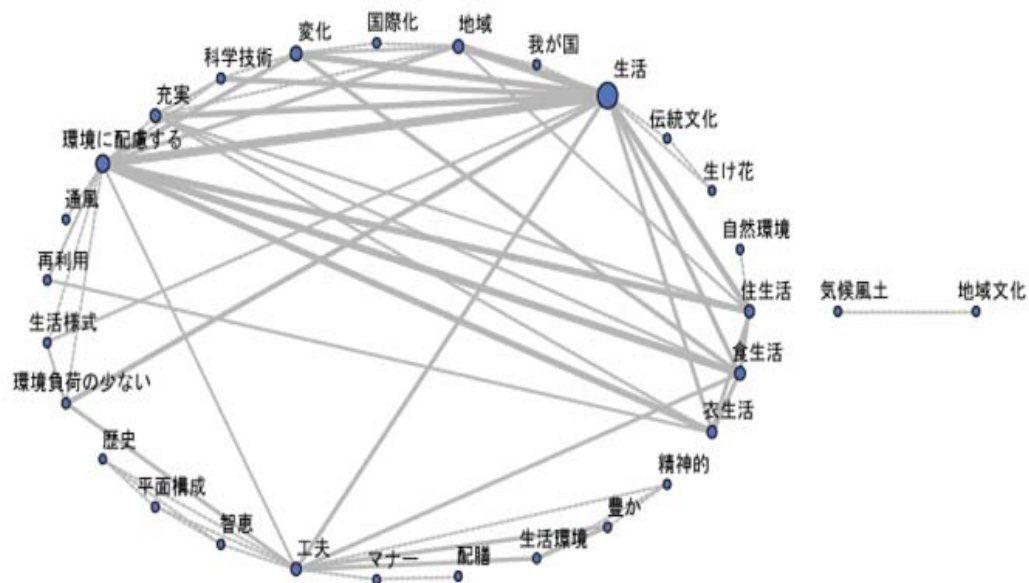


図 2-18 伝統・文化に関するテキストマイニング共起関係図 (生活技術 H12)

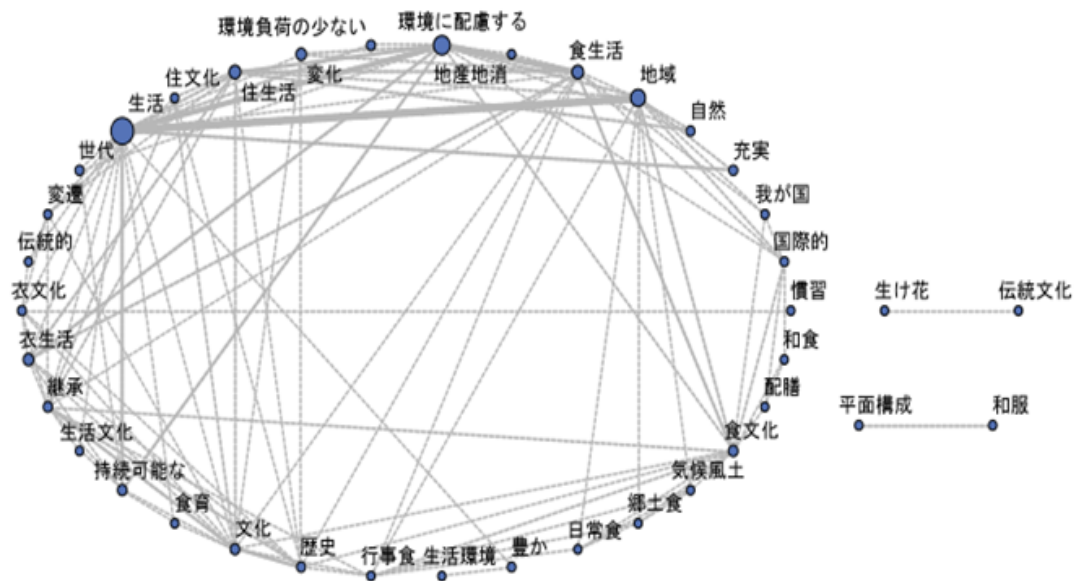


図 2-19 伝統・文化に関するテキストマイニング共起関係図（生活デザイン H22）

2.4 まとめ

高等学校学習指導要領解説家庭編の H12 と H22 を比較すると、衣生活、食生活、住生活分野以外に家庭生活分野にも広がっていた。また、食生活分野に関する伝統・文化の記述は、より一層強調されるようになっていた。それだけでなく、これまで個々に具体的に細かく伝統・文化が挙げられていたが、H22 では環境に関することと結びつけて考えられるようになっており、伝統・文化のとらえられ方が変わってきていると言える。

各教科の高等学校学習指導要領の伝統・文化に関する記述を分類したところ、各科目によって、伝統・文化の取り扱い方が違うが、さまざまな科目に家庭科で取り扱う範囲のキーワードを見ることができたことから、伝統・文化を取り扱う上で、家庭科はさまざまな科目と結びつく要素をもっているといえる。

第 1 章で伝統文化教育の意義は、「成長の視点」、「グローバルな視点」、「不易の視点」の 3 つを挙げていたが、以上の結果から、ここで、さらにもう一つ「エコロジカルな視点」を付け加えたい。「もったいない」という価値観などの先人の生き方や知恵、功績を学び、実践することで持続可能な社会を実現させることができるのではないだろうか。

第 3 章

京都府「高校生伝統文化事業」と 茶道を通じた伝統文化教育に 関する調査

3.1 はじめに

国は伝統文化に関する教育を推進しており、第1章では、都道府県が伝統文化教育として、どのような取り組みを行っているかについて調べた。その中でも京都府では平成23年度から全府立高校で「茶道」を取り上げて伝統文化を学習する「高校生伝統文化事業」の実施を始めている事が分かった。このような取組みは京都府立の高等学校に限らず、私立の高等学校でも多くの学校で実施されていると聞く。第2章では、高等学校学習指導要領から伝統・文化の取り扱いについて分析し、教科による伝統文化教育の取り扱いについて考察した。そこで、第3章では、京都府「高校生伝統文化事業」に着目し、伝統文化教育とその教育環境の実態を調べることにした。

しかし、その事業で具体的にどのような授業が行われているかについては、一部の高校の取組みしか公表されておらず、全体像については不明である。さらに、現場からこの事業による授業について「何が正解なのかが分からない」などという意見も伺った。国や都道府県からは伝統文化教育をするという要求があり、取り組んでいかなければならない課題となっているが、そもそも学校に伝統文化に関する授業を実施する教育環境が整っているのだろうか。ここでいう伝統文化教育を実施する「教育環境」とは、「伝統文化教育を行うにあたり必要な環境、つまり人（授業者の知識、講師）、モノ（道具）、場所（茶室や和室、その他必要な教室や施設）、資金（授業に必要な諸経費）、題材（資料、授業内容）など」を指す。

そこで、本章では、京都府の高等学校に伝統文化（茶道）に関する授業についてのアンケート調査およびインタビュー調査を実施して、伝統文化教育を実施する教育環境がどの程度整っているのか、また、どのような授業が行われているのか、明らかにしていくことにする。

3.2 京都府の「高校生伝統文化事業」

平成18年に教育基本法、平成19年に学校教育法が改正されたことに伴い、平成21年告示の新高等学校学習指導要領総則⁶⁾において、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る…（後略）」と記載され、京都府教育振興プランの目指す人間像にも、「歴史と伝統にはぐくまれた京都の知恵をつなぎ、自然、人、社会とつながる人」と記載されている。

京都府教育委員会高校教育課の伝統文化教育担当の方に話を聞いてみた。それによると、

学習指導要領改正を受けて、京都府教育委員会では、「茶道」が京都にゆかりの深いということと京都府立の高等学校のほとんどに茶道部があったことから、「高校生伝統文化事業」の中で「茶道」を取り上げることにしたのだという。

平成 22 年度に「高校生伝統はぐくみ事業」を実施したときに付いた補正予算を使って「茶道」を取り上げた授業を行うことが可能かどうか、まずは 12 校で実験的に実施した。その結果を受け、平成 23 年度に京都府の全府立高等学校 46 校で茶道に関する授業をおこうこととし、それに伴う道具代、講師謝礼金、交通費、消耗品代などの予算支援を行う「高校生伝統文化事業」の実施を始めた。初年度は、「茶道」に加え「華道」を実施した高等学校 6 校にも予算支援を行っている。平成 24 年度には、「茶道」は全府立高等学校 46 校、「華道」は 14 校がこの事業を実施している。「その他」に和歌や狂言を行った高等学校が 5 校あり、これにも予算援助をおこなっている。平成 24 年に 11 月 1 日が古典の日と法律で定められたのをきっかけに平成 24 年に「その他」としてまとめていたものの名称を「古典」という分野にまとめ、「茶道」、「華道」、「古典」の 3 分野に対して事業を実施している。平成 25 年度現在では、「茶道」を全府立高等学校 46 校が、「華道」は 18 校が、「古典」は 15 校が実施している。

この事業の目標は、次の 4 つの柱で挙げられている。「①京都の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心の育成、②礼儀作法を通じての、規範意識や社会性の育成、③人を思いやり、尊重する心の育成、④豊かな感性、情緒の育成」である。したがって、茶道をすることではなく、「茶道」を通じて伝統文化を学ぶことを目的にしており、外部講師を招く以外の、対象学年、コースや時間数、内容などは各高等学校に委ねられている。

「高校生伝統文化事業」の初年度（平成 23 年度）は、各高等学校が茶道具を買いそろえるため多くの予算を必要としたが、道具が揃った次の年（平成 24 年度）からは予算は減少しており、平成 25 年度の予算では茶道 1600 万円で、華道に 1600 万円、古典 400 万円となっている。予算は、各高等学校が教育委員会に提出した計画書に基づき配当されるので、一律ではなく各学校の実施規模によって異なっている。

茶道の専門講師を迎えて実施することが決められているが、専門講師は外部から招かねばならず、たとえ教員が茶道をすることができても教員ではいけないようだ。しかし、京都府教育委員会が茶道専門講師の紹介をしているわけではないようだ。だが、今のところ問い合わせはないという。

茶道ができる茶室や和室、茶道具がない学校もあると考えられるが、それに対する茶道

具の貸し出しや体験場所の紹介は行っていないという。学校外の体験場所を紹介するよりも学校の中に伝統文化を学べる環境をつくりたかったので、これからそのような制度を作る予定もないとのことであった。

この事業に関して報告書の提出はあるが、全ての記入があるわけではなく、実際の現状は見えない状況にあった。

3.3 伝統文化（茶道）に関する授業についてのアンケート調査

3.3.1 調査の目的

ここでは、京都府内の高等学校を対象として調査し、伝統文化（茶道）に関する授業の実施状況、また「茶道」を取り上げた伝統文化の学習を実施するにあたり苦勞されたことや必要としている援助や情報など、伝統文化（茶道）に関する授業の現状や課題を把握し、伝統文化に関する授業の有効な展開について検討することを目的とした。

3.3.2 調査の方法

京都府内の高等学校 105 校（国立 1 校、府立 54 校、市立 7 校、私立 43 校、分校も 1 校としてカウント）を対象に郵送法による自記式質問調査を行った。調査期間は、2012 年 7 月～8 月である。調査内容は、伝統文化に関する授業の有無、茶道に関する授業（実施教科、学校環境・設備、内容、効果、今後の予定等）についてである。

有効回答数は（49 校）46.7%であった。うち、国立（1 校）2.0%、府立（28 校）57.2%、市立（1 校）2.0%、私立（22 校）38.8%である。回答は、茶道にかかわらず伝統文化に関する授業を担当されている先生、または伝統文化に関係の深い先生に依頼した。また、複数名担当者がいる場合は代表者に依頼した（表 3-1）。

表 3-1 有効回答数と設置者の内訳

	配布数	回収率	全体の内訳
京都府内の国立高等学校	1 校	100%（1 校）	2.0%
京都府立高等学校	54 校	51.9%（28 校）	57.2%
京都市立高等学校	7 校	14.3%（1 校）	2.0%
京都府内の私立高等学校	43 校	44.2%（19 校）	38.8%
合 計	105 校	46.7%（49 校）	100.0%

3.3.3 調査の結果と考察

アンケート調査の結果については、京都府が実施している「高校生伝統文化事業」の影響が大きいと考えられるため、京都府立の高等学校と京都府内のそれ以外（国立、市立、私立）の高等学校に分けて示していく。

伝統文化に関する授業を実施している学校は、国立、市立、私立の高等学校では 52.4%であったのに対し、府立の高等学校では 96.4%であり、「高校生伝統文化事業」を実施している府立の高等学校と、実施していない国立、市立、私立の高等学校との間に大きな差をみることができる（図 3-1、図 3-2）。

伝統文化に関する授業を実施していると答えた高等学校のうち、茶道を実施している学校は、国立、市立、私立の高等学校で 72.7%、府立の高等学校で 100%であった。府立の高等学校で 100%の学校が茶道を実施しているのは、京都府の「高校生伝統文化事業」があるから当然であるとしても、伝統文化を学ぶ題材として茶道を選んでいる学校が多いことがいえる（図 3-3）。

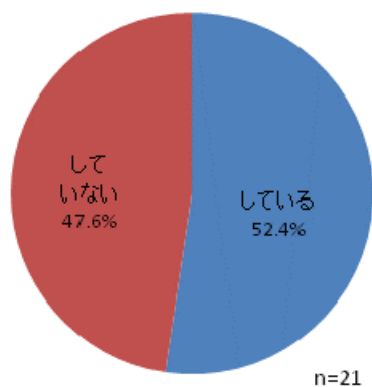


図 3-1 伝統文化に関する授業の有無
(国市私立)

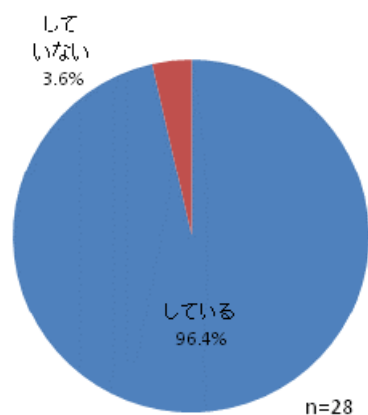


図 3-2 伝統文化に関する授業の有無
(府立)

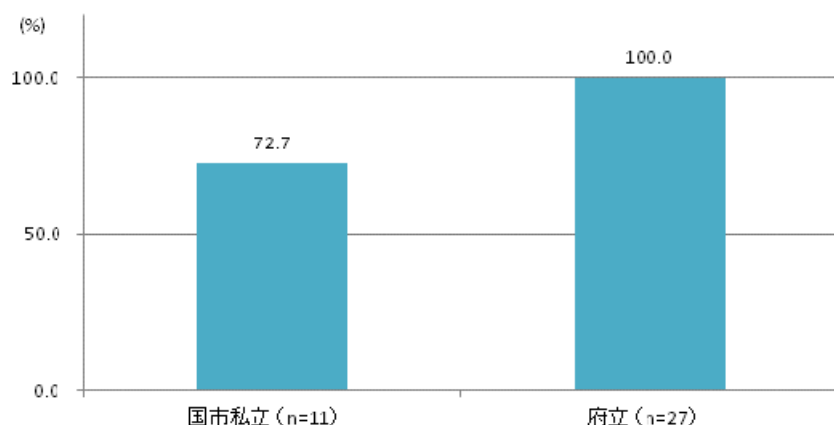


図 3-3 茶道を実施している学校の割合

また、茶道に関する授業の実施時間は、国立、市立、私立の高等学校では約 7 割が 1 時間または 2 時間であったのに対し、府立の高等学校では 4 時間が約 3 割で一番多い。これは、京都府の「高校生伝統文化事業」では全 4 時間で学習することを推奨されているためであると考えられる。国立、市立、私立の高等学校では、単発の体験授業として実施していることが多いと考えられる（図 3-4）。

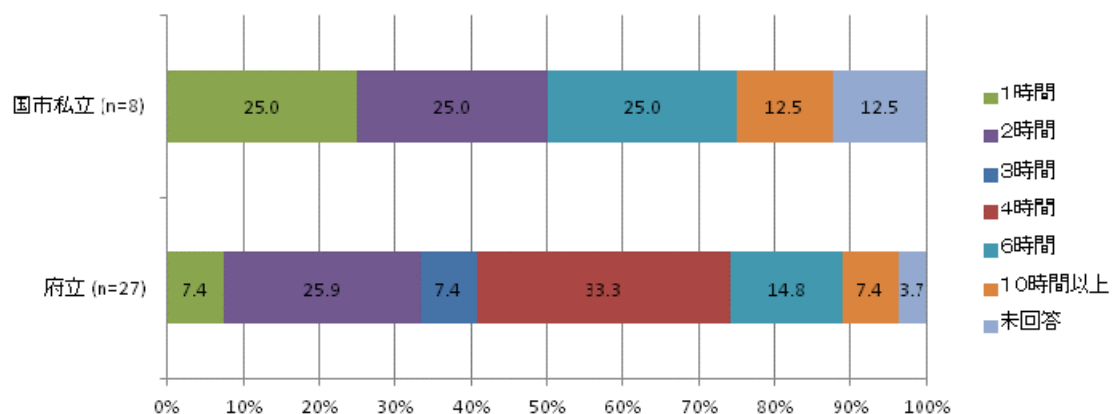


図 3-4 茶道に関する授業の実施時間

茶道に関する授業の内容については、「茶道に関する講義」、「茶を飲む」、「茶を点てて運ぶ」、「礼儀作法」の 4 つは府立の高等学校、国立、市立、私立の高等学校どちらも割と多くの学校が実施している。いずれも府立の高等学校よりも国立、市立、私立の高等学校の方が、高い割合になっており、茶道を授業でおこなっている国立、市立、私立の高等学校

のほとんどが実施している。さらに、国立、市立、私立の高等学校は、「点前の見学」、「点前を行う」ことも多く実施されており、京都府の事業として行っている府立の高等学校と、国立、市立、私立の高等学校の積極的に取り入れている学校との違いがここに出ていると考えられる。

一般に、直接見たり実際に活動したりする体験学習は理解度や実践意欲を高めるといわれている。このことから「茶を飲む」、「茶を点てて運ぶ」、「点前の見学」、「点前を行う」という内容は、生徒の理解の助けになり、今後の実践意欲も高められると考えられる。しかし、通常の教育現場で、茶を点てたり、点前をしたりするのは少し難しく、茶道を知っている講師の手や時間がたくさん必要になってくるため、1クラス40人体制の一斉授業では難しく、授業の中で実施している学校が少なくなっていると考えられる。

また、茶道と関連するが少し発展した内容である「菓子作り」、「陶芸」、「書道」や、茶道に関する総合的な学習になる「茶会」については、専門の教員や講師、場所が必要であり、一人の先生だけでは実施することができないので、授業の中で実施している学校が少なくなっていると考えられる。この中で「菓子作り」が比較的高くなっているのは、次に述べるが、茶道に関する授業が家庭科で行われることが多いためだと考えられる。

「その他」については、「お茶の製造工場の見学」が挙げられており、これは実施校の地域性（お茶の産地）が関係していると考えられる。近くに茶畑があり、茶を作っている場所がある京都だからこそその授業内容ではないだろうか（図3-5）。

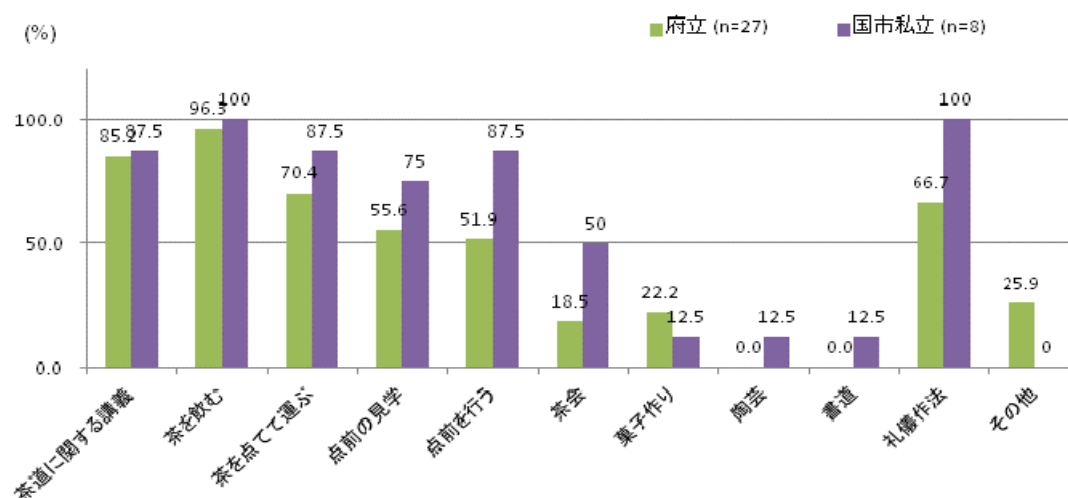


図3-5 茶道に関する授業の内容

茶道に関する授業の実施教科は、家庭科が 38.9%と最も多く、次いで総合的な学習の時間で 25.0%となった。家庭科の授業で取り扱われている場合が多いので、家庭科で有効に伝統文化（茶道）を学習することについて考える必要がある（図 3-6）。

また、国立、市立、私立の高等学校は、独自の取り組みとして茶道に取り組んでいるため、さまざまな科目の先生が関わることができ、じっくりと取り組める総合学習や学校設定科目で実施されているが、府立の高等学校では、京都府「伝統文化事業」で実施するように決められているため、何かの教科に割り当てられることが多く、特に家庭科は範囲が広くさまざまなことを学ぶことができる教科であるため、家庭科で実施されている場合が多いと考えられる。

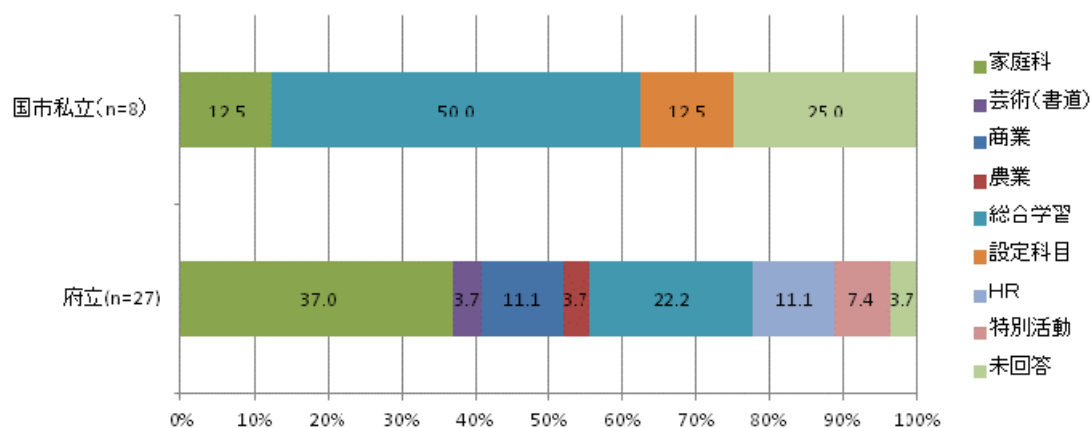


図 3-6 茶道に関する授業を実施している科目

茶道に関する授業を実施する場所について、茶室・和室は、府立の高等学校の 71.4%の学校にあり、国立、私立、私立の高等学校では、85.7%の学校が有している。7 割以上の高等学校に茶室・和室があることがわかったが、京都府「高校生伝統文化事業」で茶道に関する授業を全学校で実施するように決まっているとすると、府立高等学校の約 3 割の学校に茶室・和室がないということは、茶道を実施する環境が整っているとは言えないのではないだろうか（図 3-7）。

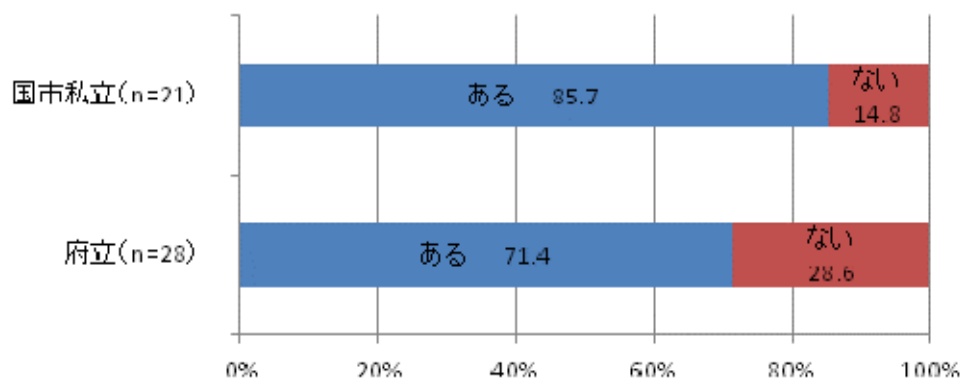


図 3-7 茶室・和室の有無

茶室・和室の設備であるが、「畳」、「床」、「炉」、「襖」、「障子」、「水屋」などの茶道を行う上での最低限の設備が整った茶室・和室であった。さらに「にじり口」、「露地」、「蹲」があり、茶事を開くことができるくらいの本格的な設備が整っている学校もあり、上限は茶事を開くことができるほどの本格的な茶室をもつ学校から下限は茶室・和室すらない学校まであり、学校間の格差が大きいとわかった（図 3-8 図 3-9）。

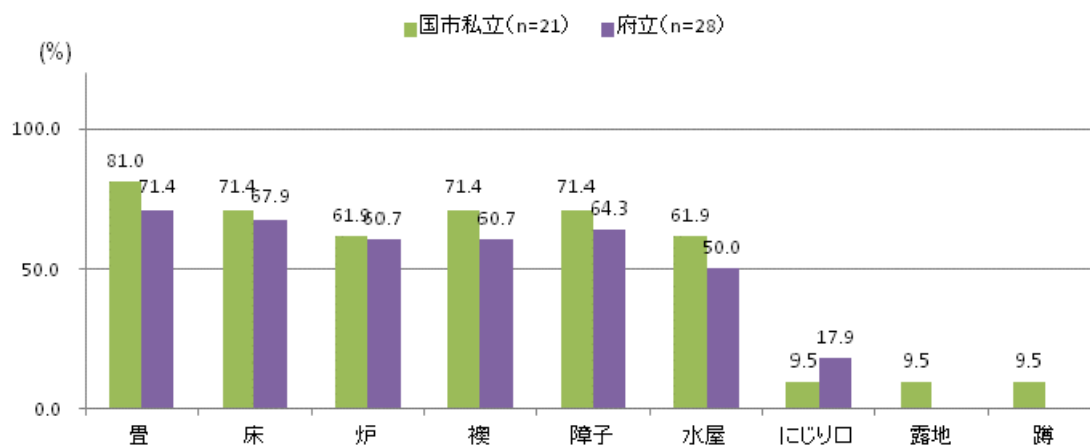


図 3-8 茶室・和室の設備（全高等学校のうち）

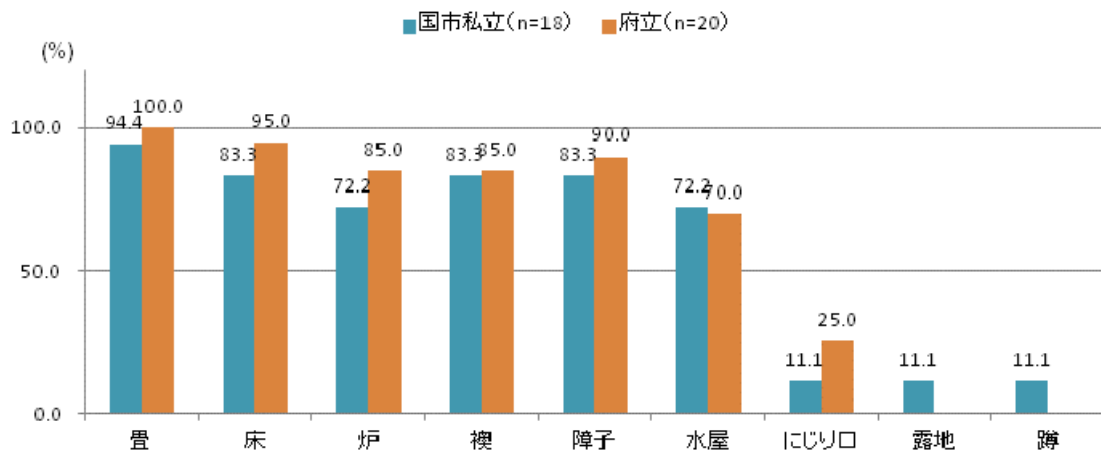


図 3-9 茶室・和室の設備（茶室・和室があると答えた高等学校のうち）

茶道に関する授業の実際の実施場所であるが、茶室（床、炉、畳がある部屋）で実施している学校は、国立、市立、私立の高等学校で 50.0%、府立の高等学校で 33.3%、和室（床、畳がある部屋）で実施している学校は、国立、市立、私立の高等学校で 25.0%、府立の高等学校で 14.8%、和室（畳のみの部屋）で実施している学校は、国立、市立、私立の高等学校で 12.5%、府立の高等学校で 11.1%であり、茶室・和室で茶道に関する授業を実施している学校は、国立、市立、私立の高等学校で 87.5%、府立の高等学校で 59.1%となり、圧倒的に国立、市立、私立の高等学校の方が茶室・和室で授業を実施している割合が高くなった。

一方、茶道に関する授業において茶室・和室を使用していない、国立、市立、私立の高等学校 12.5%と府立の高等学校 40.9%は、校外の茶室を借りたり、お茶屋さんでの実習をおこなったり、HR 教室や会議室、図書室、学習室、家庭科室（家庭経営室、調理室、被服室）で実施していた。茶室・和室ではなく校内の他の教室を使って授業を行う場合は、畳や毛氈を敷く、茶道具で演出するなどの工夫を行うことで茶道体験を実施していた。

府立の高等学校で「校内の他の教室」が使われているのは、1 クラス 40 人で入れる茶室が校内にないのでやむを得ず他の教室を使用している場合と、全 4 時間で授業を展開している学校が多いため茶室以外の教室も組み合わせて使用していると考えられる（図 3-10）。

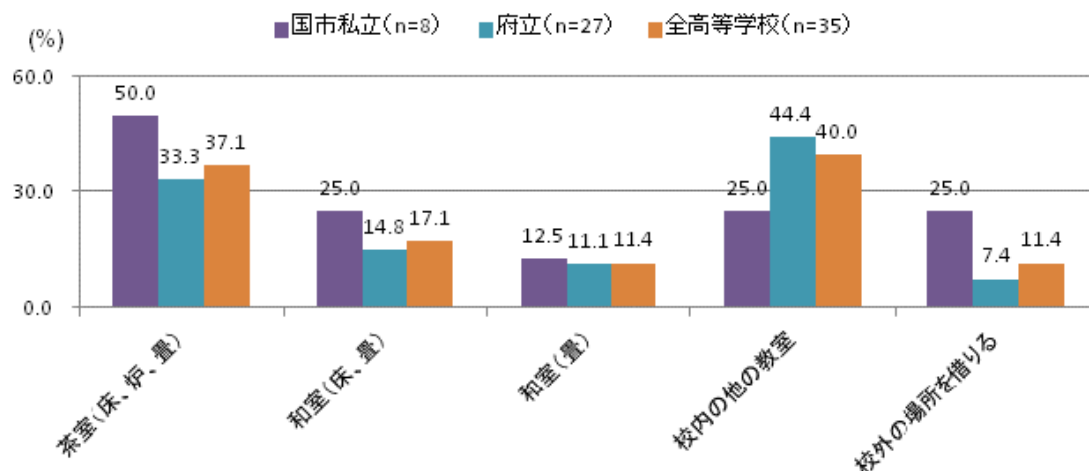


図 3-10 茶道に関する授業を実施している場所

茶道の特別講師は、国立、市立、私立の高等学校では 62.5%が「招いている」と答えたのに対し、府立の高等学校では 92.6%の学校が「招いている」と答えており、府立の高等学校のほとんどが茶道の特別講師を招いていた。これは、教育委員会から特別講師を招くことが決められており、かつ講師への謝礼金や交通費などの予算をつけている京都府の「高校生伝統文化事業」を実施している府立の高等学校では、茶道の特別講師を招きやすいということによると考えられる。しかし、そのような府立の高等学校でも 7.4%の学校は茶道の特別講師を招くことができていない。予算だけの支援では茶道の特別講師の招聘は学校現場にとって難しいのではないかと考えた（図 3-11）。

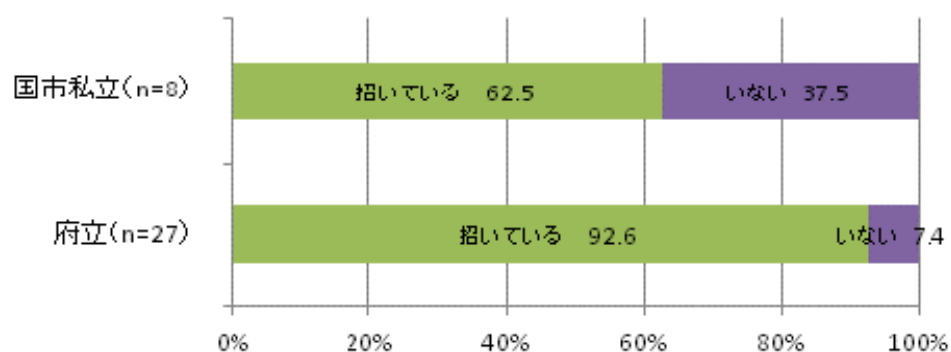


図 3-11 講師の招聘の有無

さらに、茶道に関する授業を実施するにあたり希望する支援で一番多かったものの1つは、「講師の招聘」であった。特に国立、市立、私立の高等学校の先生が茶道の特別講師を招くことが難しいという回答が多く、支援が必要だと感じている。もう1つは、「予算」であった。京都府の「高校生伝統文化事業」で予算をもらっている府立高等学校でも多く上がっており、「予算があるから今は実施できているが、予算がなくなったら実施することは難しい」という意見があった（図3-12）。

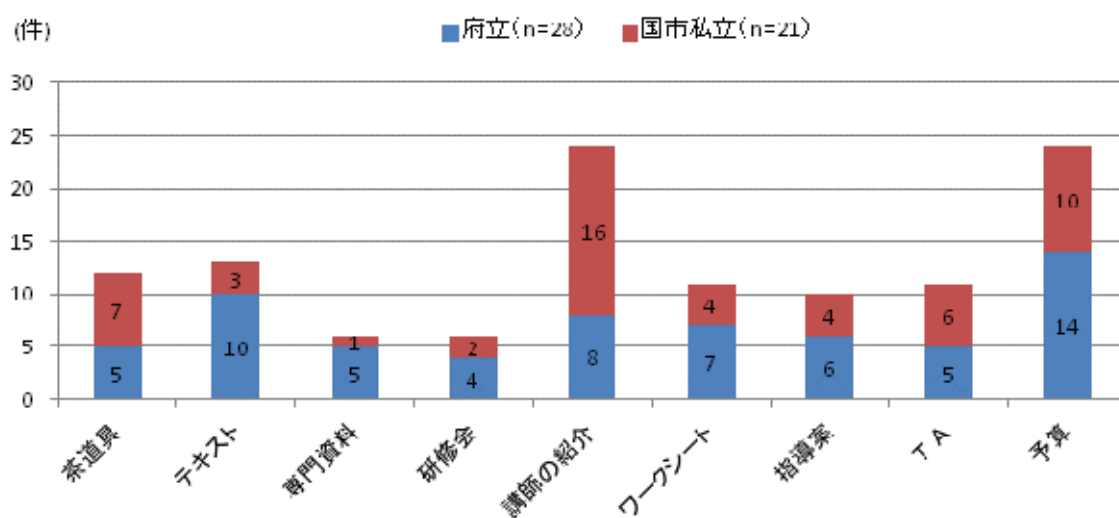


図3-12 茶道に関する授業を実施するにあたり希望する支援（複数回答可）

茶道に関する授業を実施するにあたり困っていることについては、府立の高等学校から多く回答を得ることができた。「実施場所の不足」に困っていると答えたのは全て府立の高等学校であった。71.4%の府立の高等学校が学校に茶室・和室があると答えているのに、今回茶道に関する授業を行う上で困ったことについて「実施場所の不足」を訴えていた学校が最も多かった。これは、1クラス40人が入ることができる茶室・和室が学校にあるとは思えないので、普通授業で茶道に関する授業を実施するには学校にある茶室・和室では小さすぎて使うことが出来ず、実施場所が不足しているということだと考えられる。

また、「時間不足」、「知識不足」も多く挙げられた。「時間不足」は、国立、市立、私立の高等学校でも多く挙げられており、「時間不足」は共通の悩みだと言える。「知識不足」については、過去または現在茶道に関わっており、茶道のことをよく知っている先生は、すぐに対応できるが、全く知らない先生は、まず自分が茶道について勉強してから授業を

考えなければならないため、余計に時間を割かなくてはならないことになる。茶道は奥が深いため、長年稽古をしていても茶道についてつかめているかどうか分からないというくらいであるから、初心者では何を教えればよいのか分からず困ると考えられる。

一方、「予算不足」は国立、市立、私立の高等学校のみにあげられていた。京都府の「高校生伝統文化事業」として実施している府立の高等学校は教育委員会から今のところは予算がでているので困っていないようだが、それがない国立、市立、私立の高等学校は茶道に必要な道具を人数分そろえるのにお金がかかるので困っていると考えられる（図 3-13）。

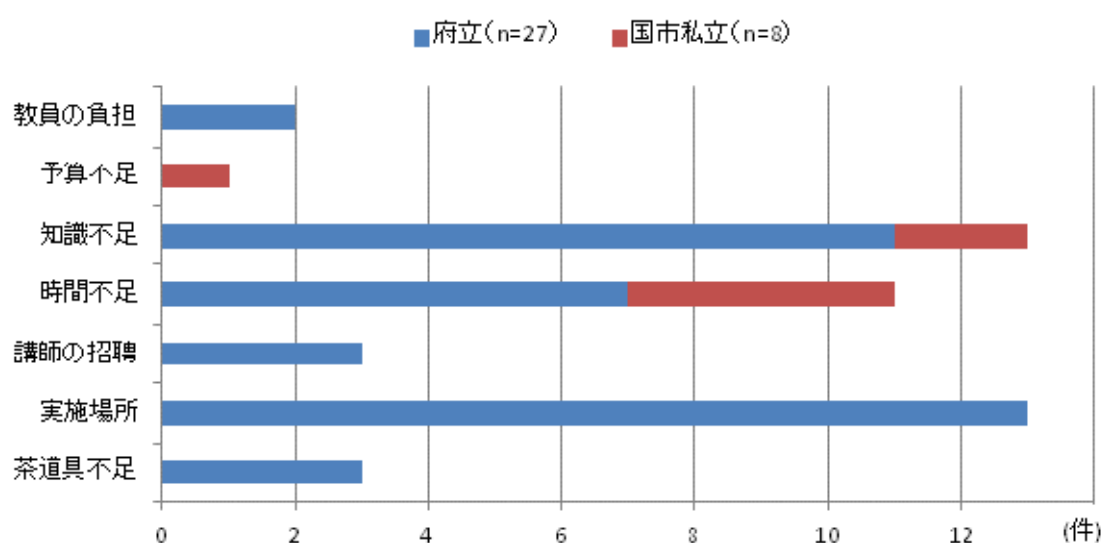


図 3-13 茶道に関する授業を実施するにあたり困ったこと

茶道に関する授業を実施することで高められたと思うことは、「おもてなしの心」、「礼儀作法」、「日本文化への関心」、「伝統文化への関心」で「どちらかと言えば思う」も含めると、ほぼ 100%であった。これは、京都府が挙げている目標の「①京都の伝統と文化を守り、受け継ぎ、新たな文化を創造する心の育成、②礼儀作法を通じての、規範意識や社会性の育成、③人を思いやり、尊重する心の育成、④豊かな感性、情緒の育成」を達成することができているといえる。それだけでなく、「外国文化への関心」も高まったと答えた学校があり、自国の文化を客観的に見直し、グローバルな視点で学習している効果もあるといえる。目標の達成度については、授業での取り上げ方によると考えられる。（図 3-14 図 3-15）。

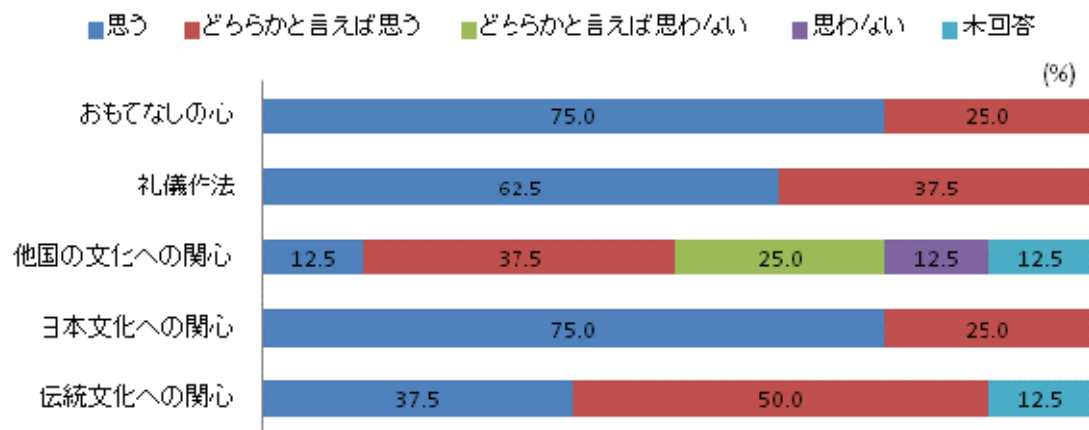


図 3-14 茶道に関する授業実施することで高められたと思うこと（国市私立 n=21）

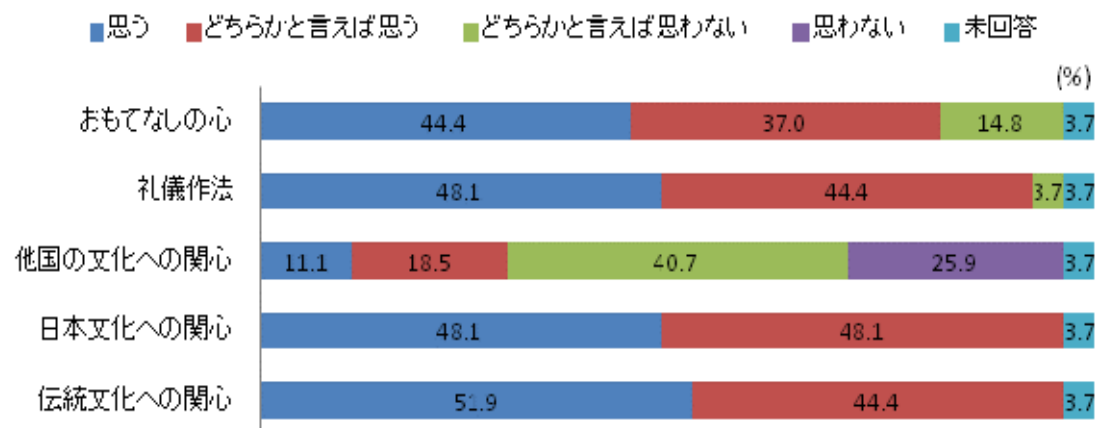


図 3-15 茶道に関する授業実施することで高められたと思うこと（府立 n=28）

茶道に関する授業を実施することは良かったかと問うと、全体的に「思う」、「どちらかといえば思う」というポジティブな回答が高くなったが、国立、市立、私立の高等学校では、「思う」と答えた学校が 77.8%であったのに対し、府立の高等学校では、「思う」と答えた学校が 51.9%にとどまってしまう、これは、独自の取り組みとして茶道に関する授業を実施している国立、市立、私立の高等学校の方が積極的な気持ちで取り組んでいるからだと考える（図 3-16 図 3-17）。

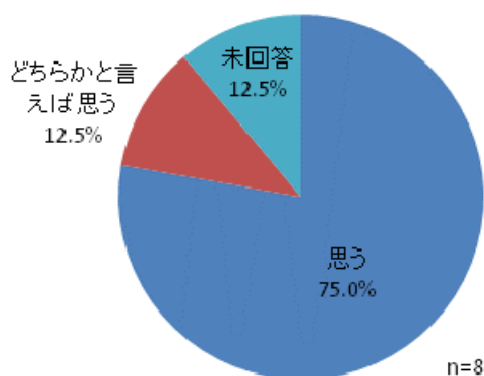


図 3-16 授業をして良かったか(国市私立)

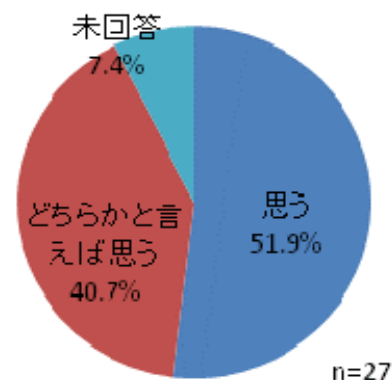


図 3-17 授業をして良かったか(府立)

最後に、茶道に関する授業を実施しているにもかかわらず全ての学校に、茶道に関する授業が有意義かどうか、また今後の実施希望について聞いてみた。国立、市立、私立の高等学校では、茶道に関する授業が有意義だと「思う」、「どちらかといえば思う」と答えた学校が 90.5%であったが、実施したいと「思う」、「どちらかといえば思う」と答えた学校は 57.2%であった。国立、市立、私立の高等学校では茶道に関する授業を実施している学校がまだ少ないため、茶道に関する授業は実施しにくいと思っている先生が多いのではないだろうか。

一方で、府立の高等学校では、茶道に関する授業が有意義だと「思う」、「どちらかといえば思う」と答えた学校が 92.8%で、実施したいと「思う」、「どちらかといえば思う」と答えた学校は 89.3%で、国立、市立、私立の高等学校よりも高い割合の先生がそう思っていることが分かった（図 3-18 図 3-19）。これは、京都府「高校生伝統文化事業」により実際に実施してみてよかったと感じている先生が多いことと、教育委員会からの予算の支援があるために比較的实施しやすい環境が整えられるということが影響していると考えられる。

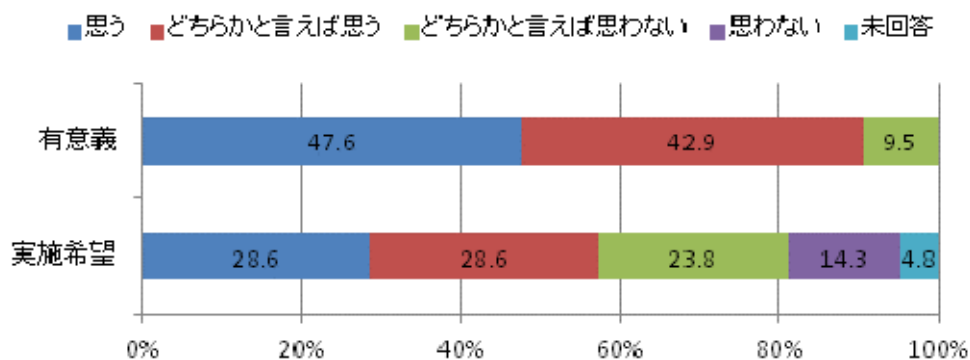


図 3-18 茶道に関する授業の有意義度と実施希望（国市私立 n=21）

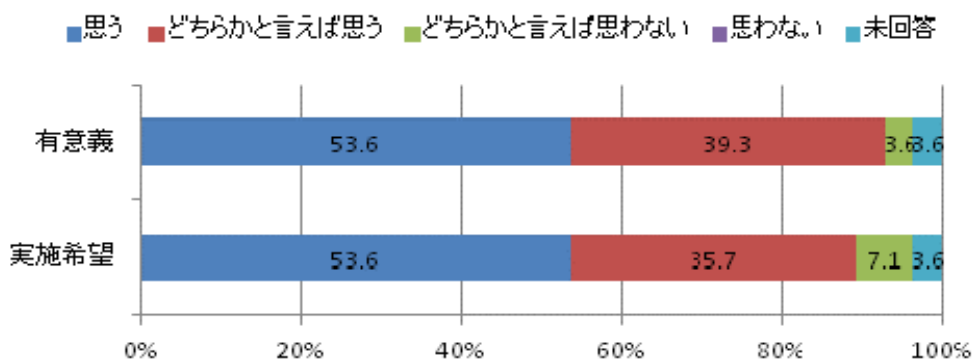


図 3-19 茶道に関する授業の有意義度と実施希望（府立 n=28）

3.4 茶道に関する授業についてのインタビュー調査

3.4.1 調査の目的

茶道に関する授業の例が少なく、現場ではどのようなねらいをもって、どのような形で茶道に関する授業が行われているのかが分からなかったため、茶道に関する授業の詳細な実施状況とその方法の例を得ることと、茶道に関する授業を行うにあたり困難な点を整理することを目的とした。

3.4.2 調査の方法

前項の茶道に関する授業についてのアンケート調査の回答者のうち、インタビュー調査に応じてくださった3人の先生に聞き取り調査を行った。調査対象者は表3-2の通りである。調査期間は、2013年8月～10月である。調査内容は、茶道に関する授業の目標や指導計画、内容、苦労したことなどについてである。

表 3-2 調査対象者について

調査対象者	授業の実施教科	結果考察
京都府立高等学校家庭科教諭（50代・女性）	家庭科「フードデザイン」	3.4.3
京都の私立高等学校国語科教諭（30代・男性）	学校行事	3.4.4
京都府立高等学校商業科教諭（40代・男性）	学校設定科目	3.4.5

3.4.3 調査の結果と考察①

京都府立の高等学校に勤務する I 先生に家庭科の専門教科「フードデザイン」で行っている伝統文化（茶道）に関する授業についてインタビューを行った。I 先生は、女性の家庭科教諭で、茶道経験者である。

指導計画は、全 6 時間（表 3-3）で、受講者は、フードデザインを選択している男女 24 名である。授業内容は、第 1 次は 2 時間で「はじめての茶会」という茶道裏千家淡交会が作っている茶道ビデオを視聴した。ビデオを視聴しながらポイントである場所でビデオを止め、教師自らが解説した。第 2 次は 2 時間で茶道体験を行った。一保堂から講師を招聘し抹茶と煎茶をいただく体験をした。一保堂は茶の魅力を積極的に伝える活動をしている創業 1717 年の京都の老舗の日本茶専門店である。第 3 次は 2 時間で和菓子をつくる体験を行った。和風スウィートポテトをつくり、抹茶を点てていただいた。

苦勞したことは、抹茶の体験でないと予算が付かない、クラブではなく授業、HRで行うなどという決まりがあるが、具体的な指示はなく、何をすればよいのか分からなかったので手探りで授業を行っていたという。また、他の教科に比べて時間の少ない家庭科の授業の中で、茶道に関する授業を行わなければならない、時間的にも厳しかったということであった。

I 先生は、茶道経験者であったため、第 1 次でビデオを視聴しポイントを解説するときには、何がポイントで何を話せばよいのか知っていたので解説することができた。さらに、第 3 次で茶を点てて飲む体験をしているが、講師がおられなくても茶の点て方、いただき方を指導することができた。しかし、茶道経験者ではない先生が担当であった場合、以上のような授業をすることは難しいのではないだろうか。仮にできたとしても、解説をするために一から茶道について学ばなければならない、教員への負担は大きく授業を構築するまでの苦勞も大きい。「何をしたらよいのか分からないから、手探りでやっている状態です。」

と何度も繰り返され、学校教育現場では、茶道を経験している先生でも苦労している様子がうかがえた。また、和菓子をつくるという体験は家庭科ならではの活動で大変面白く、作った和菓子と抹茶を点てていただくことで、和菓子作りを通してもてなすという茶道の心が学べる活動であると感じた。

表 3-3 京都府立高等学校家庭科「フードデザイン」指導計画

	テーマと内容	時間数 (50 分)
第 1 次	茶道ビデオの視聴「はじめての茶会」 ビデオを視聴しながら解説する	2 時間
第 2 次	茶道体験 一保堂に来ていただき抹茶と煎茶を 体験する	2 時間
第 3 次	和菓子をつくる 和風スウィートポテトをつくり、 抹茶を点てていただく	2 時間

3.4.4 調査の結果と考察②

京都の私立の高等学校に勤務する J 先生に学校行事で伝統文化（茶道）に関する活動をおこなっていることについてインタビューを行った。J 先生は、男性の国語科教諭で、茶道経験者ではない。

茶道を行う行事は年に 2 回行っており、不登校傾向にあるが、学習意欲の高い生徒が通うコースの 130 名が参加している。実施の目標は、おもてなしの心を学ぶと共に、マナーを学び、姿勢をよくすることとしており、授業内容は、茶を点てる、飲む、菓子をつくることから、教室を清掃してその中にミニ茶室をつくったり、その茶室に掛ける色紙をつくったりと幅広くおこなっているようだ。生徒が気負わないように茶道の外部講師は喚ばず、茶を点てたり飲んだりする作法も自由にしているようだ。茶室はないのでござを敷き、花をおいたり、香をたいたりすることで茶室の雰囲気を作っている。茶道具もないのでマドラースプーンやジャムの空き瓶を茶杓と棗に見立てるなどその他にも代用できるもので茶道具に見立てて使用しているという。菓子は手作りで、懐紙は半紙を切って使用している

という。茶室や茶道具がなくても、先生方のアイディアでそれに代わる設備がまかなわれていた。

お茶嫌いな生徒は少なく、お茶のおいしさを分かっているかどうかは分からないが、温かいものを飲んでほっこりしている様子であるそうで、伝統文化（茶道）に関する活動を行って得られたことは、家でできない体験ができること、できなくて当たり前ということから失敗を恐れずに挑戦して失敗から学べることであったという。また、ござに据わることで立っているときとは目線が違ってきたことから、掃除をしっかりとるようになったり、ズボンの汚れを気にするなど服装に気をつけるようになったりしたそう。また、友だちとのコミュニケーションをとることが苦手で、自分は迷惑な存在であると思っている自分に自信のない生徒が、自分が点てたものを飲んでもらえることで、自分が役にたてることの幸せを感じることができたことも大きな成果だそう。苦労していることは、みんな茶道経験がないので手作り、手探りで実施しているが、何が学べるのかはその時々で違っていき、同じことをしていても生徒によって学んでいることも違うので、目標をしっかりとあげて指導案が用意できないということと、場所、道具などの教育環境が整っていないので、本物に触れる機会を与えられていないということであった。また、今後授業として茶道に関する活動を取り入れることを考えているが、授業で扱うならばどの程度の内容を行えばよいのかがわからないそう。

J先生は、茶道経験がなかったが、学校茶道の指導者のための学校茶道指導者研修会に参加したり、専門書を読んだりして勉強されていた。外部講師を呼ばないため、技術面はyoutubeを参考に指導しているそう。伝統文化（茶道）に関する活動を行っている行事は、中学校で不登校傾向にあった生徒が参加している。ネガティブで萎縮している生徒が多かったが、茶道体験を行うことで、自分が役に立っていることを感じ気持ちが少しポジティブになったり、お茶をいただいて素直に「おいしい！」と言い合えてコミュニケーションが豊かになったりしたと聞き、茶道は本当に生徒を大きく成長させることができると改めて感じた。ただ、伝統文化教育の「成長の視点」は学べているが、設備についてその多くが代用品でしつらえてあったり、茶道講師がいなかったりするので、購入しなくても本物の道具を借りることができるシステムがあれば、本物に触れる機会ができ、より成長できるだろうし、何もない場所を茶室のようにしつらえることのできる知識を得る機会をつくる事ができれば、さまざまな教科と連動して取り組めると考えた。

3.4.5 調査の結果と考察③

京都府立の高等学校に勤務するT先生に学校設定科目「京都探求」で行っている伝統文化（茶道）に関する授業についてインタビューを行った。T先生は、男性の商業科教諭で、茶道経験者ではない。

指導計画は、2単位、2時間続きの授業のうち2学期間を使って実施しており、受講者は、商業科の2年生である。実施の目標は、「ほんまもん（関西弁で本物という意味）」を体験させることで本当のおもてなしに気付かせる、そして本当に生きていく力を身につけさせることである。授業内容は、まず茶道に関するキーワードを図書館を利用して調べ学習し、模造紙にまとめて発表する。次に茶道講師4人を招いて、茶道体験として4時間を使って客になる体験、茶を点てて運ぶ体験を行った。また、お茶の製造工場を見学し、お茶の作られる過程も学んでいた。最後にまとめとして古典の日（11月1日）に京都国立博物館内にある「堪庵」にて茶会を行った。この日は2年生以外の学年も古典の日に合わせて伝統文化に関する取り組みをしているので、1年生や3年生の取り組みとも連動し、学年を超えて学校全体として取り組まれている。また、これにはテレビ取材も来るのでテレビの放送はどのようにされているのかをも学ぶことができるそう（表3-4）。

表 3-4 京都府立高等学校商業系設定科目「京都探求」茶道分野 指導計画

	テーマと内容	時間数（50分）
第1次	茶道に関するキーワードを図書館を利用して調べ学習し、模造紙にまとめて発表する	不明
第2次	茶道体験 茶を飲む、茶を点てる、運ぶ、箸の扱い方、手水の使い方を学ぶ。	6時間
第3次	お茶の製造工場の見学 お茶の作られる過程を学ぶ	2時間
第4次	お茶会を開く 京都国立博物館内にある「堪庵」にて茶会を行う	一日

「ほんまもん」を体験させることを重視しているので、茶室には畳、襖はもちろん炉、床もある（写真 3-1、写真 3-2）。茶道具も茶会が開ける最低限の道具を用意されているし、帛紗ばさみ（帛紗、古帛紗、扇子、懐紙、楊子）も 2 人に 1 セットある。使うお菓子やお茶も「末富」など老舗の一流の店で作られている高価なものを出しているそうだ。



写真 3-1 茶室の様子①



写真 3-2 茶室の様子②

伝統文化（茶道）に関する活動を行って得られたことは、コミュニケーションを高めることができ、中には面接試験で人と人の関係について茶道を通して学んだことを語るなど、茶道を自分のものとして語ることができるようになった生徒もいたそうだ。また、ゴールが見えていないので失敗しても検証していくことで、そこから成長することができ、これから茶道をしてみようと思う生徒も出てきたそうだ。苦労していることは、忙しいということであった。最初は茶道も未経験だし、時間もないし、何をすればよいかわからないので、茶道に関する授業を行うことに後向きだったが、やるからには徹底的にやろうと思い、学校近くの茶道講師に会いに行き、相談、交渉しながら、協力体制を築いたそうだ。しかし、徹底的にしている分大変忙しいと話しておられた。

T先生は、水も名水をくんできたものを使用しているというくらい「ほんまもん」に徹底してこだわっておられた。また、商業系の学科であるため、ビジネスの背景、もの（物理的なものだけでなく、情報やマスコミなども含めて）がつくられていく裏側が見えるようにプロデュースされていた。さらに、同学校の図書館司書M先生と上手く連携され、図書館を上手に利用した調べ学習を行っており、これは、将来疑問に感じたことを解決した

り、大学や仕事でレポートを書かなければならなくなったりしたときに必要な力をつけることができていると感じた。M先生にもお話を伺うことができたが、生徒たちはこの学習を通して、必要な情報が載っている本をうまく探すことができるようになるのだそうだ。入学当初に図書館を上手く利用するための授業を行っていて、同校は商業科の学校でありコンピューターを利用することができる環境を活かし、パソコンを使って調べる方法も一斉授業で教えている。また、図書館は明るくてきれいで、様々なポップや季節に合わせた飾り付けもされていて、雰囲気がよく使いやすく利用したくなるようになっていると感じた。この学校では多くの先生方が協力して、伝統文化（茶道）に関する活動を通して学ぶことをさまざまな授業に結びつけ広げていた。

3.5 まとめ

本章は、京都府の高等学校に行った伝統文化（茶道）に関する授業についてのアンケート調査とインタビュー調査を実施して、伝統文化を実施する教育環境がどの程度整っているのか、どのような伝統文化に関する授業が行なわれているのかを明らかにすることを目的にしていた。

全体的に伝統文化に関する授業として「茶道」を選択している学校が多かった。とくに京都府「高校生伝統文化事業」の影響はとても大きく、府立の高等学校の方が国立、市立、私立の高等学校よりも多くの学校が伝統文化に関する授業へ取り組んでいた。その実施教科としては、「家庭科」で実施している場合が最も多くなっていた。しかし、家庭科は元々単位数が少ない上に、取り扱う内容が多く時間が不足している。そこに茶道に関する授業が加わり、さらなる時間不足を招いている。伝統文化を実施する教育環境がどの程度整っているのかについては、茶道に関する授業を実施するに当たり多くの学校が困っていることが、「場所不足」、「時間不足」、「知識不足」であったことから、十分ではないことが分かった。

どのような伝統文化に関する授業が行なわれているのかは、茶道体験をして茶を飲む、茶を点てる、運ぶ体験は多くの学校で行われていたが、それ以外の体験や学習内容、形態、実施時間数は学校によってバラツキがあった。特に、3.4.4 節であげた私立の高等学校と3.4.5 節であげた京都府立の高等学校の差は大きく、おなじ人をもてなすことを重視しているにもかかわらず、3.4.4 節であげた私立の高等学校は、茶菓子は手作りであり、茶室も茶道具も代用品を使いもてなす空間をつくるという、自分達だけでできる精一杯の範囲でも

てなしを考えることから、もてなしについて気付かせようとしているのに対し、3.4.5 節であげた京都府立の高等学校は、茶菓子、茶室、茶道具全てが一流の「ほんまもん」を使用しており、「ほんまもん」のおもてなしを体験することで本当のおもてなしについて気付かせようとしている。学校によって学校に合わせた授業計画を実施することが大切だと思う反面、この2校の違いには考えさせられるものがあつた。また、インタビュー調査の3校とも当初は何をしたらよいのか分からず、学校教育現場では、とまどっていた様子を伺えた。しかし、アンケート調査では実施している府立の高等学校ではほとんどが実施することに意義を感じ、今後実施することに積極的であつた。よって、伝統文化（茶道）に関する授業を実施するために教員を手助けする手だてを考えることが必要であると考ええる。

第4章

茶道を取り入れた 伝統文化教育の授業実践

4.1 はじめに

この章では、茶道に関する授業の展開を考え、実際に実践したことについて述べたい。京都府「高校生伝統文化事業」を受けて、平成 23 年度から京都府立の高等学校は茶道に関する授業を実施することになった。第 3 章では、京都府内の高等学校へのアンケート調査やインタビュー調査により多くの困難な点を明らかにしたが、ほとんどの先生は茶道に関する授業をやってみて良かったと思っていることが分かった。そこで、茶道に関する授業を実施することの意義や利点について授業実践を通して検討してみようと考えた。

近年、家族構成や生活スタイルが変化しており、家庭で全く伝統行事を行っていないどころかそもそも知っている人がいない家族も増えていると耳にする。さまざまな技術の発達により、店に行けば 1 年間変化なく同じものが提供されており、建物の中は一定の温度に保たれている状態で季節の感じ方が変化してきている。日常の中で、和室や和服に接する機会が減っている。そして、畳屋、和服商が減っていき、和室や和服など伝統文化に関すること自体も知らない子どもが増えていることは明らかである。

そこで、この章では、まず、現代の高校生の伝統文化に関わる生活経験の実態を明らかにするため、家庭での生活経験についてのアンケート調査を実施し、その調査結果をうけて、どのように茶道に関する授業を展開すれば、高校生に伝統的な生活文化を伝えることが出来るのか実践と検証を行った。

4.2 高校生の伝統文化に関わる生活経験の実態

4.2.1 調査目的

家庭で実施している伝統文化に関する生活経験を調査することで、高校生が生活経験として、どれくらい伝統文化にふれてきているのかを明らかにし、授業展開や授業実践のための基礎的知見を得ることを目的とする。

4.2.2 調査方法

授業実践を行う京都府立の高等学校の 1 年生 3 クラス、2 年生 1 クラスの計 161 名（男子 97 名、女子 64 名）を対象に授業内で自記式集合調査を行った。回収は 161 枚で、回収率は 100%であった。調査期間は 2012 年 6 月～7 月、調査内容は家庭で行われている伝統文化に関することで、着物、しつらえ、行事、マナーなどの経験である。

4.2.3 結果と考察

着物を着ることについては、72.0%の生徒が「着たことがある」と答えているが、そのうち頻度を問うと、習慣化、日常化されているわけではなく、「過去にきたことがある」が83.6%をしめていた。七五三で着たことがある生徒や、京都府の高校生（15～17歳）であるため、関西で盛んな「十三参り（元服の時期に行われる通過儀礼として着物を着て参詣する）」で着たことがあり、記憶にあたらしく残っているが、その時に着たことしかなく過去の経験となっていると考えられる。しかし、10.3%ではあるが、お正月や結婚式などの祝い事など着物を着ていたり、茶道部に所属している生徒は文化祭の時に浴衣を着ていたりするということで、年に数回着物を着ている生徒もいた（図4-1、図4-2）。

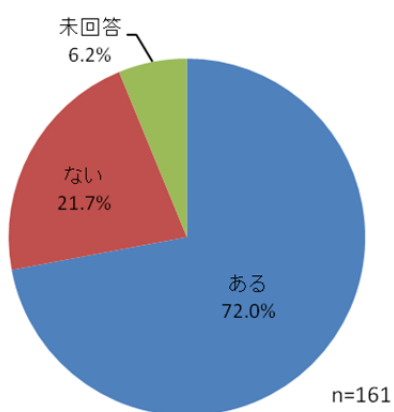


図4-1 着物を着た経験

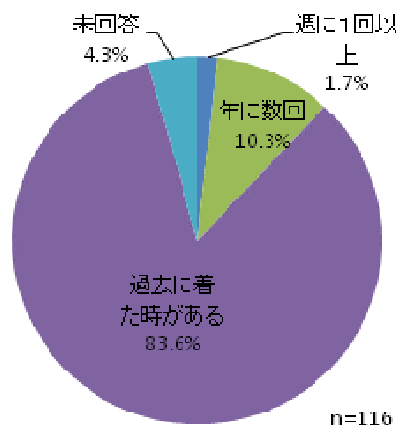


図4-2 着物を着る頻度

服の衣替えは88.2%の家庭で行われている。学校でも冬服、合い服、夏服の指導はされているため服の衣替えは知っている生徒の割合が高く、家でもほとんどの生徒が行うことができていると考えられる。また、建具替えをしたり、涼しさや暖かさを演出する小道具を変えたりする家の衣替えについては、家で「している」と答えた生徒が70.2%になり、服の衣替えに比べると減少した。これは、産業技術の発達により家も含めた建物内の温度がコントロールされるようになって、年中快適な温度を機械的に保てるようになり、暑さ寒さを家の衣替えでしのぐ必要がなくなっていることによると考えることができる。その他、開き扉の家が増え引き戸の家が減っている現状にあるため、建具替え自体できない住宅構造に変わっていることも背景にある（図4-3 図4-4）。

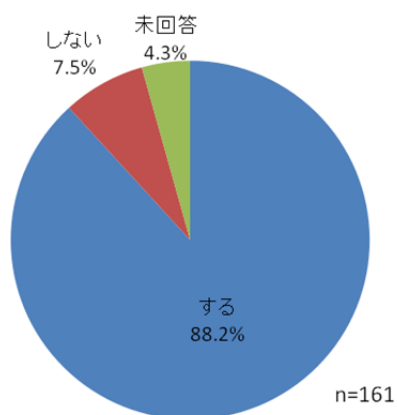


図 4-3 服の衣替えの有無

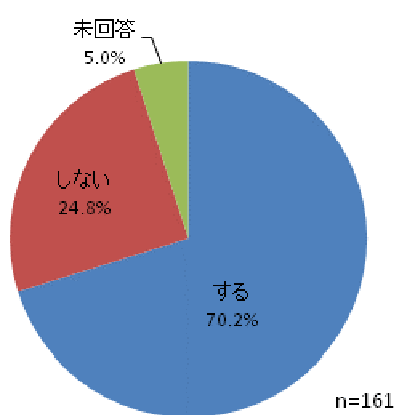


図 4-4 家の衣替えの有無

畳の部屋が家に「ある」と答えた生徒は 83.9%であった。「5～13 部屋」と多くの畳の部屋を持つ生徒もいたが(図 4-5 図 4-6)、「ない」と答えた生徒が 1 割を超えていた。実際、全国的にも畳の部屋は減少しており、高橋⁴⁹⁾は新潟を中心に住宅の畳室が減少していることを明らかにしており、時代の変化を感じた。「ある」と答えた生徒の中でも部屋数を問うと、51.9%が「1 部屋」と答えていた。近年のマンションには畳の部屋がないタイプや畳のような色をしているが、本物の畳を使っていない和室が増えている。また、畳の部屋をどのように使ったら良いのか分からず、物置として使われていたりして空間が活用されておらず、もったいない部屋という認識もあるようであった。

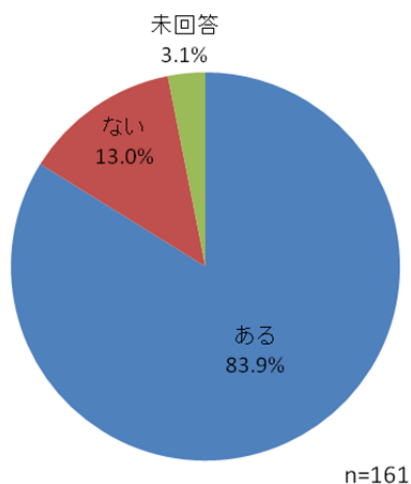


図 4-5 畳の部屋の有無

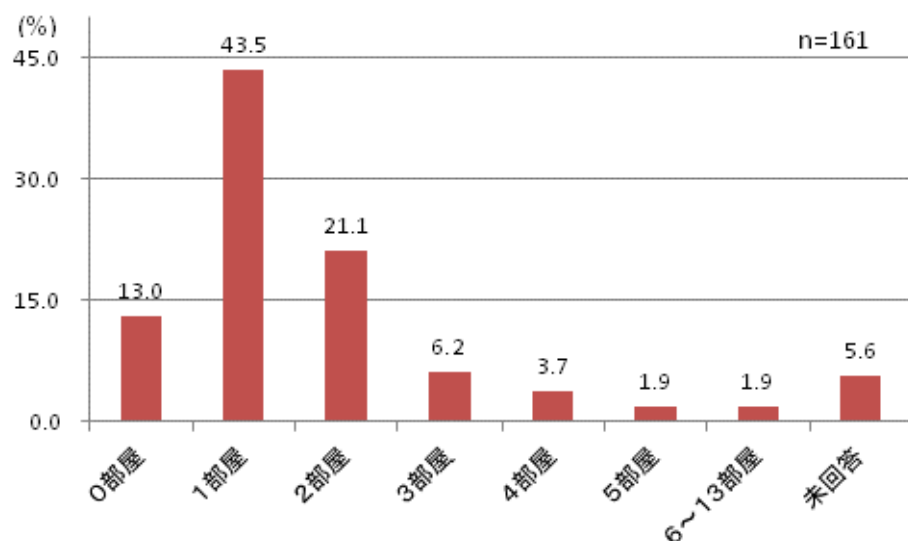


図 4-6 家にある畳の部屋の数

家の中で和を感じる場所があるか問うと、58.4%の生徒が「ある」と答えた（図 4-7）。また、和を感じる具体的な場所（図 4-8）を問うたところ、「畳」が 62.0%と圧倒的に多くなった。このことから、畳の部屋があると、家の中で和を感じる場所ができるといえる。しかし、畳のない家が増えている今日、家の中の和を感じることも減っていくと考えられる。その他、和を感じる具体的な場所として、「障子」、「床の間」、「庭」、「仏壇」、「襖」、「掛け軸」なども上がっていたが、畳に比べると少ない。畳の部屋があっても障子、床の間、仏壇、掛け軸のない部屋がおおくなっているといえ、昔のような和室は少なくなっているといえる。その他には、「すだれ」、「柱」、「生け花」、「ふとん」、「蚊取り線香」、「茶」との回答が 1 名ずつあった。

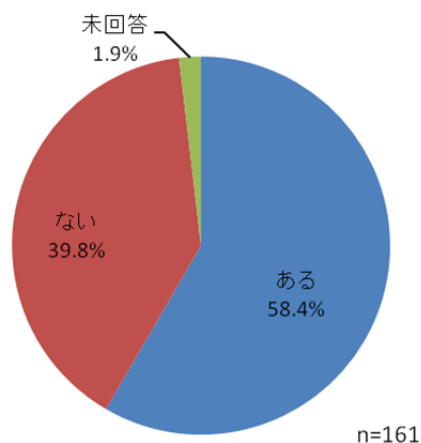


図 4-7 家の中で和を感じる場所の有無

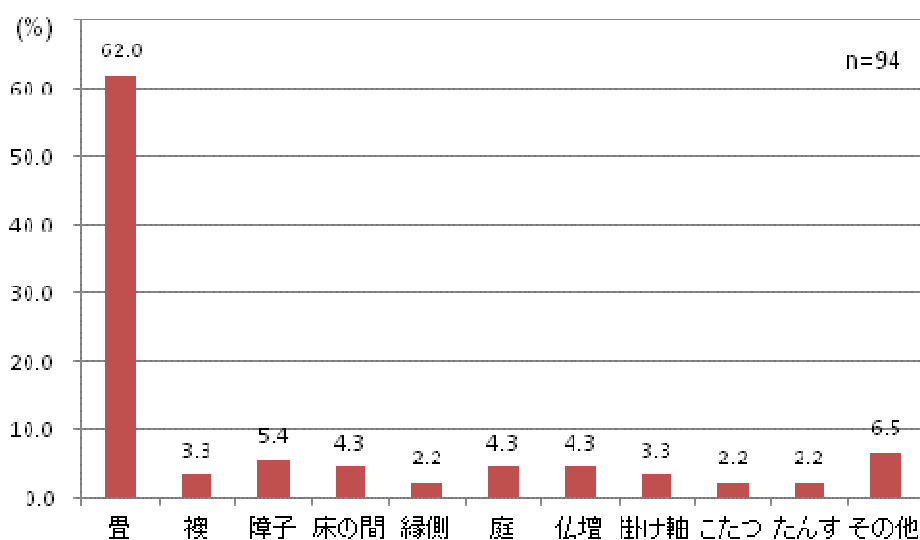


図 4-8 家の中で和を感じる具体的な場所

家庭で実施している行事（図 4-10）については、「正月（元旦）」と答えた生徒が 87.7% と圧倒的に多く、次いで「大みそか」、「クリスマス」、「節分」となった。「雛まつり（上巳の節句）」、「七草（人日の節句）」、「こどもの日（端午の節句）」、「七夕（七夕の節句）」、「ハロウィン」、「お月見（月見）」、「祭」を家で行う生徒は少なく、「重陽の節句」はほとんどいなかった。「雛まつり」や「こどもの日」は、小さい弟や妹がいる生徒の家庭では実施しているようだ。これより兄弟姉妹の有無や構成によって家庭での行事の経験は変わってくると考えられる。

また、おせち料理や雑煮の正月、恵方巻きの節分、クリスマスプレゼントのクリスマス、年越しそばの大晦日というふうに商業的イベントとしての要素が強い行事は家庭で行事を行っているように見受けられる。そのような状況にあるので、近年盛り上がってきているハロウィンやバレンタインなどの外国由来の行事も家庭で多く行われるようになっていると考える。

一方で、生徒の中にはすべての行事をしていると答えている生徒もいた。4 月当初に採ったアンケートでは、「拡大家族」である生徒が多かった（図 4-9）。弟や妹がいれば「雛まつり」や「子どもの日」の行事を実施しているようであり、五節句や雑節、祝い事などの年中行事を家庭でもしっかりと行っている祖父母がいるためではないかと考えた。

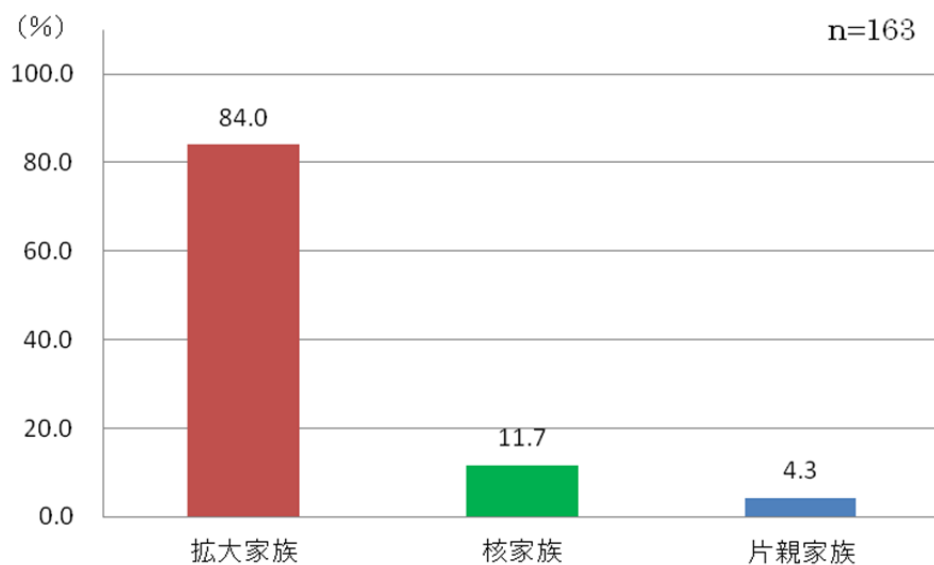


図 4-9 家族のパターン

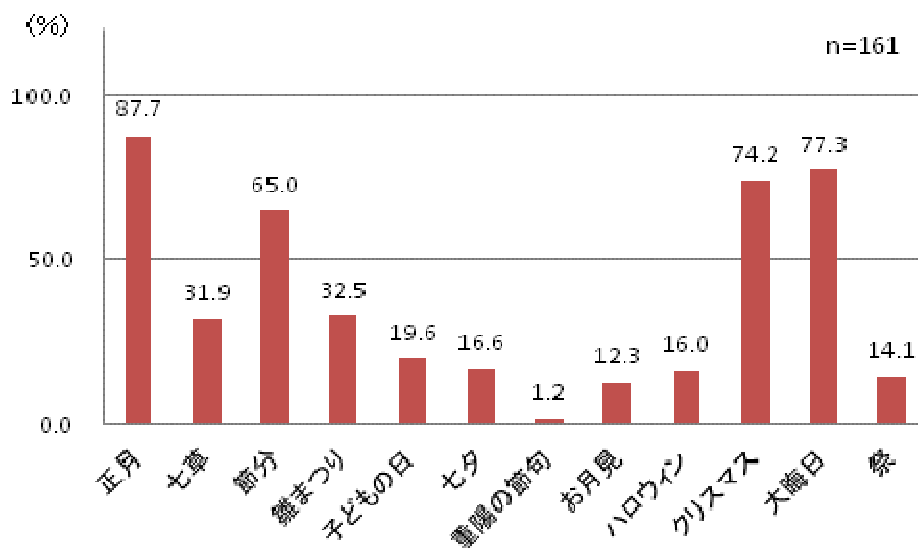


図 4-10 家庭で実施している行事

冷房を使わず夏を涼しく過ごす工夫については、「工夫している」と答えた生徒は 70.2% と多かった。その工夫の内容については 38.9% の生徒が「窓をあける」、10.1% の生徒が「すだれをかける」というように住生活からみて「風通し」を考えるというものであった。他に住生活からみた冷房に頼らない生活の工夫は、「打ち水」、「遮光カーテン」、「緑のカーテン」、「涼しい場所（日陰、1 階）に行く」、「風鈴」があがった。

また、「風通しの良い服を着る」、「青いものを使う」という衣生活からみた冷房に頼らない生活の工夫と、「アイス、冷水など冷たいものを食する」といった食生活からみた冷房に頼らない生活の工夫もあった（図 4-11 図 4-12）。

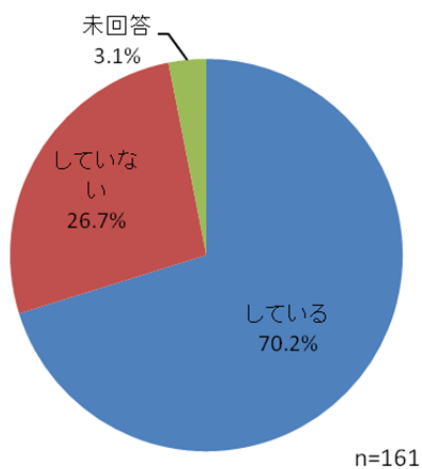


図 4-11 冷房に頼らず夏を涼しく過ごす工夫の有無

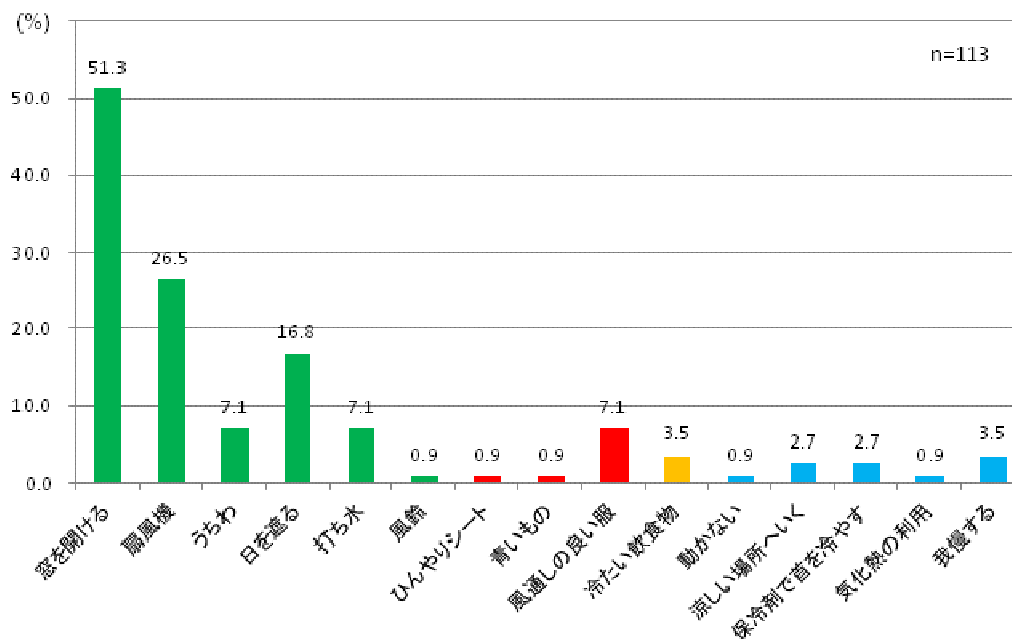


図 4-12 冷房に頼らず夏を涼しく過ごす具体的な工夫

家庭で配膳に気をつけて食事をしているか問うたところ、49.1%が「していない」と答え、「していない」が「している」を超えた。近年問題になっている中食やこ食の多さにより、弁当のように一つの容器に全てが入っていたり、一人一人違うモノを食べていたりするため、日本の伝統的な一汁三菜からはずれ、正しい配膳を教わる機会が減ってきていると考えられる。また、そもそも一人で食べているため指導してくれる人がいないということもあると考えられる（図 4-13）。

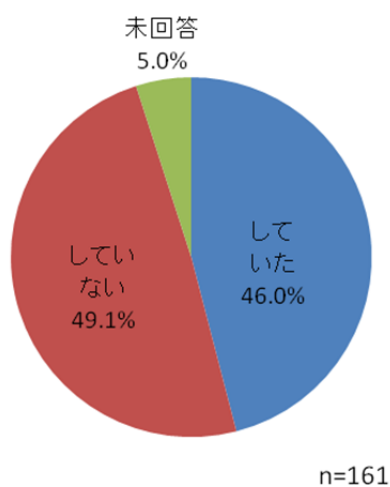


図 4-13 配膳に気をつけている割合

京都は、茶道のお家元がある地であり、茶畑もあり、茶道を行う寺院や茶道に使う道具屋、和菓子屋もたくさん点在している。そのため、他の地方に比べると比較的茶道に親しみやすい環境にあると思われる。しかし、高校生の茶道経験は 52.2% と半数を超えた程度であった。このうち 91.6% の生徒が「過去にしたことがある」と答えているが、京都は幼稚園から中学校まで茶道体験を取り入れられている学校があることによると考えられる。「週に 1 回以上」と答えた生徒は茶道部に所属している生徒である。

このような茶道に親しむには恵まれた場所である京都の高校生でも半数の生徒しか今までに茶道にふれてこなかったのは、お金がかかるため、関心がなかったため、敷居が高く感じるため、機会がなかったため、作法がわからないからなど多くの理由が考えられるが、今回の授業実践で少しでも茶道に対する認識が変われば、これから茶道に対する意識も広がるであろうし、次世代の茶道経験値もあがって来るのではないかと思う（図 4-14 図 4-15）。

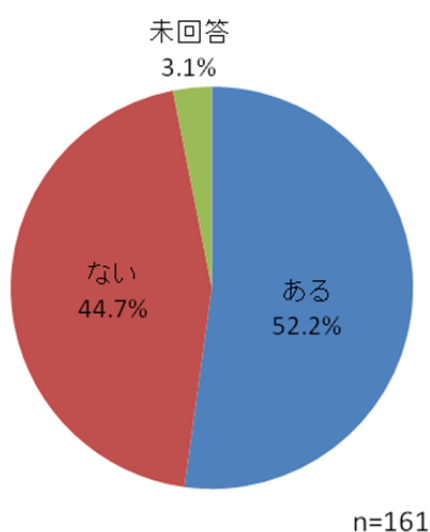


図 4-14 茶道経験の有無

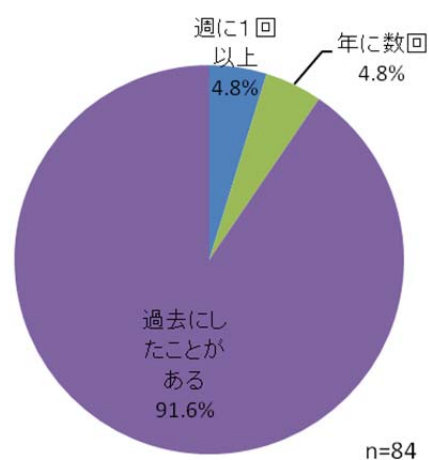


図 4-15 茶道経験の頻度

日常生活の中でマナーを意識していることは多くあるようで、73.3% の生徒が「ある」と答えた（図 4-16）。そのうち具体的なマナーを意識するところについては、電車の中、駐輪場、店などの「公共の場所」が一番多く、34.4% であった。次に、「食事する時」という答えが多く、26.4% だった。先生、先輩、大人、近所の人、親戚などの「人と接する時」

にマナーを意識する生徒が 11.0%、あいさつをする、言葉遣い、配膳などマナーそのものを
実行するときマナーを意識する生徒が 10.4%、葬式、結婚式など正式な場でマナーを意
識する生徒が 8.0%であった（図 4-17）。中には、いつでも、どこでも、常にマナーを意識
しているという生徒もいた。最近の高校生が T P O に合わせられない、常識がないといわ
れているに於いては、マナーに気を遣って生活をしている高校生が多いことが伺えた。

しかし、図 4-13 に示したように配膳に気を付けている割合は、46.0%で半数以上は配膳
マナーについて気をつけていない。マナーを意識するところとして、少しではあるが、「学
校」が挙げられているのと、「人と接する時」の中にも先生と話すとき、先輩と話すときと
挙げられていたことから、学校の中もマナーを意識する空間として意識されており、学校
でマナーについて学ぶことが効果的であると考えられる。

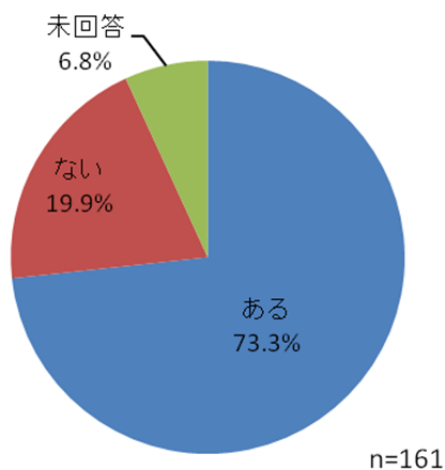


図 4-16 マナーの意識の有無

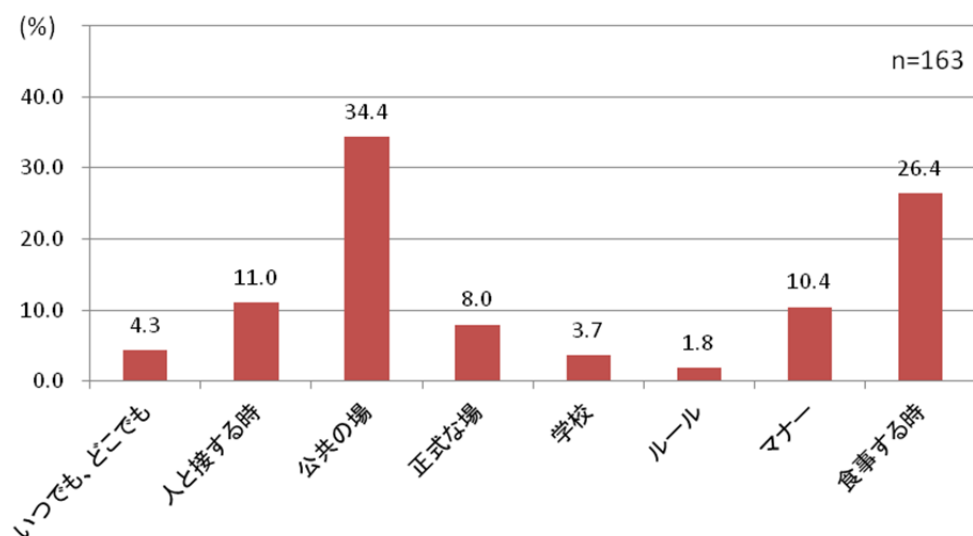


図 4-17 マナーを意識する具体的なところ

4.3 授業実践の概要

本授業実践の概要は表 4-2 の通りである。なお、この授業実践の指導は筆者自らが行った。また、各クラスの人数および男女比については表 4-3 に、授業日程は表 4-4 に示す。

表 4-2 授業実践の概要

対象	京都府立R高等学校（共学）4 クラス 第1 学年Ⅰ類2 クラス、Ⅲ類1 クラス、 第2 学年Ⅱ類1 クラス （計 163 名）
実施期間	2012 年 6 月～7 月
指導時間数	1 クラス 5 時間（50 分/1 時間） （事前アンケート、事後アンケートは時間数 の中に含まない）
共通科目家庭	家庭基礎
単位数	2 単位

表 4-3 各クラスの人数および男女比

クラス	2 年 4 組 (Ⅱ類)	1 年 5 組 (Ⅰ類)	1 年 6 組 (Ⅰ類)	1 年 7 組 (Ⅲ類)	計
男子(人数)	16	27	26	30	99
女子(人数)	25	13	14	12	64
計(人数)	41	40	40	42	163

表 4-4 授業実践の日程

学習テーマ	時間 (50 分)	2 年 4 組 (Ⅱ類) 日程・時限	1 年 5 組 (Ⅰ類) 日程・時限	1 年 6 組 (Ⅰ類) 日程・時限	1 年 7 組 (Ⅲ類) 日程・時限
茶道と生活文化	第 1 時間目	7/12・3	7/10・1	7/12・5	7/2・3
	第 2 時間目	7/12・4	7/10・2	7/12・6	7/2・4
茶道体験	第 3 時間目	7/19・3	7/12・1	7/19・5	7/9・3
	第 4 時間目	7/19・4	7/12・2	7/19・6	7/9・4
茶道体験を通して現代 にいかせる茶道文化	第 5 時間目	8/30・3	9/4・1	8/30・5	9/3・3

授業実践校には茶道部があるため、作法室という部屋があり、畳、床、襖、水屋がついている。この部屋の広さは 10 畳で、生徒は詰めて 15 人ほどしか入ることが出来ないため、40 人全員で一斉に茶道体験をすることは出来ない。

道具は、京都府の「高校生伝統文化事業」の予算により購入した茶碗や菓子器、茶筌、懐紙、黒文字がある。お点前に使う棚や水指や軸、花器などは茶道部や講師をしてくださる先生にお借りしている。特別講師は、茶道部に来てくださっている裏千家の講師の先生とそのお弟子さん（授業実践を行った高校の卒業生 5 人）である。

授業実践校の生徒は、食生活の分野に強い関心があり、実習が大変好きである。また、生徒の 84%が拡大家族で、祖父母と暮らしている生徒が多く、他県に比べ京都には伝統的な家や行事が多く残っているため、伝統的な行事や風習について知っていることが多かったと考えられる。

そこで、指導する際には、生徒の実体験を問うたり、身近な例を紹介したりし、生徒の興味を深められるように配慮した。また、京都には茶をいただける場所がたくさんあるため、茶道体験で学習したことをまた実践したくなるように楽しく活動できるようにすることを心がけた。

4.4 授業実践の構想

本授業は、京都府の「高校生伝統文化事業」の一環として行われたものである。「茶道」には、茶、茶懐石の食、着物の衣、茶室の住、道具の芸術、客の作法、亭主の心配りなどたくさんの要素が詰まっており、さまざまな生活文化、日本独特の文化や心が学べる総合芸術であるといえる。

今回は、家庭科の中で「茶道」を取り上げるので、家庭科の学習につながる授業になるように考えた。そこで、家庭科と「茶道」のつながる部分を探すと、茶、懐石料理、和菓子、着物、道具、茶室、もてなし、作法など家庭科に関係する部分がたくさん出てきた。その中で「茶道」の中の家庭科と通じる部分である衣食住についての伝統的な生活文化を取り上げて学習し、その後で茶道体験をすることでさらに定着するように考えた。また、伝統的な作法は現代でも生かせると考えたので、体験したことを日常生活の中でも実践できるような授業展開を考えた。

授業実践は、「茶道の歴史や思想及び基本的所作を学ぶことにより、日本人の美に対する感性と精神性の奥深さに関心をもつ（関心・意欲・態度）。茶道の中の家庭科に関係する衣食住を取り上げ、先人の知恵を学ぶ（知識・理解）。現代の生活と茶道の中の良さを結びつけ、実践できるようにする（思考力・判断力）。」を目標に、全5時間を3次に分けて構成した。2時間の茶道体験・マナー教室を軸に、事前に生活文化を学ぶ授業を2時間、事後に体験を活かして現代生活に活かせるマナーのロールプレイを1時間行った（表4-5）。

第1次は、「茶道の中の家庭科に関する衣食住を取り上げ、先人の知恵を学ぶ」、「茶道の歴史や思想を知り、茶道体験への意欲を高める」、「茶道を通じて日本の文化は季節の移り変わりを大切にしていることに気づく」の3点を目標に茶道の中の生活文化を取り上げ、伝統的な衣食住の文化を学習させた。導入では、茶道経験をきき、茶道のイメージを挙げさせた。また、ホームページに挙げられている茶道に関するイラストをダウンロードし、図4-18のような茶道に関するイラストを作成して、このイラストから分かることや先ほどあげた茶道のイメージから、茶道は衣、食、住やその他多くの生活文化が合わさった芸術

であると言えるのではないかということを学習した。また、それ以外に茶道は精神的な意味合いが強く、茶道の「道」の部分で、書道、弓道、柔道、剣道に共通している日本の精神を表わしていることを学んだ。

衣生活の分野では、洋服（制服）の衣替えはブレザー、セーター、長袖、半袖のように素材や形を組み合わせを行っていることを確認してから、和服についても形は全て同じであるが素材の違いで袷、単衣、薄物と季節に合わせて替えていることを実際の布をさわったり、すかしてみたりしながら学んだ。



図 4-18 茶道に関するイラスト

住生活の分野では、衣服と同じように家の建具についても衣替えが行われていることを写真 4-1、写真 4-2 のような障子、簾戸の拡大した写真を使って学習した。また、冷房を使用せずに夏を涼しく過ごすにはどうすればよいのかを考え、現代のように冷暖房のなかった昔の人は家や暮らしに様々な工夫をすることで快適な生活を営んでいたことを理解させ、これは現代生活にも活かしていけることを学んだ。



写真 4-1 障子



写真 4-2 簾戸

食生活の分野では、まず、日本人の日常飲料である茶にはカフェインやカテキンなどの栄養がたくさん含まれていることを他の飲料を比較しながら学んだ。次に、和食や住生活の分野にもかかわる和室のマナーのビデオを見るとともに、これに関するクイズをして和食、和室のマナーを学んだ。最後に、食事マナーに関して、和食、洋食、中華の配膳につ

いてパズル（写真 4-3）を使って日本だけではなく外国の配膳文化も学習した。

第 2 次は、「茶道の歴史や思想及び基本的所作を学ぶことにより、日本人の美に対する感性と精神性の奥深さに関心をもつ」、「茶道の礼儀を知り、暮らしで役に立つ和のマナーを体験する」の 2 点を目標に茶道体験を 2 時間行った。茶道の講師先生方においでいただき、



写真 4-3 配膳パズル

直接ご指導いただいた。講師の先生方は着物や浴衣を着て来てくださったので、第 1 次の授業で取り上げた和服について目にする機会を得ることができた。茶道体験は作法室が狭いこともあり、15 名程度しか入れないので、1 クラスを 3 グループにわけ、ローテーションで体験実習を行った。1 班目は、家庭経営室で茶道の特別講師に茶道についての講義をしていただいた。茶道は物を大切にしている、茶道を通じて四季を感じることができ、五感をフル活用している。これは日常生活にも活かすことができるということ、和敬清寂とは、千利休が茶とは何かと聞かれて答えた言葉で「和：おだやか、敬：尊敬、清：清らか、寂：不動心」とであると講義いただいた。また、茶の歴史は、もともと中国から僧侶や遣唐使が薬として持ち帰ったもので、村田珠光が草庵の茶を始め、武野紹鷗が始めたわび茶を千利休が完成させ、今の茶道があるということや茶会や茶事については、茶懐石を食べて口をさっぱりさせてから、メインである濃茶をいただき、薄茶をいただくという茶会、茶事の流れと準備はお菓子や食事の準備まで全て亭主が行うこと、案内状を送ることや礼状を送ること等を聞いた。2 班目は、客になって和室でのマナーやお菓子の食べ方、茶の飲み方、点前を見学した。茶室に入り、礼の仕方や種類を教えていただき、講師の先生が点前をしてくださり、少し茶会の雰囲気味わった。お菓子、お茶のいただき方を教えていただき、和の味を味わった。最後に和室（床など）や道具についてお話いただいた（写真 4-4）。3 班目は、亭主となって、和室でのマナーやお菓子、お茶の運び方、点て方を学んだ（写真 4-5）。

第 3 次は、「現代の生活と茶道の中の良さを結びつけ、実践できるようにする」、「和の

マナーを現代の生活に生かせるようになる」の2点を目標にマナーについてのロールプレイを行った。親しい人や目上の人と会話や食事をする場面をいくつか設定し、茶道体験で学んだことを参考に相手と気持ちよく過ごすにはどうしたら良いのかを考えながらロールプレイを行った。



写真 4-4 茶室での客体験



写真 4-5 茶を点てる体験

表 4-5 授業実践の指導計画

	学習のテーマと内容	目標
事前アンケート	高校生の「伝統文化に関わる生活経験の実態」をアンケート調査する。	
第1次（2時間）	○「茶道と生活文化」 ・茶道に関係する衣食住の文化を取り上げて、実物や写真を見ながら学習する。 ・茶道は、衣食住の文化だけでなく、道の文化があることを知る。	・茶道の中の家庭科に関する衣食住を取り上げ、先人の知恵を学ぶ。 ・茶道の歴史や思想を知り、茶道体験への意欲を高める。 ・茶道を通して日本の文化は季節の移り変わりを大切にしていることに気づく。
第2次（2時間）	○「茶道体験・マナー教室」 ・茶室での客体験、茶を点てる亭主体験などの茶道体験をすることで、マナーも一緒に学習する。	・茶道の歴史や思想及び基本的所作を学ぶことにより、日本人の美に対する感性和精神性の奥深さに関心をもつ。 ・茶道の礼儀を知り、暮らして役立つ和のマナーを体験する。
体験直後の感想文	茶道体験を通して何を学ぶことが出来たか、「体験直後の感想文」を自由記述で書かせる。	
第3次（1時間）	○「茶道を通して現代にいかせる茶道文化」 ・現代で使えるマナーについてロールプレイをすることによって学習する。	・現代の生活と茶道の中の良さを結びつけ、実践できるようにする。 ・和のマナーを現代の生活に生かせるようになる。
事後アンケート	5時間の授業を通して学べたことは何か、アンケート調査する。	

4.5 授業実践の結果と考察

4.5.1 茶道体験直後感想文

(1) 茶道体験直後感想文の印象による分類整理

茶道体験を終えた直後の生徒の感想レポートを分析し、有意義な茶道体験学習とは何かを考察する。感想文の印象を分類し整理した。すると、表 4-6 のように「ポジティブな感想」、「ポジティブな意見とネガティブな意見両方をもった感想」、「ネガティブな考えからポジティブな意見に変化した感想」、「ネガティブな感想」の 4 つに分類することができた。

「ポジティブな感想」とは、「大変良い経験になった」、「楽しかった」、「おいしかった」、「またしたい」などの体験に対して前向きな気持ちを書かれているものを分類した。「ポジティブな意見とネガティブな意見両方をもった感想」は、「作法は難しかったが、ぜひまた体験してみたいと思いました。」、「正座をする機会がないので足がしびれて大変でした。でもこれもいい思い出になった。」と後ろ向きな気持ちに合わせて前向きな気持ちを書いているものを分類した。「ネガティブな考えからポジティブな意見に変化した感想」は、「最初は少し堅苦しいなと思ったが、やっていくうちにだんだんと慣れていき、日本文化を楽しむことができた。」「小学生のころにお茶を飲んだことがあったけど、そのころに比べだいぶおいしく(お茶を)いただきました。」のように以前は後ろ向きな気持ちを持っていたが、体験中に前向きな気持ちに変化したものを分類した。「ネガティブな感想」は、「難しかった」、「苦かった」、「辛かった」、「疲れた」という後ろ向きな気持ちを書かれているものと、「茶懷石も食べてみたかった。」という前向きではあるが物足りなさを感じている感想も分類した。

表 4-6 体験直後感想文の 4 つの分類

分類	感想文の例
ポジティブな感想	「楽しかった」「勉強になった」
ポジティブな意見とネガティブな意見両方をもった感想	「お茶は苦かった。でも、良い経験になった」
ネガティブな考えからポジティブな意見に変化した感想	「今まで堅苦しいと思っていたが、楽しかった」

ネガティブな感想	「疲れた」「足がしびれて辛かった」
----------	-------------------

体験直後感想文の4つの分類の割合は、表4-19のようになった。「ポジティブな感想」が一番多く、68.9%であった。また、もともとネガティブな意見を持っていたが体験を通じてポジティブな意見に変化している「ネガティブな考えからポジティブな意見に変化した感想」は7.4%だった。足がしびれたり、茶が苦かったり、上手く茶を点てられなかったりとネガティブな意見がありながら、それもいい経験で思い出になったというような「ポジティブな意見とネガティブな意見両方をもった感想」は12.0%であった。このように「ポジティブな意見とネガティブな意見両方をもった感想」、「ネガティブな考えからポジティブな意見に変化した感想」もふくめた前向きな感想は、88.3%にもなり、茶道体験から茶道に対して前向きな印象を持ったことが分かる。

しかし、「ネガティブな感想」が11.7%もある。これは、茶道体験を楽しめなかった生徒がいたということである。せっかく茶道体験という貴重な体験をしながら、これを有意義なものに出来なかったのは大変残念なことであるので、何がネガティブにさせたのかその要因を探り出し、茶道体験が有意義になるように考える必要があると感じた。

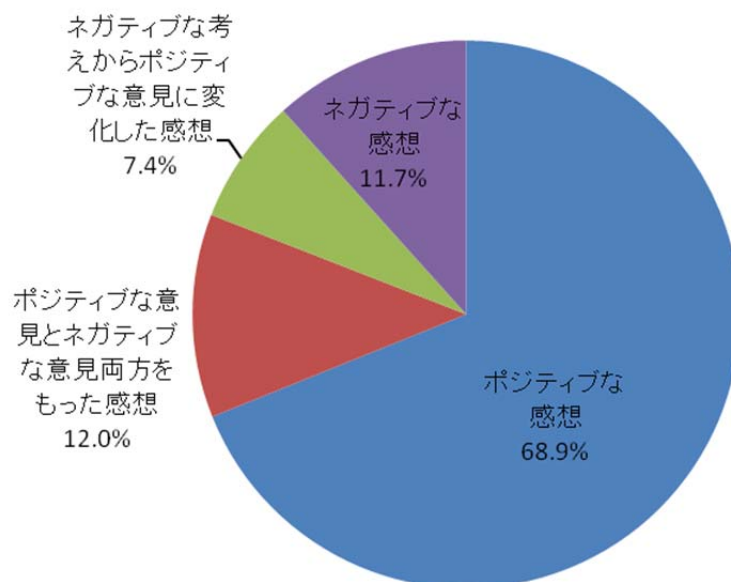


図 4-19 体験直後の感想文の4つの分類の割合

（２）体験直後感想文のテキストマイニング分析

生徒が茶道体験の何にポジティブな感想を抱き、また何にネガティブな感想を持ったのか分析し、有意義な茶道体験について考察するために、整理した体験直後の感想文を IBM SPSS の Text Analysis for Surveys 3.0.4 を用いてテキストマイニング分析を行った。

まず名詞を抽出し類似関連ワードをまとめて単語の整理をすると茶、茶道、マナー・礼儀作法、歴史、茶道体験、日本文化、文化、心、伝統文化、茶会、日常生活、和、礼、正座、菓子、感謝、日本人、茶筌、点前、茶事、国際人、意義、茶懐石、外国文化、茶室の 16 個の抽出ワードにまとめて整理する事が出来た。抽出ワード（名詞）と類似関連ワードは表 4-7 のとおりである。

次に、ポジティブな印象をもつ動詞、形容動詞、形容詞（表 4-8）を抽出したものと、ネガティブな印象をもつ動詞、形容動詞、形容詞を抽出したものを使い、ポジティブ、ネガティブそれぞれの共起関係を視覚化してカテゴリカル web で図示（図 4-20、図 4-21）し、比較した。ポジティブ、ネガティブそれぞれの印象をもつ動詞、形容動詞、形容詞は、表 4-7 に示す通りである。

ネガティブの共起関係図（図 4-21）と比較すると多様なワードが抽出されていることが分かる。ポジティブの共起関係図（図 4-20）には、「外国文化」というワードが含まれていた。このことから、日本の文化を見直すことで外国についても目を向けることができているといえ、自国の文化を客観的に見つめなおすことができたといえる。

また、「和、心、感謝、礼」という抽出ワードがでてきている。これについての内容は、この授業の中で取り扱ったわけではないが、茶道体験を通して出てきた気持ちであるといえ、茶道をすることによって日本の良さを感じることができたのではないかと考えられる。

このようなネガティブの共起関係図（図 4-21）にはなくポジティブの共起関係図に多く出てきている「和」、「心」、「感謝」、「外国文化」、「日本文化」、「伝統文化」、「茶道」、「意義」、「文化」、「将来」、「礼」、「歴史」、「日常生活」という生活文化を茶道体験の中で考えさせることができれば、ネガティブな感想をもった生徒の少ない有意義な茶道体験になるのではないかと考える。

表 4-7 抽出ワードと類似関連ワード

抽出ワード（名詞）	類似関連ワード
茶	茶、抹茶、薄茶、濃茶
茶道	茶道
マナー・礼儀作法	マナー、礼儀、作法、礼儀作法、ルール、きまり
歴史	歴史
茶道体験	茶道体験、体験、マナー教室、講習、今日、今回
日本文化	日本文化
文化	文化
心	心
伝統文化	伝統文化、伝統、日本の伝統文化
茶会	茶会
日常生活	日常生活、生活、普段、習慣
和	和
礼	礼、おじぎ
正座	正座
菓子	菓子、茶菓子、羊羹
感謝	感謝
日本人	日本人
茶筌	茶筌
点前	点前
茶事	茶事
国際人	国際人
意義	意義
茶懐石	茶懐石
外国文化	外国文化
茶室	茶室、作法室

これから	これから、社会で、将来
------	-------------

表 4-8 ポジティブ、ネガティブな印象をもつ動詞、形容動詞、形容詞

ポジティブな印象をもつ 動詞、形容動詞、形容詞	よい経験になった、興味をもてた、思い出になった、 良かった、嬉しかった、簡単だった、意味があること に気付いた、勉強になった、美味しかった、わかりや すかった、ためになった、楽しかった
ネガティブな印象をもつ 動詞、形容動詞、形容詞	疲れた、しんどい、難しい、苦戦した、うまくできな い、大変だった、きつかった、飲みにくい、苦い、し びれた、堅苦しい、もっとしたかった

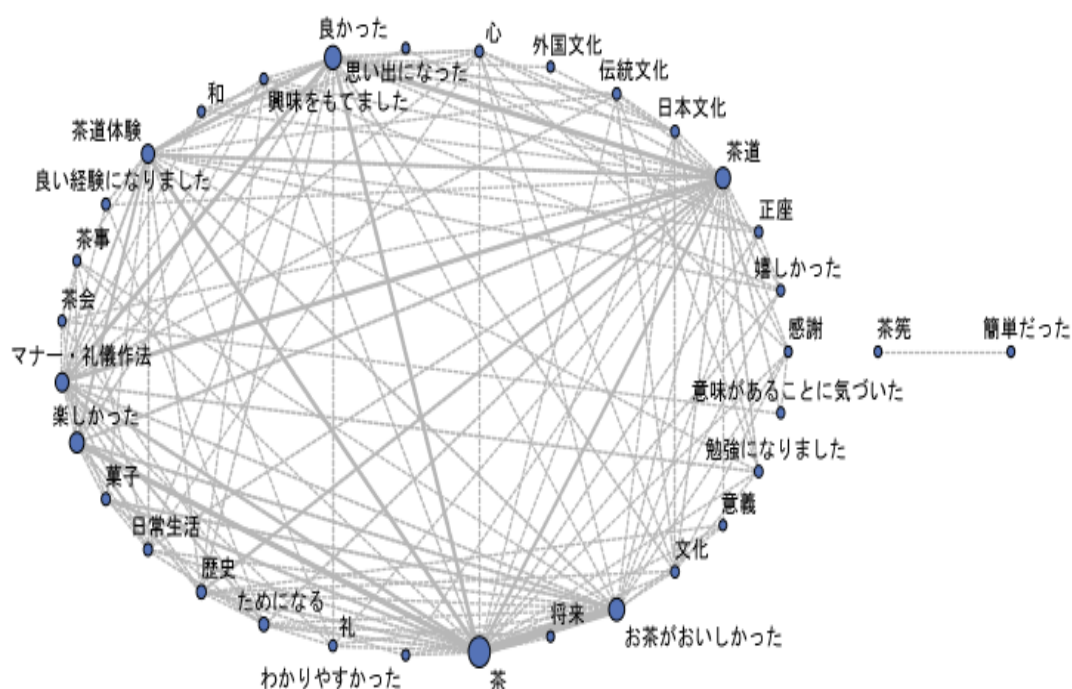


図 4-20 ポジティブの共起関係図

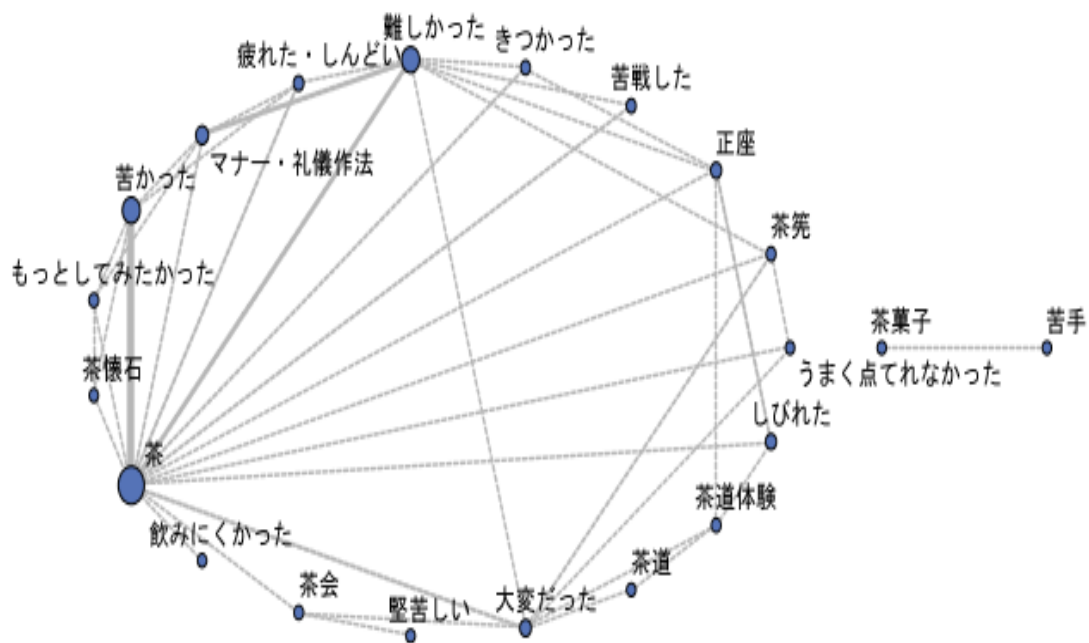


図 4-21 ネガティブの共起関係図

4.5.2 茶道に関する授業後のアンケート

(1) 調査方法

茶道に関する全体の授業終了後に 1 年生 3 クラス、2 年生 1 クラスの計 163 名（男子 99 名、女子 64 名）のうち 3 クラス 120 名を対象に授業内で自記式集合調査を行った。回収枚数は 120 枚で、回収率は 100%であった。調査内容は、茶道体験に関すること、伝統文化やマナーの理解度と実践意欲に関することである。

(2) 結果と考察

体験で困ったことがあるかと聞いてみると、82.5%の生徒が「ない」と答え、スムーズに体験学習が行われたことが伺えた。困ったことがあると答えた内容は、「正座をするのがつらい」、「茶碗をまわすのが難しい」だった（図 4-22）。

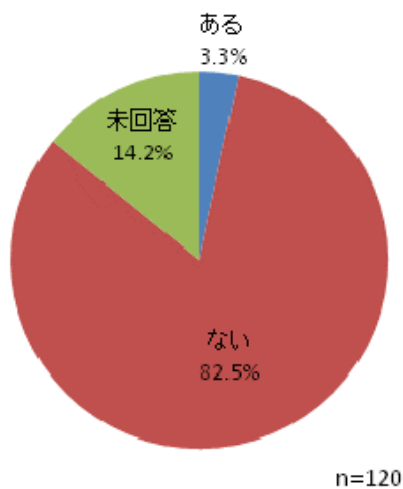


図 4-22 茶道体験中の困りごとの有無

茶道体験で印象に残ったことを聞くと、「茶を点てる」、「お茶の頂き方」が 40.2%と一番印象に残っている。「礼の種類」、「お菓子、茶を運ぶ」、「茶を点てる」、「お菓子の頂き方」、「お茶の頂き方」が実際に体験したことで、「茶道の真意」、「茶道の精神（和敬清寂、わびさび）」、「茶の歴史」、「茶会、茶事」、「伝統文化と茶道」が聞いたこと、「お点前」が見学したことである。実際に体験したことの項目は、聞いたり、見たりしただけの項目より高くなっていた。これより、実際に体験することは、生徒の興味、関心を高めることができると考えられる（図 4-23）。

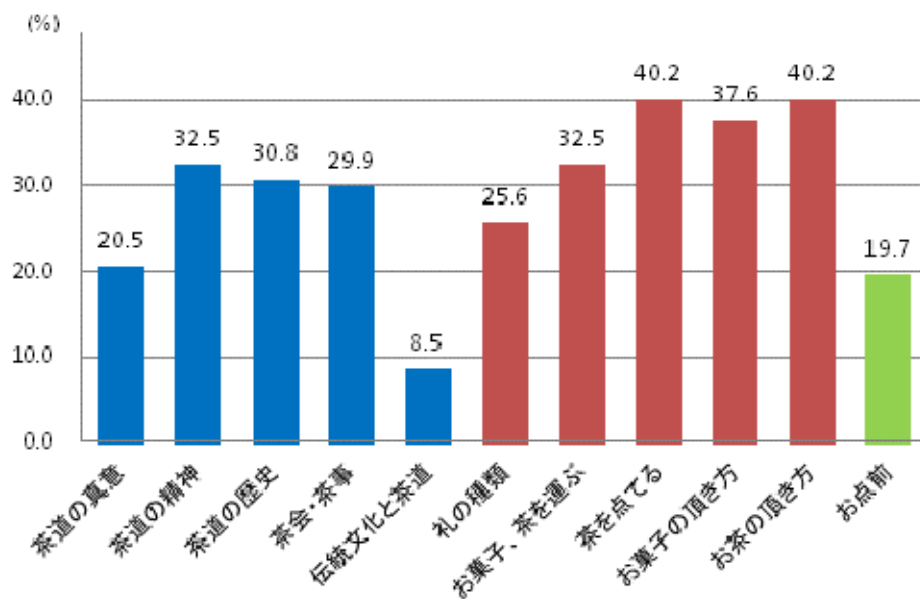


図 4-23 茶道体験で印象に残ったこと

茶道体験をして良かったかを問うと、81.7%の生徒が「良かったと思う」と答えた。その理由は、「知らなかったことが知れ、勉強になった」というものが一番多く 33.0%だった。次いで、「日本の伝統文化を知ることが必要なので触れられたから」、「将来役に立てることができるから」、「貴重な体験ができたから」、「楽しかったから」と続く。よかったと思わないと答えた理由は「将来別にやろうと思わないから」であった。

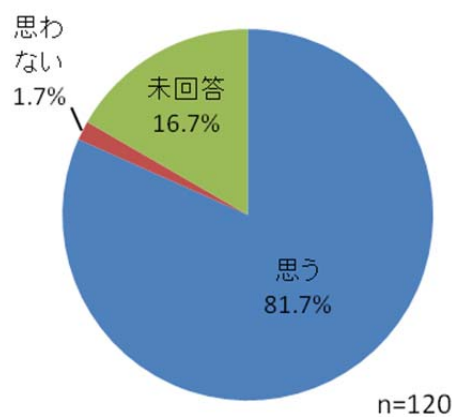


図 4-24 茶道体験をして良かったかどうか

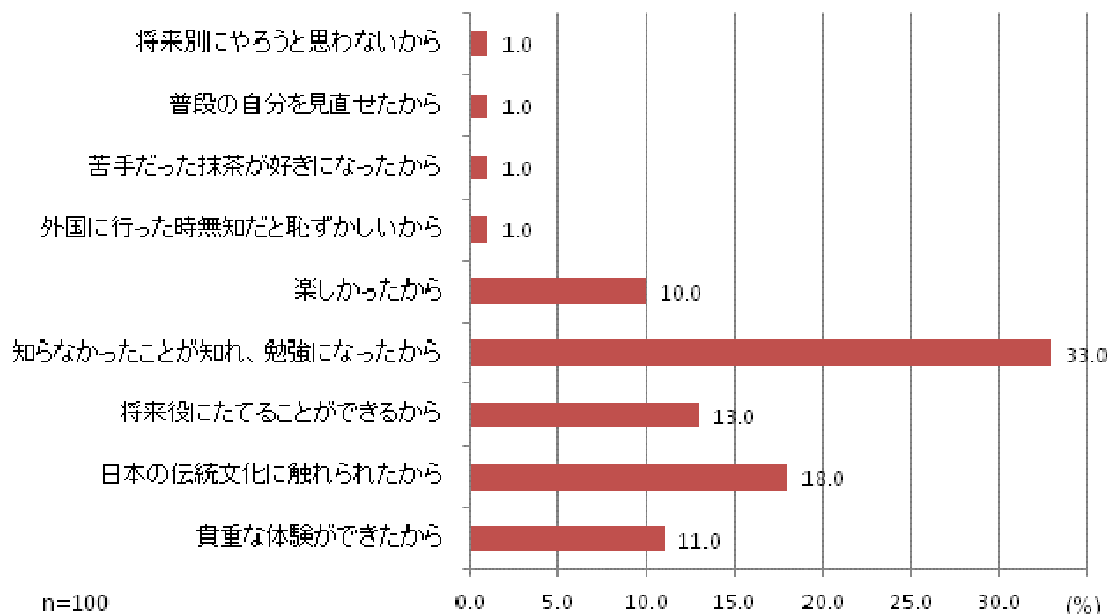


図 4-25 茶道体験をして良かった、悪かった理由

授業後の理解度（図 4-26）をみると、「食事のマナー（第 3 次で実施）」が 73.8%、「配膳マナー（第 1 次で実施）」が 72.1%、「和食のマナー（第 1 次で実施）」が 72.3%と 7 割を超えた。茶道体験までの通常の家庭基礎の授業で食生活の分野の学習をしていたことと、食生活の分野が生徒の興味関心が一番高いため、食生活分野に関しては理解度が高くなっている。

また、今後の実践意欲（図 4-27）を問うと、「食事のマナー（第 3 次で実施）」が 84.3%、「挨拶のマナー（第 3 次で実施）」が 72.8%、「入室のマナー（第 3 次で実施）」が 71.3%、「会話中のマナー（第 3 次で実施）」が 70.4%と、7 割を超えたのは、第 3 次でロールプレイ（RP）を行った内容ばかりであった。これより、実際に体を動かして体験した内容は、座学として講義を聞いた内容より実践意欲が高まることが伺える。ローププレイの内容は、実際に使う場面を想定して設定しているので、生徒は、実践できる場があるならば実践しようと思えたのではないかと考える。

また、ロールプレイ以外にも実物を使って自ら考えられるような授業内容であるため、その後も高い値になっていると考えられる。

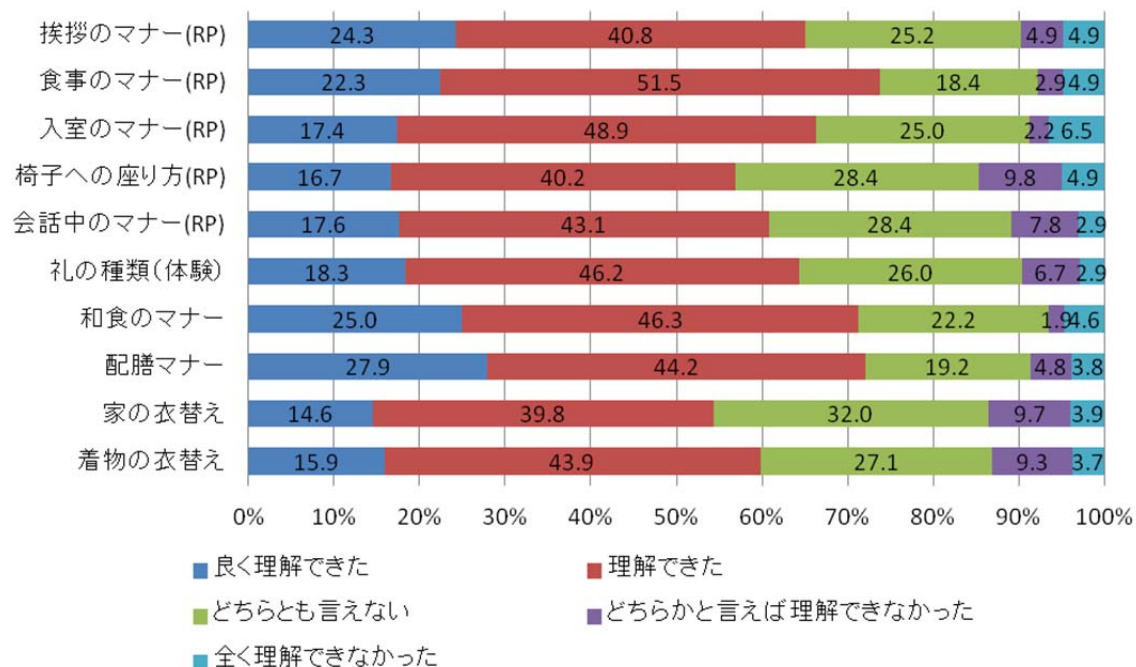


図 4-26 茶道に関する授業の内容の理解度

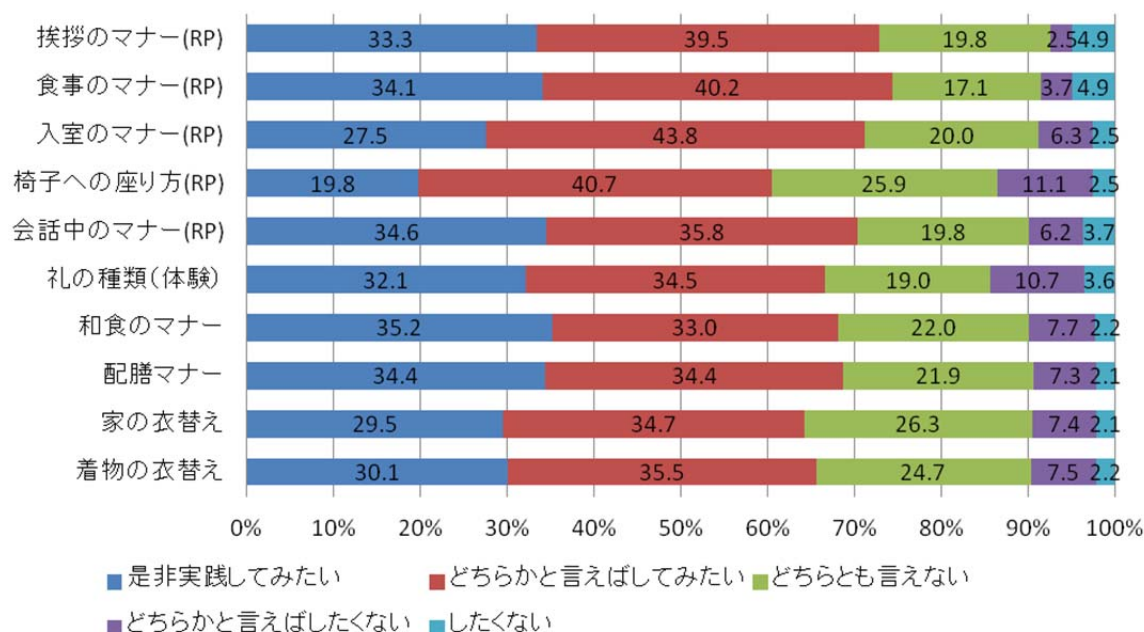


図 4-27 茶道に関する授業の内容の実践意欲度

4.6 指導者から見た授業実践の評価

授業の内容がマナーに偏り過ぎてしまったのが大きな反省であった。伝統的な生活文化はとても広域な分野であるため、5 時間で授業するのは難しく、内容の選択がぶれてしまったのが原因だと考えている。

また、第 1 次の授業では、伝統的な生活文化についての基礎知識の詰め込み型の授業になってしまった。生徒に興味をもたせて引きつけられる授業をして、茶道体験をいかせるような工夫が不足していた。

今後は、茶道体験直後の感想文の分析から明らかになったように、外国文化に触れて国際的な視点をいれたり、日本の生活文化に関する話題の中心を絞り込んで、体験をもっと生かせるような授業を展開できるように第 1 次、第 2 次、第 3 次の授業がつながるように考えていきたい。

また、家庭科でやるからこそ扱えることをテーマとして扱う必要もあるだろう。というのは、茶道は総合芸術であるため、教科横断的に伝統文化を学ぶことができる。家庭科では、生活文化だけでなく、家庭生活の中での気配りやおもてなしの心も合わせて学ばせることができると考える。

4.7 まとめ

この章の目的は、現代の高校生の伝統的な生活文化経験の実態を明らかにし、その結果を受けて茶道に関する授業展開を考え、実践することであった。

現代の高校生の家庭での伝統的な生活文化の経験を調査した結果、現代の家庭や社会で高校生は、日本の伝統文化にふれる機会が少なくなっていることが分かった。経験があったとしても過去に経験したもので、記憶にあまり残っていない、さらには、実施している行事も商業戦略の影響が色濃くみられるという現状にあり、本当の日本の伝統的な生活文化を実行しているかどうかは疑わしい。また、畳の部屋がある家が減少し、家の構造的にも住空間から伝統的な生活文化を経験しにくくなってきていた。以上のことから、学校教育で伝統文化教育をすることが重要になってきていると考える。

また、授業で茶道体験を実施することで、茶道に対してポジティブな感想が多く、国際的な部分にまで視野を広げることができ、自国の文化を客観的に見つめ直すことが出来ている生徒も現れた。また、礼、こころ、感謝などの日本の素晴らしい伝統的な文化を感じることができていた。さらに、実際に体験することや、実物を見ることは、生徒の興味や関心を誘い、理解度を高めるとともに実践意欲をも高めることが出来ることが分かった。よって、授業の中で茶道体験を取り入れることは、伝統的な生活文化を体験できる貴重な機会となり、家庭科の中の伝統文化教育を学ぶ手だてとして有効であるといえるであろう。そのためには、家庭科の中で茶道を通して学ぶことを整理し、家庭科の教科の性格が活きる授業展開を探っていきたい。

第5章

これからの伝統文化教育

5.1 はじめに

平成 18 年の教育基本法の改訂に伴って、学校教育でも伝統文化教育を行うことが求められるようになったことから、まず、第 1 章では、各都道府県がどのような伝統文化教育の事業に取り組んでいるのか調査をした。その結果、伝統文化教育の意義は、「成長の視点」、「グローバルな視点」、「不易の視点」の 3 点であると考えた。

第 2 章では、高等学校学習指導要領における伝統文化の取り扱いを調査し、各科目による伝統文化の取り扱いの特徴がわかった。特に、高等学校学習指導要領家庭編をみると、家庭科は各科目と結びつく要素をもっていて、さらに、環境と結びつけて考えられるようになっており、伝統・文化のとらえ方が変わってきていた。このことから、伝統文化教育の意義は、「成長の視点」、「グローバルな視点」、「不易の視点」に「エコロジカルな視点」を加えた 4 点であると考えた。

第 3 章では、京都府の伝統文化教育事業である「高校生伝統文化事業」に焦点をあて、伝統文化（茶道）に関する授業に関するアンケート調査、インタビュー調査を行った。その結果、伝統文化に関する授業として「茶道」を選択している学校が多かった。京都府「高校生伝統文化事業」の影響はとても大きく、府立の高等学校の方が国立、市立、私立の高等学校よりも伝統文化に関する授業へ多く取り組んでおり、その実施教科としては、家庭科で実施している場合が最も多くなっていた。茶道に関する授業を実施するに当たり多くの学校が困っていることは、「場所不足」、「時間不足」、「知識不足」であった。場所については、充実した環境が整っている学校から全く環境が整っていない学校までばらつきがあった。

第 4 章では、現代の高校生の伝統的な生活文化の経験を調査し、それを踏まえて「茶道」に関する授業の展開を考え、授業実践を行った。その結果、現代の高校生は家庭や社会で伝統文化にふれる機会が少なくなっており、学校教育で伝統文化教育を実施することが重要になってきていると考えた。また、茶道に関する授業に対して生徒からはポジティブな感想が多く、実際に体験することは、生徒の興味、関心を誘い理解度、実践意欲を高めることができていることが分かった。

そこで、第 5 章では、以上を踏まえて、伝統文化教育の教育環境の今後の展望を考察していく。

5.2 伝統文化教育の人材ネットワークの構築

第3章のアンケート調査結果により、茶道の特別講師の招聘に多くの学校が苦勞されていることが分かった。また、茶道だけにかかわらず外部から講師を呼んだり、外部への実習先を探したりするのは難しく、教師へ大きな負担を強いるものだと考える。そこで、伝統文化にかかわっていて、学校教育における伝統文化教育に協力可能な外部講師の名簿を作成することを提案したい。

外部講師は、茶道、華道、香道、着付けなどの師匠で、ある一定の免状を有していて、学校教育に協力可能な者であれば、男女、年齢、職業問わず登録する。都市部では多くの講師が存在すると思われるが、地方では少なく、伝統文化の種類も少ないと考えられる。また、その地域に伝わる伝統文化、祭りや伝統芸能なども学べるように、地域ごとに登録名簿を作成することが必要になってくると考えられる。

5.3 伝統文化教材貸し出し制度

第3章のアンケート調査では、予算が不足し茶道具を購入することが難しいので伝統文化に関する授業を実施できないという学校や、予算がないことに困っている学校があった。たしかに、茶道具は数が多いうえに高い。また、1クラス40人分の茶碗や帛紗、扇子などを用意するのは大変で、しまっておくところにも困るだろう。そこで、茶道具をまとめて管理し、貸し出す制度が必要であると考えられる。また、茶室・和室を持たない学校やもっていても40人入ることができない学校もあることから、畳や置き床も貸出物品の中に入れることが必要であると考えた。

貸出物品リストは表5-1のとおりである。これを1セットとして何セットかを用意しておく必要がある。また、何校かが同じ時期に茶道に関する授業を実施すると物品が利用出来なくなってしまうので、ネットワーク上で貸し出し状況が分かるシステムを作ると良いのではないだろうか。

表 5-1 貸出物品リスト

物品名	個数
畳（マット）	8 畳～40 畳
置き床	1
軸	1
風炉	1
置き炉	1
釜（炉用）	1
釜（風炉用）	1
建水	1
柄杓	1
蓋置（竹製、陶器製）	1
棚	1
水指	1
茶碗	40
茶筌	40
茶巾	40
棗	40
茶杓	40
盆	40
平建水	40
帛紗ばさみ（帛紗、古帛紗、懷紙、楊子、扇子）	40
立礼棚	1

5.4 伝統文化教材資料データベースの作成

第4章で授業実践を行うために、伝統文化教育の授業展開を探してみたが、事例が少なく、見つけるのに苦労した。これでは、実際に伝統文化に関する授業を行うとき、参考にするものがなく大変難しいと感じた。

そこで、さまざまな伝統文化に関する授業の指導案やワークシートを集めて、自由に検索できるデータベースを作成することが必要だと考える。これは、指導案やワークシートだけでなく、伝統文化に関する専門書や参考資料、画像、動画データも共有出来るようにしておきたい。

5.5 「茶道」を中心とした指導計画

茶道を中心として、茶道に関係するさまざまな伝統文化の指導ができると考えている。そこで、できるだけ多くの分野の先生に参加してもらうのがよいと思う。たとえば、茶の歴史は社会科の先生が、茶の成分の話は理科の先生が、軸の話は書道の、茶会のテーマの話では国語科の先生が、茶道具の話は美術の先生が、懐石や着物の話は家庭科の先生が取り扱うというふうにできると考える。国際的な話と絡めて話すときには、英語科の先生に参加してもらうのも良いと考えている。

では、家庭科の先生は何をすればよいのかであるが、懐石、着物、布地、茶室、しつらえなどの衣食住に関する伝統文化を扱うことができるのではないだろうか。他にも、作法やおもてなしの心といった家庭生活に関することも家庭科で取り扱うことが出来る。そのいくつかを兵庫県立の高等学校で実践してみた。

5.5.1 兵庫県立の高等学校の生徒の伝統文化に関する生活経験の実態

兵庫県立の高等学校の生徒の伝統的な生活経験の実態は、第4章であげた京都府立の高等学校の生徒と同じような傾向にあった。しかし、第4章であげた京都府立の高等学校の生徒の伝統的な生活経験の実態と比較すると異なるものもあったので、以下に述べていく。

家に畳の部屋は、94.7%の生徒が「ある」と答えており、その部屋数を聞くと図5-1のようになった。部屋数で一番多いのは、「4部屋」、「5部屋」、「6部屋」であった。これは、昔ながらの和室の部屋を多く持つ家がまだ多く残っている地域にある学校であるからだと考えられる。「1部屋」と答えた生徒も13.3%あったのは、現代風の家建て変わったり、アパートに住んでいたりする生徒も増えてきたからであろう。

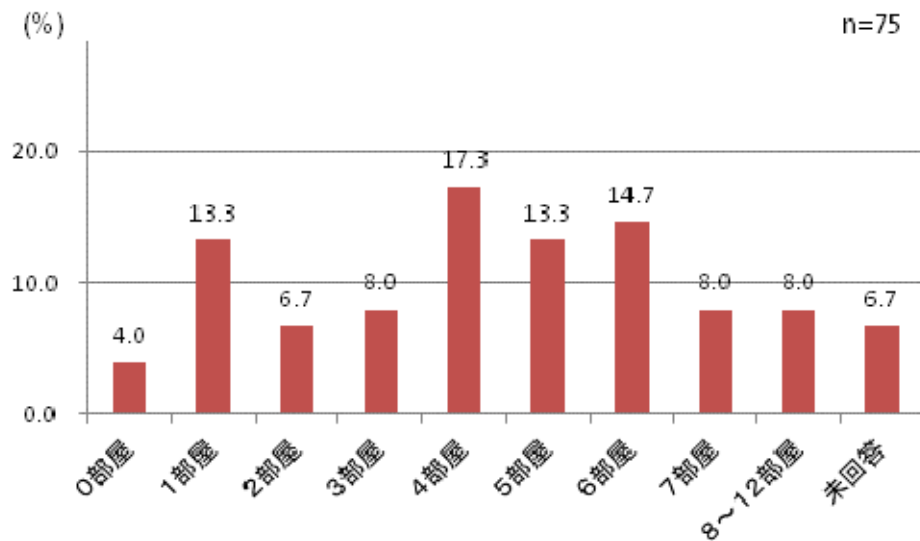


図 5-1 家にある畳の部屋の数

家の中で和を感じる具体的な場所は、もちろん「畳」が 33.3%と最も多くあがったが、「仏壇」も 17.6%あがっていた。また、「家の雰囲気そのものが和」、「家の中に洋風なところがない」といった回答が 7.8%あがった。これにより、先ほど「4 部屋」、「5 部屋」、「6 部屋」の畳の部屋をもっている家に住んでいる生徒が多いことも合わせて、日本の古い家がまだ残っていることが伺える（図 5-2）。

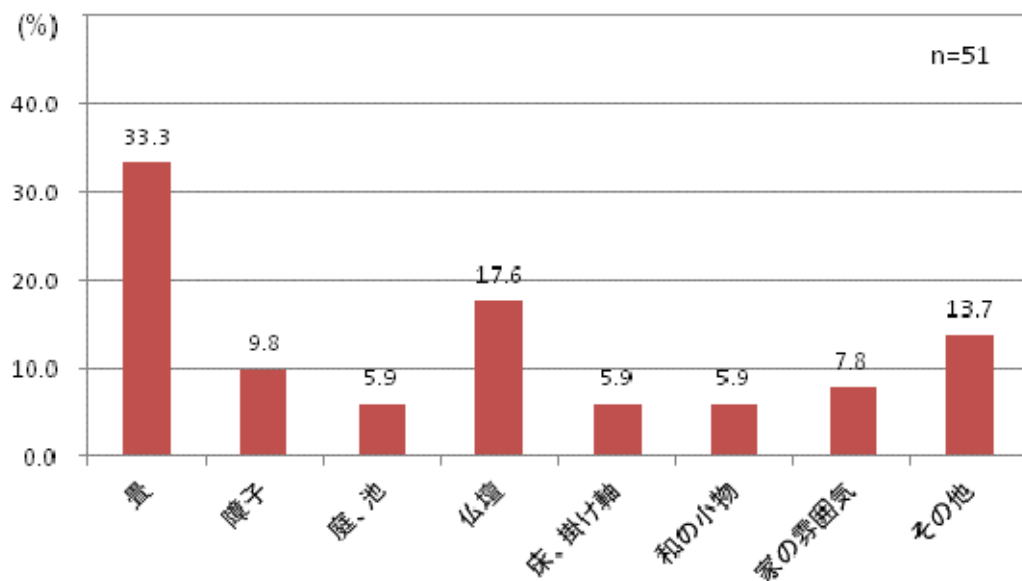


図 5-2 家の中で和を感じる具体的な場所

家庭でしている行事についても、京都府の高等学校の生徒と「祭」以外はほぼ同じ傾向を示した。京都府の高等学校の生徒は「祭」が14.1%であったのに対して、兵庫県の高等学校の生徒は30.7%と倍以上になった。これは、調査した学校が、祭の日には公欠になるような地域であり、地域の祭を大切にしている地域であったことが原因だと考えられる(図5-3)。

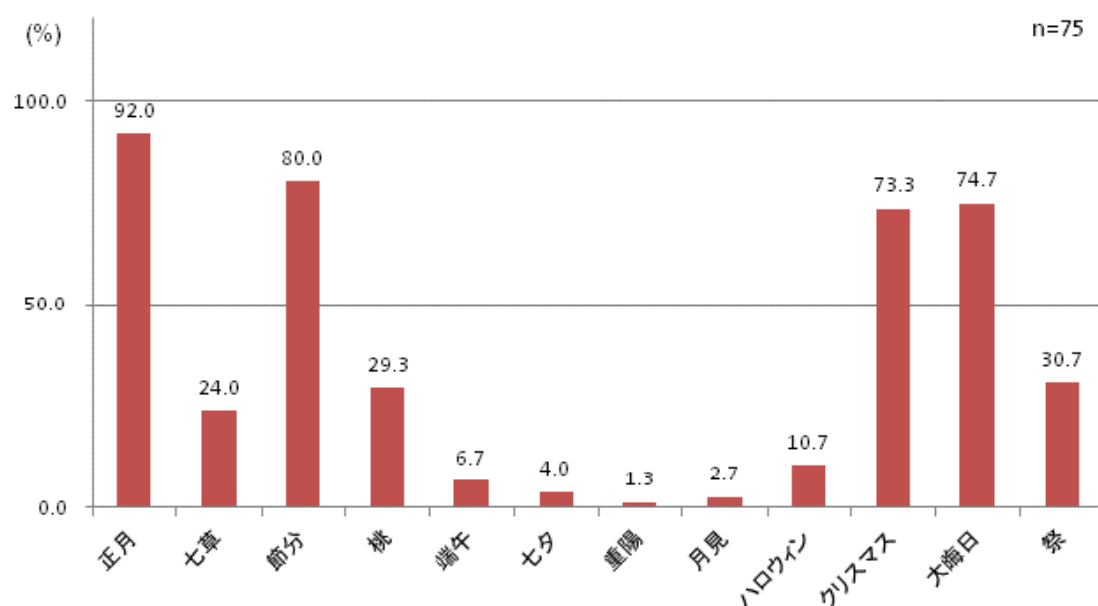


図 5-3 家庭でしている行事

冷房に頼らず夏を涼しく過ごす工夫の有無を問うと、34.7%が「している」と答えた。これは、京都府の高等学校の70.2%に比べると、だいぶ低い値となった。これは、盆地で夏は大変蒸し暑い京都に比べ、調査した学校が日本海側の海辺に在る学校で海風も吹き、夏は比較的過ごしやすい地域にあることが関係していると考えられる。これは、「冷房をつけたことがないのでよくわからない」という自由記述もあったことから言える(図5-4)。

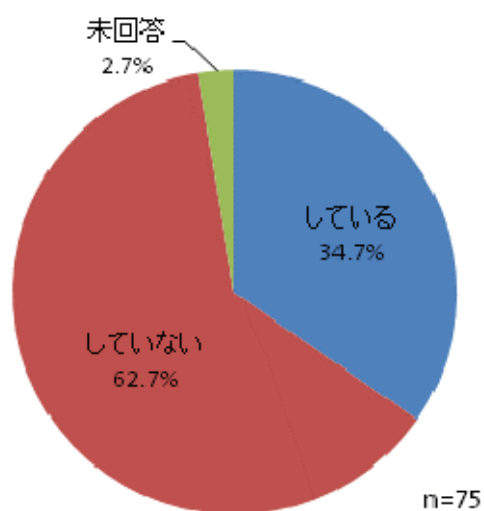


図 5-4 冷房に頼らず夏を涼しく過ごす工夫の有無

今までに茶道に触れたことがあるかを聞いたところ、36.0%が「ある」と答えた。予想通りではあるが、京都府の高等学校の 52.2%に比べ低くなった。また、「ある」と答えたうちの 92.6%が「過去にしたことがある」と答えている。今回調査をした学校は、地域に一人茶道講師がいるかないかという程度で、もちろん茶会もなく、茶道部も高等学校にはあるという状況であるので、簡単に茶道に触れることの出来る環境が整っていないためだといえる（図 5-5）。

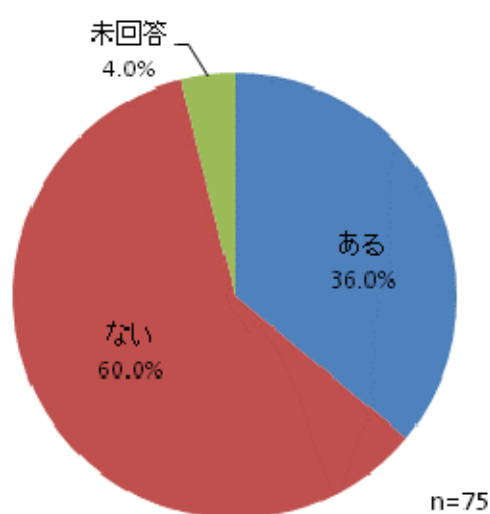


図 5-5 茶道経験の有無

マナーを意識している生徒は、65.3%で、マナーを意識する具体的な場面を聞くと、図 5-6 のようになった。京都府の高等学校の結果と比較すると、あいさつをする、言葉遣い、配膳などのマナーそのものを実行するときにマナーを意識する生徒が 32.7%と高くなっている。これは、配膳に気を付けている割合は、約 6 割の生徒が「している」と答えており（図 5-7）、配膳について意識している生徒多かったためだと考える。

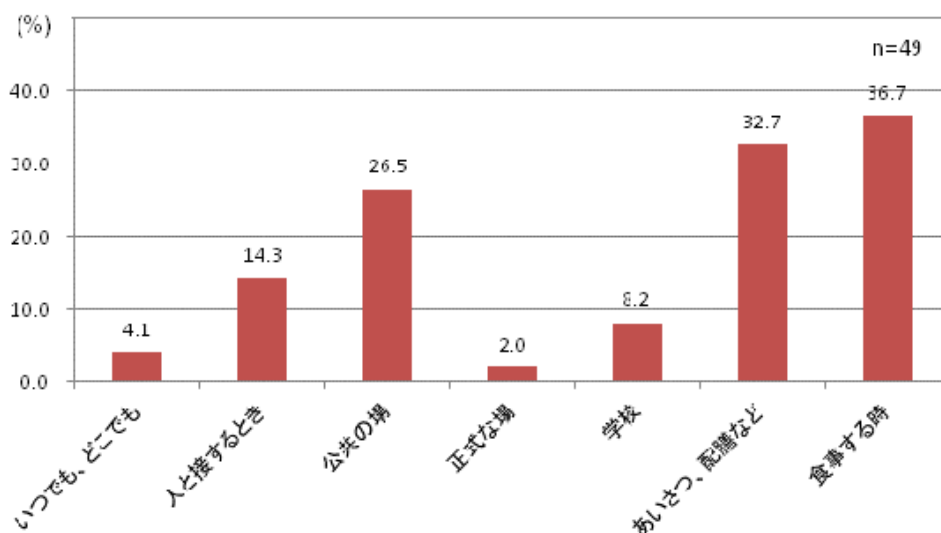


図 5-6 マナーを意識する具体的な場面

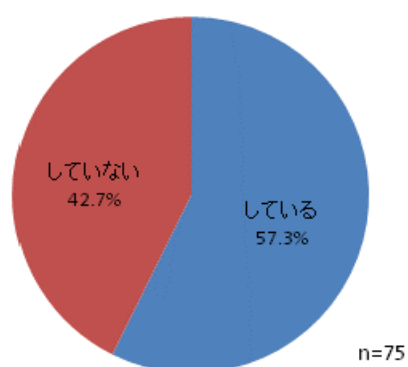


図 5-7 配膳に気を付けている割合

5.5.2 兵庫県立の高等学校での伝統文化に関する実践教育

実践先の高等学校では、家庭科系学校設定科目として伝統文化に関する授業を2単位で実施している。受講している生徒は普通科2年生女子10名である。特別非常勤講師として茶道講師、華道講師、フリーアナウンサーが年に6～7回ずつ来校し、茶道、華道、話し方とマナーの講義や実技指導をしている。その間に、「茶道」に関連するさまざまな伝統文化について学び、体験する授業を実施したので紹介する（表5-2）。



写真 5-1 茶道の実技指導の様子

表 5-2 伝統文化に関する体験授業

学習テーマ	学習内容	時間 (50 分)
風呂敷から学ぶ 「包む・結ぶ」	包む、結ぶという日本人唯一の文化について学び、風呂敷でさまざまなものを包んだり飾ったりする実習を行う。	1 時間
絞り染めをしよう	長い染めの歴史を学び、身の回りのものを使って布を絞り染めにする。染まった布を加工し、古帛紗、ティッシュケース、がまぐちなどを作成する予定。	3 時間
年中行事	日本に伝わる五節句や季節折々の行事に込められた願い学び、ハロウィンクッキーをつくりカードと一緒にプレゼントする。	2 時間
だし	日本人が発見したうまみについて学び、混合だしがなぜ美味しいのか科学的に学習し、実際にだしをとり、すまし汁を作る。また、和食の配膳やお椀、箸の扱いの作法を体験する。	2 時間
継承活動①	地域の幼稚園を訪問し、生け花を幼稚園児と一緒にを行う。	4 時間
お雑煮マップを作ろう (予定)	日本の各地域のお雑煮を分担して調べ、お雑煮マップを作成し、その中で特徴的なお雑煮を作って試食会をする。	2 時間 (家庭学習)
継承活動② (予定)	地域の幼稚園を訪問し、茶菓子と一緒に作り、抹茶を飲む体験をする。	5 時間

風呂敷の授業では、結ぶという行為には陰陽の考え方が込められていて、布 1 枚でさまざまなものをくるむという日本人ならではの生活文化を学ぶことにした。そういった知識や心を勉強したのち、実際に箱を包んでみた。基本的な平結び方から球体のものやビンなどを包んでみた。また、近年では風呂敷は包むだけでなく、バックや小物入れ、包装などお洒落用品として使用されていることから、その包み方もしてみた。「お弁当の包み方をバ

ラ包みにするとかわいいんじゃない」という声が出たり、新しい結び方を考案しようとして、普段使わない風呂敷を手にして楽しそうな様子であった。

染めの授業では、染めの歴史を学び、染めの歴史がとても長いことを学んだ。その中で絞り染めを体験した。今回は針と糸を使わずに、ビー玉やアイスの棒、輪ゴムを使用して短時間で簡単に絞りを施した。その後、身近にある食品を使用して、染色をした(写真 5-2)。この後、染色した布は、古帛紗に加工し茶道で使えるようにした。化学染料を使用しないで染めようと思ったよりも多くの時間を要するため自分の好きな濃さに布を染めるのに真剣に取り組んでいる様子であった。



写真 5-2 身の回りの食品で染められるものを選別する実験

年中行事の授業では、家庭で行っている行事と照らし合わせながら日本に伝わる五節句を中心に行事を学び、日本ならではの季節の行事を学んだ。この授業を行ったときはちょうどハロウィンの時期であったので、日本の季節の行事と比較する形で外国由来の行事を学び、色とりどりのハロウィンクッキーをつくり先生方にお配りした。年中行事に定められた願いについて聞くのは初めてであったようで興味津々であった。外国由来の行事についてはその定められた願いは全く知らないようで、知らずに行事を行っているということであったので改めてその意味を確認することが出来て良かった。先生方に差し上げるときも、ただ差し上げるのではなく、ハロウィンカードをつけてお渡しした。先生を思い浮かべて、作成したカードをつけて差し上げたので、先生方も喜んでおられた(写真 5-3、写真 5-4、写真 5-5)。



写真 5-3 ハロウィンクッキー



写真 5-4 ラッピング①



写真 5-5 ラッピング②

だしの授業では、日本人が発見したうまみについて学び、混合だしがなぜ美味しいと感じるのか科学的に学習した。その後、実際にかつおだし、昆布だし、混合だしをとり、すまし汁を作った。また、和食の配膳やお椀、箸の扱いの作法を体験的に学んだ。うまみを発見したのは日本人で、世界的にも「umami」で通っていることは初耳であったようで、うま味の相乗効果の話では感嘆の声が上がった。生徒達は家でどのようなだしを使っているのか知らないということなのでこれを機に家庭の味についても目を向けてくれることを期待したい。

また、継承活動としては、地域の幼稚園を訪問し、生け花を幼稚園児と一緒にやった。事前に 500ml のペットボトルの底を切り、手を切らないように切り口をカラフルなビニールテープで加工した。中にちょうどよいオアシスをいれ、花器を作成した。そして、幼稚園児と一緒にペットボトルの花器にマジックで絵を書いて、花器を完成させ、花をいけた。子ども達は、楽しそうに花を活け、感性豊かなものを完成させていた。生徒達は、正解のないものを教えなければならないので難しいようだったが、自分の学んだことを幼稚園児に教えるのは楽しかったようだ（写真 5-6、写真 5-7、写真 5-8、写真 5-9）。自分の学んだことがいかすことができるということは、生徒にとって大きな喜びになった。伝統文化を継承していく大切さを感じて、日頃の生活の中で積極的に継承活動を行うことを期待したい。



写真 5-6 花器作成の様子①



写真 5-7 花器作成の様子②



写真 5-8 花器完成



写真 5-9 幼稚園での継承活動の様子

この講座は、最終回到校内の先生方を招いたお茶会を開くことを目標にしており、そのお茶会では、季節のものでお菓子を作り、自分たちで染めた布で作った古帛紗でお茶運び差し上げる予定にしている。

5.6 教員養成大学への伝統文化教育

第4章のアンケート調査では、知識不足で困っている教員が多かった。場所不足や道具などを買う予算の不足も知識があればある程度解決できると考えられる。また、教育基本法、学校教育法、学習指導要領が伝統文化教育を実施するように求めている現代ではこれから先、学校現場において伝統文化に関する授業をしなければならないと考えられるので、教員免許を取得する学生に対して伝統文化を学ぶ機会を与えることが重要であると考えられる。全く伝統文化に触れないで伝統文化に関する授業をするよりは、少しでも伝統文化に触れてから授業をする方が、授業のめあてや展開を考えやすいことは言うまでもないことである。そこで、教員免許を取得するための科目の中に、「茶道」を中心としてさまざまな伝統文化を学ぶことのできる「伝統文化教育法」という講座の解説を提案する。

「伝統文化教育法」は、大学の授業に倣って全15回で構成した。茶道が総合芸術であり、茶道をじっくり学ぶことで、茶道以外の伝統文化を学ぶことができるため、茶道をテーマとして扱うとよいと考えた。この講座のシラバスは表5-3の通りである。

第1講「茶道入門」では、茶道の歴史やそれにかかわる人物の学習、茶道の精神を学ぶ。伝統文化は伝承されてきたものであるということに気づかせ、伝承されたものは次世代に伝えていく義務があることを感じてもらいたい。

第2講「客の心得」では、客の心得として必要な道具や作法について知り、客の割り稽古を行う。また、亭主として運びの割り稽古も行う。さらに、茶会でのお客様体験をする。できるだけ、本格的な茶室を使い、本格的なおもてなしをして、本物を体験させる。

第3講「茶人のたしなみ①軸」では、禅語や書道の心を学び、書道の練習もする。

第4講「茶人のたしなみ②茶花」では、植物のことや花にまつわる逸話を学び、花を活けてみる。花のような植物は季節によってあったり、なかったりする自然の生き物であるところを知り、季節に逆わず自然の恵みに感謝して、あるものを使わせて頂くことが、最も環境にやさしいということ学ぶ。

第5講「茶人のたしなみ③香」では、香の種類や昔の人にとっての香の役割を学び、好みの香を実際に作ってみる。源氏香があるように、昔の人はたしなみとして香を焚いてい

たことから古典の学習につなげて学習する。

第 6 講「茶人のたしなみ④布」では、茶道の中で使われる布にはそれぞれ意味があり、使い方が違うということを学ぶ。また、茶会では着物を着るため、着物の種類や素材について学び、着付けも学習する。着物は同じ形に見えるが、生地によって衣替えをすることができる。冷房も暖房もない時代では、夏になれば紗や絹といった風通しの良い生地を使い、冬になれば裏地をつけたり綿を入れたりして、暑さ寒さを緩和する工夫をしていたことを学ぶ。

第 7 講「茶人のたしなみ⑤茶と懷石」では、まず茶について科学的な機能と種類や製造方法について学ぶ。さらに、懷石、特にだしについて学習し、じっさいに調理してみる。

第 8 講「茶人のたしなみ⑥茶室」では、茶室やしつらえについて学ぶ。茶室には茶道の精神が凝縮されている。茶室の見学をするなどして、茶室について学ぶ。また、おもてなしに対するしつらえや心構えや季節によって変わるしつらえについても学ぶ。

第 9 講「茶人のたしなみ⑦茶道具」では、茶道で使う茶道具を一通り学び、学校で茶道を行うとしたら、最低限の茶道具はなにか知る。また、茶道具には見立てとして使えるものがあることを学ぶことで、ない茶道具を見立てで補えるようになると良い。実際に簡単にできる茶道具、茶杓や茶碗などを自分で作成する。作家が 1 つ 1 つ作った道具は 1 品限りで世界中を探しても同じものはなく、簡単に作れるものではない。だからこそ、大切に使おうと心がける。割れたりかけたりした陶磁器を漆で接着し、接着部分を金で装飾して修復する日本古来の金継ぎという技術がある。万一壊れてしまっても直してずっと使っていたのである。

第 10 講「茶人のたしなみ⑧点前」では、点前の手順を学ぶ。略盆点前が一通り出来るように稽古する。

第 11・12 講「お茶会を企画しよう」では、今まで学んできたことを総括して、お茶会を企画しその準備を行う。グループにわかれてそれぞれ茶会のテーマを決め、案内状を書き、お菓子、お道具などを決める。

第 13・14 講「お茶会」では、講座のグループを 2 つに分けて、2 回に分けて茶会を催す。片方の班に属したグループは亭主として茶会を開き、もう片方の班のグループは客となってもてなされ、次の講義で交替する。

第 15 講「伝統文化教育法」では、第 14 講までの授業を終えて、今度はどのように授業を展開すれば良いのかという授業の展開の仕方や押さえておきたいポイントなどを学ぶ。

また、日本の伝統文化を他の国の人々に紹介したり、茶席での英会話を勉強したりと英語と連携して、国際社会で日本をアピールするための能力もつけておきたい。

第1章及び第2章で、伝統文化教育の意義として「不易の視点」、「グローバルな視点」、「エコロジカルな視点」、「成長の視点」の4つの点を挙げていた。「不易の視点」は、第1講「茶道入門」で茶道にはずっと変わらない心があり、他の伝統文化にも同じように不易の心があるということを学ぶ。また、昔から変わらず伝えられてきたものは、今度は自分たちが次世代へ伝えていかなければならないことに気付かせる。「グローバルな視点」は、第15講「伝統文化教育法」で、国際社会で日本をアピールできるように、英語で伝統文化を紹介したり茶席で使う英会話を学んだりすることもできる。また、第3講から第10講までの「茶人のたしなみ」で外国のものと比較しながら学習すると、他国にも日本と同じように伝統文化があることに気付くことができると思う。「エコロジカルの視点」は、第3講から第10講までの「茶人のたしなみ」で季節を大切にし、自然に過ごすことで環境にやさしい生活をするすることができる。また、ものを大切に使うということはゴミを出さないし新たな資源も使わなくて済むため環境にやさしく、もったいないという精神に立ち返ることができる。最後に、「成長の視点」は、第3講から第10講までの「茶人のたしなみ」で多くの美しいものに触れることができ感性を磨くことができる。また、第11講から第14講までの「お茶会を企画しよう」と「お茶会」で、もてなす人のことを考えて、お茶会を企画し開催する。第3章で茶道体験を実施することでコミュニケーション能力が高めることができ、さらに、不登校傾向にあった生徒が茶道体験をすることによって、自己肯定感を高めることができたという話があったが、お茶会は亭主と客のコミュニケーションによって成り立つものであるし、おもてなしをするためには相手のことを考えて相手にあわせてさまざまな準備を行うため、相手のことを考えることができるようになったり、コミュニケーションの力をつけることができたりと、自分自身を成長させることができる。

評価は、基礎的な知識をしっかりつけるとともに、伝統文化を身をもって体験することが大切であると考え、試験、実技、レポートで評価する。

表 5-3 伝統文化教育シラバス

科目名	伝統文化教育法	
授業の概要	「茶道」をテーマとし、茶道に関する伝統文化を体験的に学ぶ。最終的には、今まで習ったことを総合的に活用し、茶会を催す。	
授業の到達目標	伝統文化を体験することで、伝統文化教育に関する基本的な知識をつける目標とする。	
授業計画	1	茶道入門
	2	客の心得
	3	茶人のたしなみ①軸
	4	茶人のたしなみ②茶花
	5	茶人のたしなみ③香
	6	茶人のたしなみ④布
	7	茶人のたしなみ⑤茶と懷石
	8	茶人のたしなみ⑥茶室
	9	茶人のたしなみ⑦道具
	10	茶人のたしなみ⑧点前
	11	茶会の準備
	12	茶会の準備
	13	茶会
	14	茶会
	15	伝統文化教育法
テキスト、参考書	そのつど指示する	
自主学習	講義のテーマに関して、調べ学習をすること。	
評価の方法	試験、実技、レポート	

5.7 まとめ

本格的な伝統文化教育は、始まったばかりで前例も少なく、学校教育においては、手探りで行われているのが現状である。その結果、時間不足、場所不足、知識不足などで教員は大変苦勞している。だからこそ、人材ネットワークを構築し、伝統文化に関連する外部講師を呼びやすくしたり、伝統文化教材の貸出制度を作り、購入するには高くてもかさばる茶道具や畳などの物品を必要なときに援助したりすることが必要であると考え。また、伝統文化教材資料データベースを作成して、伝統文化にかんする知識や経験を共有しみんなで勉強して高めあっていくという環境を作ることも必要である。

現状で教員が大変苦勞しているのは、教員自身の伝統文化に関する経験値が高くなく、伝統文化（茶道）に関する授業と言われても何をしたらよいのか見当もつかない、貴重な教科の時間を使ってまで伝統文化をすることに価値を見いだせないといったことがあると思う。そこで、教員になる大学生へ必修として伝統文化教育を行うことを提案したい。伝統文化を知っているからこそ解決できる問題があるからだ。たとえば、茶道の道具は見立てという考え方があるし、茶道をする場所はしつらえることで茶室の雰囲気を出すことができる。したがって、本格的な道具や場所がなくても茶道をすることは可能である。これは、茶道を知っているからこそできることで、知らなければ茶道具も茶室もないしどうしようかと悩むことになるだろう。

また、伝統文化は非常に幅広く奥深く極めるには多くの時間を要する。つまり、学ぶことはたくさんあるが、達成するのは難しいのだ。しかし、教員になるものが伝統文化について学ぶことで、どのような目標を持って行えばよいのかを考える機会ができるとともに、身をもって達成する難しさを感じることができると考える。

さらに、伝統文化について触れておくことで伝統文化との間にある敷居（例えば、堅苦しい印象など）をすこしでも下げることができ、形だけでなくそこにある精神的な意味や文化を知り、親しみやすくなればと思う。

終章

平成 18 年の教育基本法の改訂に伴って、学校教育でも伝統文化教育を行うことが求められるようになった。しかし、教育基本法や学校教育法、学習指導要領の書き方からは伝統文化に関する授業の取り扱いが見えにくいというえに、伝統文化教育は範囲が大変広いため何を目標にどんなことをすればよいのか判断が難しい。また、伝統文化に関する授業の前例が少なく、授業の展開が確立していない状況であった。さらに、伝統文化に関する教育ができる環境が整っているのかについても明らかでない。国や都道府県教育委員会から伝統文化教育（茶道）を学校教育で実施するように求められているが、実際に学校教育で伝統文化教育をどのように実施することが可能なのか不明であった。以上を踏まえ、なぜ伝統文化教育を行うのか、またどのような内容で取り扱うべきなのか、今の学校には伝統文化教育を実施できる環境が整っているのか、伝統文化教育を実施する具体的な方法はどんなものがあるのか、伝統文化教育を学校教育に取り入れるためには何が必要なのかといった課題を明らかにしていく必要があると考え、本研究では、高等学校における伝統・文化の取り扱いについて整理し、伝統文化教育の意義をまとめ、伝統文化（茶道）を行う教育環境の現状を明らかにするとともに、教育環境の展望について検討を行ってきた。

第 1 章では、各都道府県が取り組んでいる伝統文化教育事業について調査を行い、伝統文化教育の意義を「成長の視点」、「グローバルな視点」、「不易の視点」の 3 点に集約して考えることができることが分かった。まず「成長の視点」からの意義をまとめる。日本で昔から行われてきた行事には様々な願いが込められている。行事を通して自分のルーツや込められた愛情を感じたり、伝統工芸などの美しいものに共感したり、相手が気持ちよく過ごせるようにおもてなしをしたりすることで日本の伝統文化を大切にしたいという気持ちや自分自身や相手を大切にしたいという気持ちがうまれ、人間として成長できるというものである。次に「グローバルな視点」から述べると、国際化が進む現代、さまざまな国と付き合っていく際、多様な文化を持つ人々と共生していくことが求められている。自国の文化を知ることによって自信をもって他国と対等に付き合うことができ、また、自分の国と同じように他の国にも文化があるということに気づき、他の国の文化を尊重し、国際社会においてうまく共存していけるというものである。「不易の視点」については、先人から伝えられた様々な伝統文化を後世に継承していくとともに、今の時代にあった新しいものも交え創造していくというものである。

第 2 章では、高等学校学習指導要領における伝統・文化の取り扱われ方について調査した。とくに、新しい平成 22 年の高等学校学習指導要領家庭編では、伝統・文化に関する

ことが環境と結び付けて考えられるようになっていたため、伝統文化教育の意義に、「エコロジカルな視点」を付け加えた。「もったいない」という日本独特の価値観や先人の知恵を学び、実践することは、持続可能な社会を実現させることにつながるのではないだろうか。また、伝統文化を取り扱う上で、家庭科は様々な教科・科目と結びつく要素を持っており、様々な教科・科目と連携して伝統文化教育を行うことができることも分かった。

第3章では、京都府の伝統文化教育事業である「高校生伝統文化事業」に焦点をあて、伝統文化（茶道）に関する授業に関するアンケート調査、インタビュー調査を行い、現場の生の声を聞くことができた。京都府「高校生伝統文化事業」の影響はとても大きく、府立高校学校の方が国立、市立、私立の高等学校よりも伝統文化に関する授業へ取り組んでおり、その実施教科としては、「家庭科」で実施している場合が最も多くなっていた。伝統文化に関する授業を行っているほとんどの先生が有意義であると感じ、今後も実施していきたいとしていた。しかし、茶道に関する授業を実施する環境にはばらつきがあり、多くの学校が「場所不足」、「時間不足」、「知識不足」に困っていて、手さぐりで進められているような状態だった。そのため、教員の知識を引き上げる手だてや道具、場所の提供などの教育環境を整える支援が重要だと考えた。

第4章では、現代の高校生の伝統的な生活文化の経験を調査し、家庭や社会で伝統文化にふれる機会が少なくなっていることが分かった。したがって、学校教育で伝統文化教育を実施することが必要になってきているといえる。この結果を踏まえて「茶道」に関する授業の展開を考え、授業実践を行った結果、体験を含めた活動的な授業は、生徒の興味、関心を引き出し、理解度や実践意欲を高めることができた。また、茶道体験を行うことで、日本独自の感性を知ると同時に、国際的な視野をも広げることができていた。この伝統文化や生活文化、日本独特の感性をたくさん感じさせられるような授業を行えば、より有意義な茶道に関する授業が展開できると思われた。

第5章では、第1章、第2章の伝統文化教育の意義や第3章の伝統文化教育（茶道に関する授業）の教育環境の現状、第4章の現代の高校生の実態や伝統文化教育（茶道に関する授業）の効果をふまえて、伝統文化教育の教育環境の展望について考えた。まず人材ネットワーク、関連資料などのデータベースの構築、教材の貸出制度など教員をサポートする仕組みを整備することを求めたい。次に、教員自身が伝統文化を知らなければ生徒に教えることはできないし、授業の準備も難しいので、伝統文化について学ぶ機会を提供することが大切であると考え、現職教員の研修の充実と教員免許を取得する際に「茶道」を中

心として様々な伝統文化やその教育法を学ぶことができる「伝統文化教育法」という講座の開設を提案した。

本格的な伝統文化教育は始まったばかりで、茶道に関する授業においても手探りで行われているのが現状であり、教員は教育環境も整っていないうえに時間のない中で、慣れない授業をしなければならず、大変苦勞されていた。場所、道具、授業内容などの教育環境は、工夫次第で整えることができるが、伝統文化（茶道）に関して知っていなければ、それも難しい。そこで、教員に伝統文化に関する力をつけなくてはならない。そのためには、自らが伝統文化について学ぶ機会と、それに加えて伝統文化教育を行うに際しての具体的な事例や留意点を学ぶことができる機会を提供する必要がある。例えば、茶道は総合芸術であるためさまざまな分野に関係した伝統文化を総合的に学ぶことができる。そこで、現職教員向けの研修会と、これから教員になる教職課程、教員養成課程の学生向けの講座を開くことを提案する。

しかし、教員の力だけではどうにもできないこと（経費や時間など）がでてくる。第5章で挙げた、人材ネットワーク、教材の貸出制度、資料などのデータベースを作成することで、道具を買う経費を削減することができるし、講師を探したり、資料を作ったりする時間も削減することができ、教員の負担を減らし、よりよい授業の展開につながる。京都府の「高校生伝統文化事業」という取り組みのように、自治体が伝統文化教育を義務化し、予算支援を行うことでも、伝統文化教育の取り組みが進んでいた。このように伝統文化教育の質を維持向上するためには、自治体の支援が必要であるといえる。

教員自らが伝統文化を学ぶ機会を得ることにより、教員の伝統文化に関する授業をコーディネートできる力が向上すると考えられる。高等学校は教科担当制であるため、専門分野については専門の教員の方がより深く知っており、多くのことを教えられる。とくに、総合芸術である「茶道」に関する授業は、さまざまな教科の教員がかかわって教科横断的な学習を行うことができる。これにより、その教科と結び付けてより深く教えることができると同時に、「茶道」を通して教科の知識が横断的につながっていく。

家庭科では、衣食住に関することや季節を感じ心地よく生活するための知恵、人と一緒に生きていくこと、人をもてなすことなどたくさん「茶道」から学ぶことがある。茶道体験を取り入れた授業を家庭科で行う際には、これらを総合的に取り扱うことができ、高校生に伝統文化の生きた姿を感じさせることができる。このことから、茶道体験は伝統文化を現代に活かし、創造していく力を発展させられると考える。

引用・参考文献

- 1) 教育基本法, 昭和 22 年 3 月公布
- 2) 教育基本法, 平成 18 年 12 月改正、公布
- 3) 学校教育法, 昭和 22 年 3 月公布
- 4) 学校教育法, 平成 19 年 6 月改正
- 5) 文部科学省: 高等学校学習指導要領, 平成 11 年 4 月告示
- 6) 文部科学省: 高等学校学習指導要領, 平成 21 年 3 月告示
- 7) 案野功, 太田直之, 成田信子, 藤田大誠: 伝統・文化に係わる教育法の構築に関する基礎研究, 國學院大学人間開発学研究, 1 号, pp.43-58, 2009
- 8) 太田直之: 日本の伝統文化研究と伝統文化教育の間, 國學院大学人間開発学研究, 2 号, pp.28-34, 2010
- 9) 案野功: 教科教育学・伝統文化教育の視点から「人間開発学の樹立に向けてー展望と課題ー」, 國學院大学人間開発学研究, 1 号, pp.25-28, 2009
- 10) 週刊教育資料: 話題の質問ダイジェストー地方会議での論争からー, 週刊教育資料, vol.1096, pp.28-29, 2009
- 11) 中村哲: 第一章「文化や伝統を大切に作る心」を育てる趣旨とその指導, ムック, 2009
- 12) 中村哲: 文化創造的アプローチとしての和文化教育の構築と具体化, 兵庫教育大学研究紀要, 第 27 巻, pp.95-110, 2005
- 13) 中村哲「和文化教育」を語る, 教育 zine,
<http://www.meijitosho.co.jp/eduzine/interview/?id=20040002>, 2012.05.11
- 14) 日本の伝統文化理解教育入門 いま、なぜ「日本の伝統・文化」なのか?,
http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/bunka/dentoh_siryo1.htm,
2012.07.20
- 15) 兵庫県庁: 高校生が学ぶ日本の伝統・文化 (2006 年 11 月 12 日放送),
web.pref.hyogo.lg.jp/ac02/widw061112.html, 2012.04.13
- 16) 産経新聞: 高校独自科目に「日本の文化」兵庫県、歴史教育を充実, 2006 年 2 月 21 日掲載
- 17) 明石北高等学校: 科目「日本の文化」の展開,
www.hyogo-c.ed.jp/~meihoku-hs/gaiyo/h20bunka/index.html, 2012.04.13
- 18) 兵庫県教育委員会: 学校設定科目「日本の文化」教材活用事例集,
平成 19 年 3 月発行

- 19) 東京都教育庁指導部：日本の伝統・文化理解教育の推進，平成 20 年 12 月発行
- 20) 東京都教育委員会：東京都立学校設定教科・科目「日本の伝統・文化」教材集，平成 18 年 2 月発行
- 21) 埼玉県教育委員会：「伝統・文化」に関する学校設定科目，平成 20 年 3 月発行
- 22) 国立教育施策研究所：平成 25 年度研究指定校事業に係わる年度計画（3）地域等の課題に応じた教育課程研究事業④伝統文化教育実践研究
- 23) 茨城県教育委員会：ハートいっぱい推進事業「伝統文化教育」，
<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/shochu/kokoro/sinheart/tradition/index.html>，2012.04.19
- 24) 石川県教育委員会学校指導課：我が国の伝統文化を尊重する教育に関する実践モデル事業，<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/gakkou/dentou/dentou.html>，
2012.04.19
- 25) 京都府教育委員会高校教育課：府立高校生、京の伝統文化に学ぶ！，
www.kyoto-be.ne.jp/koukyou/cms/indez.php?page_id=284，2013.2.27
- 26) 岡山県庁：伝統文化，<http://www.pref.okayama.jp/site/16/list145-696.html>，
2012.04.19
- 27) 群馬県庁：「群馬のふるさと伝統文化」支援事業，
<http://www.pref.gunma.jp/03/c4210024.html>，2012.04.19
- 28) 熊本県教育委員会：伝統や文化に関する教育について，
<http://kyouiku.higo.ed.jp/page2022/001/>，2012.04.19
- 29) 山口県教育委員会：これが私の故里だ～山口県伝統・文化教材集～，平成 22 年 12 月発行
- 30) 教科書研究センター：教科書年表，1993
- 31) 岸田恵津，能瀬陽子：小学校における食文化に関する学習内容を取り入れた食育の実践状況，兵庫教育大学研究紀要，第 39 巻，pp203-212，2011
- 32) 文部科学省：高等学校学習指導要領，昭和 35 年 10 月告示
- 33) 文部科学省：高等学校学習指導要領，昭和 45 年 4 月告示
- 34) 文部科学省：高等学校学習指導要領，昭和 53 年 4 月告示
- 35) 文部科学省：高等学校学習指導要領，平成 1 年 4 月告示
- 36) 文部科学省：高等学校学習指導要領解説国語編，平成 22 年 6 月告示

- 37) 文部科学省：高等学校学習指導要領解説地理歴史編，平成 22 年 6 月告示
- 38) 文部科学省：高等学校学習指導要領解説公民編，平成 22 年 6 月告示
- 39) 文部科学省：高等学校学習指導要領解説家庭編，平成 22 年 5 月告示
- 40) 文部科学省：高等学校学習指導要領解説芸術編，平成 21 年 12 月告示
- 41) 京都新聞：府立高授業に茶道，平成 22 年 9 月 15 日掲載
- 42) 毎日新聞：府補正予算 26 億円，平成 22 年 9 月 16 日掲載
- 43) 京都新聞：ワクワク茶道体験，平成 22 年 12 月 14 日掲載
- 44) 読売新聞：全府立高「お点前」授業，平成 22 年 12 月 15 日掲載
- 45) 朝日新聞：全府立高で「茶道」授業，平成 23 年 1 月 14 日掲載
- 46) 京都新聞：茶の心 知恵絞り 一服，平成 23 年 10 月 28 日掲載
- 47) 読売新聞：学ぼう 京文化家元らが指導，平成 24 年 1 月 12 日掲載
- 48) 京都新聞：初の華道 思い思いに，平成 24 年 9 月 5 日掲載
- 49) 高橋洋子：衣食住の洋風化に関する数量的考察（第 3 報）－住宅の畳室減少 40 年の経過－，日本家政学会第 65 回大会研究発表要旨集，pp.124，2013
- 50) 京都新聞：薄茶一服茶道学ぶ，平成 24 年 6 月 14 日掲載
- 51) 京都新聞：和菓子作ったよ，平成 24 年 6 月 14 日掲載
- 52) 辻宗道：健康・生活と煎茶道，千本釈迦堂宝山講演会，pp.9-13，昭和 45 年
- 53) 小栗左多里，トニー・ラズロ：和文化研究室めづめづ京都，情報センター出版局，pp.20-27，2008
- 54) 茶道文化振興財団：茶道文化検定硬式テキスト 1・2 級用 茶の湯を学ぶ本，淡交社，2009
- 55) 茶道文化振興財団：茶道文化検定硬式テキスト 3・4 級用 茶の湯がわかる本，淡交社，2008
- 56) 山上昌弘：知識ゼロからの日本茶入門，幻冬舎，2009
- 57) 日系おとなの OFF：日系ホームマガジン 和のマナー和の教養，日系 BP マーケティング，2011
- 58) 千本秀樹，長谷川孝，林公一，田中恵：「伝統・文化」のタネあかし，アドバンテージサーバー，2010
- 59) 竹中敬明：伝えていきたい日本の伝統文化 四季の行事と習わし，近代消防社，2010
- 60) 全国消費者生活相談協会：大人のための家庭科の教科書，PHP，2007

- 61) 横山駿也：礼儀作法の教科書，岩波ジュニア新書，2010
- 62) 井垣利英：しぐさとマナーのコツ，学術研究所，2006
- 63) 子どもの生活科学研究所：子どもとマスターする 49 の生活技術，合同出版，pp.33-34，
1995
- 64) 千葉ロールプレイング研究会：教育の現場におけるロールプレイングの手引，誠信書
房，1981
- 65) 中村哲，安部崇慶，名須川知子：文化創造指導者の養成を目的とする専門職大学院構
想－文化創造教育研究科の構想案－，日本教育学会大会研究発表要，62，pp.144-145，
2003
- 66) 兵庫教育大学：兵庫教育大学修士課程日本文化教育プログラム，
http://www.hyogo-u.ac.jp/admission/master/japan_culture_program.php，
2012.04.19

謝辭

本論文は、京都教育大学大学院教育学研究科において、京都教育大学家政科延原理恵先生、榊原典子先生のご指導の下に行ってきた研究をとりまとめたものです。延原理恵先生、榊原典子先生には、熱心なご指導ご鞭撻により、2年間の研究活動を支えていただきました。

京都府教育委員会高校教育課の方には、お忙しい中何度もお電話をさせていただき、京都府「高校生伝統文化事業」についての概要をつかむことができました。

京都府の高等学校の伝統文化に係る先生方には、お忙しい中アンケートにご協力いただき、さまざまなご意見をもらうことができました。また、インタビューさせていただいた3人の先生方には、貴重な話を聞かせていただき、伝統文化に関する授業の状況や先生方の苦勞について知ることができました。

住居学研究室のみなさんには、2012年度、2013年度ともに、アンケート調査のデータ整理や授業実践の教材準備等、さまざまな面においてご協力いただきました。

京都教育大学家政科の先生方には、多くのご指導をいただき、時には励まして頂きました。

皆様のご助力により、調査および教材開発・実践を行い、本論文をとりまとめることができました。深く感謝申し上げます。

付録

付録 I

高等学校学習指導要領解説の時間、
場所、場合、環境に関する分類図

付録Ⅱ

伝統文化（茶道）に関する授業
についてのアンケート調査

付録Ⅲ

京都府立高等学校での 茶道を取り入れた伝統文化教育の 授業実践資料

付録Ⅳ

兵庫県立高等学校での 茶道を取り入れた伝統文化教育の 授業実践資料